

第百五十一回国会 衆議院 財務金融委員會 會議録 第十八号

平成十三年六月二十六日(火曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 伊藤 公介君 理事 奥山 茂彦君

理事 佐藤 剛男君 理事 根本 匠君

理事 五十嵐文彦君 理事 海江田万里君

理事 石井 啓一君 理事 鈴木 淑夫君

理事 大野 松茂君 倉田 雅年君

小泉 龍司君 七条 明君

砂田 圭佑君 竹下 亘君

竹本 直一君 中野 清君

中村正三郎君 林田 彪君

牧野 隆守君 増原 義剛君

山本 明彦君 山本 幸三君

渡辺 喜美君 上田 清司君

江崎洋一郎君 岡田 克也君

河村たかし君 小泉 俊明君

中川 正春君 長妻 昭君

原口 一博君 日野 市朗君

松本 剛明君 谷口 隆義君

若松 謙維君 中塚 一宏君

佐々木憲昭君 吉井 英勝君

阿部 知子君 植田 至紀君

財務大臣 塩川正十郎君

國務大臣 (金融担当大臣) 柳澤 伯夫君

内閣府副大臣 松下 忠洋君

内閣府副大臣 村田 吉隆君

総務副大臣 遠藤 和良君

財務副大臣 村上誠一郎君

厚生労働副大臣 榊屋 敬悟君

外務大臣政務官 丸谷 佳織君

財務大臣政務官 中野 清君

財務大臣政務官

経済産業大臣政務官

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(警察庁生活安全局長)

政府参考人

(金融庁総務企画局長)

政府参考人

(金融庁総務企画局参事官)

政府参考人

(金融庁検査局長)

政府参考人

(法務省大臣官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

参考人

(財団法人抵当証券保管機

構理事長)

参考人

(年金資金運用基金理事長)

財務金融委員会専門員

委員の異動

六月二十六日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

林田 彪君

西川太一郎君

小林 勇造君

黒澤 正和君

乾 文男君

田口 義明君

西川 和人君

小池 信行君

吉武 民樹君

門田 實君

森 仁美君

田頭 基典君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

同(瀬古由起子君紹介)(第二八二六号)

同(中林よし子君紹介)(第二八二七号)

同(春名真章君紹介)(第二八二八号)

同(松本善明君紹介)(第二八二九号)

同(石井郁子君紹介)(第二八三〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二八三七号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

同(日野市朗君紹介)(第三三〇九号)

るのか、この点についてもあわせて確認をさせていただきたいと存じます。

○乾政府参考人 お答えいたします。

ただいま先生御指摘なさいましたように、異業種の銀行業参入に当たつてのルールでございますけれども、今までは異業種からの参入というものはなかなかなかったわけでございますけれども、最近のＩＴ化を初めとする技術革新、情報化の推進によりまして、そうした動きが出てきていますというところでございます。

私も当局といたしましては、そうした異業種からの参入ということは、銀行業界を活性化するとともに、顧客に優良な金融サービスを提供するという観点から、基本的に歓迎すべきことと考えております。ただ、それがいわゆる先生御指摘なさいました機関銀行化というふうなことに使われた場合には、これは銀行業は預金を預かり決済システムを担っているという観点から問題である、そういう問題意識に立ちまして、今回の法改正をお願いしているわけでございます。

これまでも、これまでの銀行法では、新規に銀行を設立する場合にはその免許審査を通じて規定があったわけでございますけれども、既存の銀行を買収しようとする場合にはそうしたルールがなかったことから、今回、先ほど来申し上げております問題意識に立つて、必要なルール整備を行うとするものでございます。

その際、機関銀行化の弊害を防止する観点から、第一に、主要株主を、銀行に不利益を与えるような取引を禁止するいわゆるアームズ・レングス・ルールの対象としております。第二に、主要株主の適格性を確保いたします見地から、参入に当たつて株式所有の目的、経営方針それから社会的信用等に基づいて厳正に審査を行うこととしておりまして、また、株主となった後、継続的に報告徴求や検査等の監督を行うこととしておりまして、これらの制度的確な運用を通じて、銀行の健全かつ適切な運営を確保してまいりたいと思つております。

第二にお尋ねの、それでは主要株主への報告徴求、検査の場合の特に必要な場合というのはどのような場合を考えているのかということでございます。

主要株主に対する権限の行使につきましては、これは金融審議会の中でも議論されましたけれども、主要株主の経営に過度の影響を及ぼすようないわば当局の権限の乱用が行われないように留意することが必要であるという考え方に立つ必要もございまして、他方で、先ほど来申し上げております子銀行の健全性の確保ということの要請があるわけでございます。

そうしたことから、主要株主への報告徴求、検査につきましては、特に必要がある場合に限り必要な限度において行うこととされたわけでございまして、この点につきましては、具体的には、金融審議会の報告に述べられておりますように、株主が子銀行等に対して不当な影響力の行使を行うことなどにより子銀行等の経営の健全性が損なわれるおそれがある場合等に限りて検査、報告を行うとの考え方が示されているわけでございまして、そうした考え方に立つて適切に運営をしてまいりたいと思つております。

○石井啓委員 わかりました。

続きまして、本日金融審議会が開催されるといふふうに承知しておりますが、その中で保険の基本問題に関する報告が出される、このように伺つております。この中で、破綻前の生命保険会社の予定利率変更に関する報告がなされるといふふうに伺つております。きょうも新聞で報道されておりますけれども。

これは、そもそも柳澤大臣の前任の相沢大臣がこの件について非常に積極的であつたわけで、相沢大臣の問題提起を契機として検討がなされたというふうな承知をしているわけでありますけれども、柳澤大臣御自身は生保の破綻前の予定利率の変更についてはどういふふうなお考えでいらつしやるのか、この際、御所見をお伺いしたいと存じます。

○柳澤國務大臣 従前の高金利の時代におきまして、保険契約を当然保険会社はとつたわけでございます。当然、その当時の金利情勢を背景とした予定利率を前提にしまして、保険契約におきましてはそうしたものを盛り込んだところの契約ということになつてゐるわけでございまして、それが、昨今の超低金利という時代になりましたと、予定利率、つまり保険契約者から預かった保険料を運用する場合の利率が到底契約に盛り込んだものに達しない、そこで逆ざやが起きているということになるわけでございます。この問題の所在というのは、金利情勢の変化を前提にしてみれば、言つてみれば当然のことだといふふうに考えられるわけでございます。

それでは、これを一体どうするかということでございますが、低金利時代の続く期間というものを想定して、通常の景気循環のときのように、一年半くらいで不況の時期は脱せられるよといううな状況であればいざ知らず、なかなか構造的な側面もあつてそうはならないということの中で、この逆ざや問題を大変心配される向きがあるということとは、これもまた当然だと思つてわけでございます。

しかし他面、一つには、保険契約というものの本質、つまり、そういったこと全部ひくるめて危険を、リスクを背負つてくれるのが本来の保険会社の使命ではないかという根本論もあります。

また、今度は現実の問題として、保険契約者にとつてみますと、予定利率の引き下げが近々行われるよというふうな風説が流れますと、自分の保険に対して、その風説に基づいて、それでは早く解約しておこうかしらというふうな行動に出られることが多い。こういうことも実はございまして、その間の調整をいかに図っていくかというところで非常に微妙かつなかなか困難な問題というのが私の認識でありました。

もちろん、保険の予定利率の変更というのは破綻をした後は認められているわけでございますけれども、では、破綻をしてからではなくて、その

前にもっと傷の浅いところで、保険契約集団というのか、そういうものが共通の意思で、いわば共同体の自治の一種として、今このまま突き進んでいったらあの氷山に当たつてしまふよ、ちよつと方向を変えればもうちよつとスムーズな航行もできるじゃないかというようなことで、そこで調整する。総意を代表するような形でそういう意思決定をされるというふうなことがもしあるとすれば、そういうことだつたら、非常にいい方法が見つかれば、それはそれで十分存在価値があるんじゃないかというふうなことを考えているというのが私のこの問題に対する基本的な考え方と申させていただきます。できれば申し上げたい、このように思つてわけでございます。

○石井啓委員 今審議会の中でもいろいろ賛否両論の御議論があつたといふふうに報じられております。これからきょうの報告を受けて当局でいろいろ御検討されると思つておりますけれども、今大臣がおっしゃつたような非常に難しい問題もやはりあると思つております。

私は、まず前提として、予定利率を変更する会社のみならず、この際、逆ざやのみならず、いわゆる費差益、費差損益、死差損益を含めて、生保の経営状況の正確な情報公開というのがやはり大前提ではないかといふふうに思つております。その上で、実際に制度をつくつてうまくこれが機能するかどうか。大臣おっしゃるように、予定利率が変更するかもしれないと、解約が相次いで結局破綻に追い込まれるのではないか。制度をつくつて本當にうまく機能するかどうかという非常に難しい問題もございまして、やはり何よりも保険契約者にとつてメリットがあるという制度であることが大前提であるといふふうに思いますので、そういった点、ぜひ知恵を働かせていただいでよく御検討をいただきたいと存じます。

続いて、経済財政諮問会議の基本方針について何点かお尋ねをいたします。

竹中大臣が「日本経済の再生シナリオについて」ということで、大臣の談話というところで、基本方

針の発表とあわせて公にされておりますけれども、その中で、今後二、三年は日本経済の集中調整期間であるという中で、「平均して〇ないし一〇程度の低い経済成長となることを甘受しなければならぬ」という位置づけをされております。同時に、「国民の生活水準が継続的に低下するような事態を回避しつつも」という前提を設けられていくわけでありまして、これは具体的にはどういった事態を避けようというふうにお考えになっているのか。特に、経済成長においてマインナス成長ということを許容されるのかどうか。この点について確認をさせていただきたいと存じます。

○松下副大臣 経済財政諮問会議の基本方針が出されました。その中で、我が国の経済の姿として、中期的には我が国の経済が持つ潜在力が開花して、花が開いて、民需主導の経済成長が実現していくというふうに述べているわけです。しかしながら、不良債権の最終処理に要する二、三年は、おっしゃるとおり低成長を甘受しなければならぬというふうになっております。

そういう状況の中にあっても、竹中大臣が申し上げたように、国民の生活水準が継続的に低下するような事態は政府の責任として避けねばならない、こう言っております。今後、二ないし三年を日本経済の集中調整期間と位置づけておられます。短期的には低い経済成長を甘受しなければならぬというふうな考え方も、この間においても明示的にマインナス成長がまとまった期間続くというところは避けねばならないというふうにしております。

構造改革なくして景気回復なしと申し上げてきたとおりでありまして、真の景気回復のためには、この基本的な考え方に沿って、まず不良債権問題を先送りすることなく、三年以内に解決することを目指す、そして前向きな経済、財政の構造改革に取り組むことが必要であるというふうにお考えのわけでありまして、これによって我が国経済の再生が図られて、先ほど申しましたよう

に、中期的には民需主導の経済成長が実現されるというふうにお考えのわけでございます。

○石井(啓)委員 今回の御説明の中で、マインナス成長がまとまった期間続くことは避けるという御説明でありました。恐らく、これは、一四半期マインナス成長になることはあるかもしれないけれども、それが継続することは避けるという意味でおっしゃっていると思うんですが、そのまとまった期間というのはどの程度の期間なのか。例えば二四半期なのか三半期なのか、あるいは年間でマインナス成長を避けるという意味なのか。この点についても少し御説明いただきたいと思います。

○松下副大臣 一年間という一つのトータル、ある期間の中でやはりきちっと経済成長が確保されていくということが必要だということに考えているわけでございます。

○石井(啓)委員 わかりました。そうすると年間でのマインナス成長は避ける、こういう御趣旨だということがよくわかりました。

それでは、ちよつと時間がなくなってきましたので少しはしめますけれども、同じく基本方針の中で、「景気の状態によっては、セーフティーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な政策運営を行う」という一文がございますけれども、これは今のお話だと、恐らく年間でマインナス成長になりそうな状態なのかなというふうにお考えですが、どういう景気状態になったときにどういう政策運営を行うというふうにお考えをされているのか、具体的な内容について御説明いただきたいと思います。

○小林政府参考人 構造改革を進めていく過程での経済の先行きを正確に見通すことは非常に困難だということが前提となりますが、先ほど松下副大臣からお答えしたとおり、国民生活水準が継続的に低下するような事態は避けていく、そして、いずれにせよ、政府としてはその時々々の経済情勢に合わせて必要な政策を講じていくというのが方針でございます。例えば、新市場とか新産業の

育成による雇用創出、あるいは労働市場の構造改革、さらには雇用面でのセーフティーネットの一層の整備とか、あるいは中小企業の経営環境を整備するための金融面への対応や経営革新への支援など、構造改革に伴う痛みを最小限とするためのいろいろな施策をとっていくということが重要なんじゃないかというふうにお考えでございます。

○石井(啓)委員 それは当然のことだと思つたのですが、構造改革に伴う痛み、それを和らげる政策というのは、景気の状態云々によらずそれは必要なことだと思つたけれども、景気の状態によつては、柔軟かつ大胆な政策運営を行うと書いていますから、それはどういうことを意味しているのか、この点についても一度お聞きしたいと思います。

○小林政府参考人 今回の基本方針では構造改革なくして景気回復なしという基本的な考え方をとっておりまして、単年度の経済成長の率だけに着目するよりも、本年が中期的な経済成長の中でどのように位置づけられているかという点を踏まえて経済運営を行うことが必要であると考えております。まさに構造改革なくして景気回復なしの考え方のもとに経済財政の構造改革を断行して、これにより、我が国の潜在的な経済成長力を発揮させていくという方針をとっておるところでございます。

○石井(啓)委員 ちよつと今、先ほどの答弁と違つておっしゃる方、それは単年度の経済成長にかかわらずということをおっしゃつたけれども、要するに、ゼロないし一〇程度の低い経済成長は甘受する、だけれども、年間でマインナス成長にはならないようにする、こういうことですか。だから、やはりマインナス成長にならないような政策運営は行わなければいけないんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○小林政府参考人 まさにそういう経済政策をとっていただきたいというふうにお考えでございます。

○石井(啓)委員 ちよつと財務大臣にお伺いいたします。構造改革、調整に伴つて低い成長をや

り甘受しなければならない、ただし、やはり年間でのマインナス成長は避けていくということが基本的な運営というふうにお考えでしたが、その上で、足元の十三年度の経済成長もこれはかなり低い、ゼロないし一〇の中でも低い方になりそうだと、要するにゼロに近い状況になりそうだと竹中大臣の談話には位置づけられております。現下ではゼロに近い状況ということでありまして、これも、ただ、今後の情勢によつては、これはもつと低い、景気を下向きにさせる状況にも考えられる。十三年度のマインナス成長ということも、やはり私は今後の情勢によつてはあり得るというふうにお考えをしております。そういう場合は、やはり追加の景気対策は必要になってくるだろう。

私は財政出動をまずやれというふうには申し上げませんけれども、その前に、この四月の緊急経済対策でまだやり残した部分がありますから、そういう部分をやはりやらなければいけないと思つています。例えば証券税制の改正あるいは土地の流動化の対策、まだまだやり残している部分がありますから、そういう部分を引きとるといふこともあると思つていますけれども、私は、場合によつては補正予算も含む景気対策は必要になってくるのではないかと、こういうふうにも思つています。

○塩川国務大臣 仰せのとおり、私はこの下期に向けてまして景気の状態は非常に厳しいものがあると思つております。しかし、先ほど答弁の中にございまして、年間でマインナスにしないというところは絶対避けたいという不退転の決意を持って臨んでおられます。そのためにはいろいろな施策を考えていかなければならぬと思つておりますけれども、だからといって、今すぐ、それではその追加補正をやることによってそれをカバーする、そういう考えは今持っております。と、とりあえず今は、予算の執行を前倒ししてどんどん押し込んでいくということ、それから、規制の緩和を通じて経済活動を刺激していくというところに重点を置いてやっていきたいと思つてお

ります。

○石井(啓)委員 財務大臣が今の時点で補正予算について明言できないことはよくわかりますので、そうだと思いますけれども、この九月月上旬には四一六のGDPの速報値も出てまいりますし、やはり秋にはそこら辺の課題がもつと浮上してまいると思いますので、改めてそこら辺は今後御検討をいただきたいと存じます。

そこで、来年度予算、十四年度予算になりますけれども、国債発行を三十兆円に抑えるという目標の中で、今の中期財政見通しでは歳入増を図らないとすると三兆三千億円の歳出削減が必要になってくるわけでございます。ただ、この中期財政見通しは名目成長率を二%と想定しておりますので、ゼロないし一%の低い経済成長となりますと、やはり税収も下がってくる。歳出の方の国債費も若干下がるでしょうから、プラスマイナスでどうなるかはまだ私もよくわかりませんけれども、いずれにしても、大幅な歳出削減をするということがこの現下の経済情勢及び今後の厳しい見通しを踏まえて果たして適切なものかどうか、このことについて私は疑問を持っております。財務大臣の御所見を伺いたいと存じます。

○村上副大臣 石井委員の御質問にお答えしたいと思います。

私自身は、今までの経済政策、財政政策をどういうふうにかえるか、いろいろ御意見があると思うのですが、例えば体で、がん細胞のような不良債権、この病巣を摘出しないで、確かに経済的な下支えであったという意味で、総需要を喚起するという意味で、カンフル的な財政支出を私はやはりずっと続けてきたんじゃないかなという気がするわけですが、やはり私は、今こそ、今回はそういうがん細胞のような不良債権の病巣を摘出しつつ、日本の財政の構造改革という体質改善も一緒にやっていく。

ただ確かに、がん細胞を摘出するための体力を維持するためある程度の栄養を入れなければいけないことはあると思うのです。ただ基本的に

は、やはり不良債権の処理をして信用収縮と資産デフレをとめ、そして財政再建において非ケインズ効果があらわれないようにして、国民の将来の不安を払拭して、きちっと財政を立て直すことによって、将来が明るいんだ、そういうことをしていく。

それからやはり基本は、欧米の企業に比べて生産性や効率性が対等にきちつとやっていると、これはやはり不転転の覚悟でやるということが今こそ我々が一番重要なことじゃないか、そういうふうにかえております。

私は、イギリスのサッチャー首相が評価されたのは、そういうときには多少の痛みが伴うことはあったと思います。ただ、それを決然として十数年間やり続けたというところにやはりサッチャーさんの評価があるのではないかと、そのように考えております。

○石井(啓)委員 体質改善をする、構造改革をするということは全く賛成でございます。その点については異論はございません。

ただ、以前のこの委員会でも申し上げましたとおり、国債発行三十兆円ということにどういう意味があるのか。これは、そのことをてこにして歳出の中身を見直していく、あるいはさまざまな社会保障の効率化、あるいは公共事業の見直し、地方交付税の見直しといった財政にかかわる制度的な見直しを行っていく、歳出の配分の見直しと制度的な見直しを行っていく、このことにやはり私は最大の意義があると思うのです。

そういう意味では、まず財政の質的な改善をやっていくための手段としてこの国債発行三十兆円というのがある、こういうふうには私は位置づけしておりますけれども、これは手段でございますから、そのことをあくまでも何かこれは絶対守らなければいけない目的だということに固執するのは、私はいかがなものかなというふうな思いがございまして、絶対三十兆円でなければならぬかどうかという点については、経済的な意味は少

ないんだらう、こういうふうには私は思っております。

そこで、国債発行を三十兆円に抑えるということ、これまで歳出削減のことが随分表に出てきたのですけれども、私は、増税はしないまでも、歳入増というのはもつと政府がいろいろ努力する余地がたくさんあると思うのです。それは、政府資産を売却していくということでありまして、NIT株の売却であったり、最近ちよつと出ておりますけれども、特殊法人が持っているようないろいろな債権を証券化して、これをキャッ

シユ化するというようなこともあるでしょうし、あるいは、電波の公開入札みたいなことも基本方針の中にはうたわれておりますし、そういった政府のみずからの資産売却の努力による歳入増というのをやはりまずしっかりとやるべきではないか。こういうふうにかえておりますが、財務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○塩川国務大臣 仰せのように、歳入面の検討は大事でございますが、しかし、その歳入の骨格となるものも、税の増収を図るということは努力いたしますけれども、税制を変えて増税をしていくということは、この一、二年、私たちは考えておりません。したがって、政府が持つております多様な財政機能をフルに回転いたしまして、処置をとっていきいたいと思っております。

なお、先ほどのお話の中に、三十兆円は手段であつて目的にしたらいかな、こういうお話でございましてけれども、やはりこれは、手段と目的を一致した行動をとることによって効果がでてくると思ひますので、あえて申し上げさせていただきますと存じます。

○石井(啓)委員 私もそれを目標として削減の努力をするかを否定しているわけではございません。ただ、最終的にそれに固執するのは、いろいろな景気、経済状態を考へて柔軟に対応するべきではないかということ指摘して、質問を終わらせていただきます。

○山口委員長 原一博君。

○原口委員 おはようございます。民主党の原口博でございます。

銀行法の改正について、数点にわたり御質問申し上げたいと思います。

まず第一に、経済財政諮問会議の最終案、これは一体いつ閣議決定されるのか。そして問いの二は、これは、何何を拘束するのか、果たして予算編成そのものも拘束するのか。そして問いの三でございますが、竹中担当大臣はマニフェストだということをおっしゃっている。マニフェストということとは、つまりこれは小泉政権の選挙公約だとしていいの。

この三点にわたつて、財務大臣の基本的なお考えを聞きたいと思ひます。

○塩川国務大臣 まず、この経済諮問会議でございますけれども、これは、設置法の中にも書いてございますように、総理大臣に對しまして、経済、財政の基本的な問題を調査検討し、これを適切に答申するということになっております。それを受けて、予算編成について、国の予算等についての基本的な指針を明示するということになっております。したがって、諮問会議というものはあくまでも諮問会議でございます。いろいろな案件を調査検討し、総理大臣に意見を具申する。

したがって、今回でございました骨太の方針というものは、小泉内閣の経済並びに政治、一般行政の基本的な指針であると受け取つていただいて結構だと思つております。これに基づきまして、もちろん予算の肉づけもしていかなければなりませんし、行政の一般もこれに従ひました執行をしていかなければならぬということでございます。

それじゃ、予算との関係はどうなるのかということでございますが、この骨太の方針が出ましたことによりまして、各省にこれが的確に、その趣旨が鮮明に浸透していかなければなりませんので、この方針を、きょう二十六日夕方、閣議決定いたしましたので、その決定に基づき、総理大臣から各省に對し、この趣旨を徹底するようにという指

示がございます。

それを受けまして、各省で概算要求への準備をすると思うのでございしますが、それは今これから始まることとございまして、まだなかなか時間も要することだと思っておりますが、そういう手法を得まして、八月の十日ごろをめどにいたしまして閣議の了解をとりたいたいと思っております。

閣議の了解をとりますのは、やはりいろいろな折衝がございましたものを取りまとめ、その概要を取りまとめたものを財務省から閣議了解の原案として提出し、それに基づいて決定いたしますが、その間に、でき得れば数回、諮問会議においてその内容等を十分に検討していただいて、その上で閣議了解をするという段取りになる、こういうこととございします。

○原口委員 私、やはりこれは、今財務大臣がお話しになったように、概算要求の基準のさまざまなものを一つの方針として縛るものだ、拘束するものだというふうに思います。

委員長のお許しをいただいて、ペーパー、資料を配らせていただいておりますが、六をごらんになってください。

実は、大きな国政選挙がもう目の前に来ておりますが、自民党を中心とする政権のこの三年、これでどうなったかということ、名目GDPから重要犯罪にわたるまで記させていただきました。GDP、九・八兆円減。名目GDP成長率、マイナス一・六ポイント。勤労者の世帯実収入、マイナス三万四千二百六十円。国と地方の長期債務、もう百五十三兆円増。完全失業者、これは少な目に見積もっているのだと思いますが、九十万人。失業率一・三ポイント、企業倒産一四・〇%、自己破産九五・三%増。自殺者三五・五%増。重要犯罪、これも五割増し、四七・八%増。こういう形になっております。

私たちは、選挙というのはやはり業績を見なければいけない。そして今、小泉内閣がやろうとしている政策、総理は本会議場で私に、競争だけす

るのじゃなくて協力してくれとおっしゃいました。本当に改革の方向がよければ、それはそうかもわからないけれども、今、経済財政諮問会議で出てきたこの方向が、果たしてこのような日本の状況を救うものなのだろうか。むしろ逆じゃないだろうか。

私ごとで恐縮ですが、二十年前に、中曽根内閣のブレインに育てられました。そのときに、まさにあのときの改革が不十分だったから、抵抗勢力をすべて排除してこの改革を進めれば、その先には光があるんだとおっしゃっているような気がしてなりません。あの改革が中途でとんだした、いや、一定の成果を上げたかも知れないけれども、さまざまなこの失われた十年、二十年というものを生んだのは、その改革の自身が、非常に競争政策に近かった。そして、不沈空母発言に代表されるように、日本をアメリカの、同盟国の五十番目の州、そういう競争の中にはうり込むということとございました。

私は、競争政策だけが前面に出て、垂直的な自由主義だけが前面に出て日本社会が立て直るとは思わない。むしろ、協力政策や競争政策をきつりやうていくこと、変えないところ、守るところをはっきり示すこと、このことが重要だということとを御指摘申し上げ、銀行法の改正について数点にわたってお尋ねをしたいと思ひます。

一と二に一応論点を整理してまいりました。そこで金融担当大臣にお尋ねをするのですが、今回、銀行法の改正をつぶさに見てみると、やはりこの銀行等の主要株主に関するルール整備について、きつちり明確にする必要がある。

この政策的な意義は、銀行業への新規参入ルールの透明化、金融市場の活性化、そして銀行機能を悪用することを意図する不適格な若者を的確に適正に排除する、そして銀行業への信頼、ひいては金融システムの安定性の向上をするということにこの改正の目的があるんだというふうに思いますが、果たしてこの案でいいんだらうか。チェックの対象となる株主の範囲は、平成十二年の十二

月二十一日において金融審第一部会報告というのが出されましたが、その部会の報告に比べてもやや甘くなっているんじゃないか。主要株主の位置づけがこのような状況で本当にいいのか、まずお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○乾政府参考人 主要株主の位置づけが金融審の部会報告より甘くなっているのではないかとこの点についてお答えいたします。

部会報告では、五%超の保有株主が実質的影響力ありと判断される場合には、主要株主として認可の対象となるとしておりますけれども、この部会報告の中で、続きまして、企業会計の実質影響力基準による株主、原則として一五%以上の場合でございますけれども、例外的に一五%以上の実質影響力があるわけでございしますが、この企業会計の実質影響力基準に基づきまして、そうした実質影響力基準に該当する株主になろうとする者については、銀行の経営に関する実質的な影響力に着目して、主要株主と位置づけ、株式取得に関し認可制とするべきであるというふうになされております。私ども、この金融審の部会報告の考え方を法制化したものというふうに考えているところとございします。

○原口委員 部会報告では、五%超の保有株主が実質影響力ありと判断される場合は、主要株主として認可の対象となるとしています。また、一五%以上についても、人的関係、融資等の取引関係を通じて重要な影響を与えるものについては主要株主としているわけです。私は、ここをきつちり詰めておかねばならないと思ひますね。今のようなお答えではないと思う。

次に、判断基準、審査ルールの明確化について。主要株主の適格性の判断基準というのは審査ルールに、あるいは判断基準というのを事前に明確にしておくべきだ。

ここにパーゼルのコアプリンシプルを出していますが、一九九七年、日銀の仮訳で恐縮ですが、原則の三、「免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下

する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役及び上級管理職、業務計画及び内部管理、資本基盤を含めた財務状況の見積りに対する評価を行わなければならない。提案されている所有者あるいは親会社が外国銀行である場合は、母国監督当局の事前の同意が得られているべきである。」ということを書いておりますが、この銀行法の改正、もちろん主要株主、外国の企業もなり得るんですか。あるいはこの外国銀行の規定について、本改正案にはどこにございしますでしょうか。――

――

○乾政府参考人 お答えいたします。主要株主のルールは、個人であるか法人であるかあるいは海外の株主であるか等を問わず、これはルールの対象になるわけでございします。海外の場合でございしますけれども、現実には、海外に主要株主が存在いたします場合に、我が国の当局が公権力の行使を及ぼすことは困難でございしますけれども、一方で、パーゼルのルールの中に、金融機関を監督する母国の当局と存在する当局とは密接に意見交換をしなければならない、必要な情報を相互に提供しなければならないという規定がございまして、そうした規定に基づきまして、密接な情報交換のもとに適切な監督を行ってまいりたいというふうに考えているところでございします。

○原口委員 委員長、お願いをしたいんですが、これはパーバーでわざわざ出しているんですが、こんなに時間がかかって、しかも質問に答えていないじゃないですか。この規定の中にあります。ないんですよ。

原則四、これは今おっしゃったパーゼルのコアプリンシプルの原則四、「銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持つていなければならない。」これに当たる条項はどれですか。それから、ちよつと私の資料で、下の括弧の機関の字が間違っています。そして、り機関銀行化の危険をどう排除するか。そして、

子会社に対する親会社の責任を明確にしてしつかりとした信頼を勝ち取る、このことが大事だと思います。二点、バーゼルのコアプリンシプルの四に当たる条項はどこにあるのか、機関銀行化の危険をどう排除するか。子会社に対する親会社の責任というのは明確にされていないんじゃないか。例えば、英国ではコンフォートレターという制度があつて、一定の株主に対してはあらかじめ支援の意思確認をしています。こういったものについてどのように検討されたのか。なぜ定期報告を求めないのか。

後で私は、先日やりました大和都市管財の事件について、これは一つのケースだと思ひますので、今の三点にわたつてお答えください。

○村田副大臣 それでは、二点目の方からお答えをさせていただきますというふうに思ひます。

原口委員がおつしやつた弊害防止措置でございませうけれども、今回の銀行法の改正法案で、機関銀行化の弊害を防止しよう、こういうことで、主要株主を、銀行に不利益を与えるような取引を禁止するルール、いわゆるアームズ・レングス・ルールの対象といたしました。そのほかに、主要株主の適格性を確保する見地から、参入に当たりまして株式所有の目的や経営方針、社会的信用等に基づいて厳正に審査して、そしてまた継続的に報告徴収や検査等の監督を行う、こうしたいいろいろな制度的な運用を通じて銀行の健全かつ適切な運営が確保される、こういうことを求めていきたい、こういうふうな考えているわけでございます。

それから、そのほかに、金融審議会の報告でも、主要株主に対して信用供与等についての量的規制の問題についても、追加的な措置として講ずべきではないか、こういうふうな指摘がございまして、これにつきましては、政令の改正を行ひまして大口信用供与等規制に関するいろいろな条件を定めていきたい、こういうふうな考えておりまして、あわせて万全の措置を講じていきたい、こういうふうな考えているわけでございます。

それから、主要株主についてでございますけれども、これは三番目の問いだと思ひますが、銀行が悪化したとき、主要株主にどういった支援を求めるのか、責任はどうか、こういうことでございませう。

支援を求めるときに、一つは株主有限責任の問題と、それからセーフティーネットをどう確保していくか、このふつかり合う問題があるわけでございますけれども、銀行経営が悪化したときに主要株主に求められる措置につきましては、主要株主と銀行の関係等の状況に応じて、銀行の経営改善のために適正と判断されるものが求められるということでございます。

銀行が破綻すれば、セーフティーネットの存在により預金者全体の負担や公的な負担に結びつき得るものでありまして、こうした銀行業の公共性にかんがみまして、一定の場合に主要株主に対して銀行経営健全化のための措置を求め得ることとすることは株主有限責任の考え方と矛盾するものではない、こういうふうな考えておりまして、五〇％を超える株式を有する株主の場合には、銀行経営が悪化した場合において、特に必要があると認められるときは、銀行の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができるということとを法定したわけでございます。

○原口委員 本当に限られた時間でございませうから、厳しい審査を経ることなく参入してきた人たちが、まさに子会社である銀行を利用して、経営を悪化させても親会社の経営責任がとられない。過去、私も事例を調べました。昭和の初めごろ、さまざまな工業と銀行業が癒着をして、どれほど多くの信用不安が起つたか。そういうものは別に何百年も前の話じゃないですね。しかも、新たな金融システムを入れて、破綻の場合には公的な資金を入れる、国民の御負担をお願いするという中で、果たして今のようなお答えでいいのだろうか。

私は、先ほどの量的規制については銀行法の政令において入れるというふうにおつしやいました

が、これから検討なのかも知れませんが、きつちり提示をすべきだと思ひます。中身がどうなっているのかというところをきつちり見た上で、では、それだったら大丈夫ですねということは言えるかも知れないけれども、そういう審査のルールについてはこれから政令の中に書き込みますよというところでは、とても納得はいかぬということとを申し上げて、大和都市管財事件についてのさまざまな問題を議論したいと思ひます。

私は、こういう銀行法の改正をするに当たつては、検査や透明なルール、そして、こういう金融機関の中身を知っているのは当局しかないのですから、もつと公平で公正で信頼の置ける検査というのが必要じゃないか。日本版 SEC ということを民主党は提案をしていますが、本会議ではそういったものは特段必要ないというお答えだったというところを踏まえて、大和管財事件について質問をしたいと思ひます。

まず、警察庁にお尋ねをします。事実の確認でございます。

大阪府警生活安全部は、平成十三年四月十六日に大阪市の抵当証券会社大和都市管財など五十六カ所に家宅捜索に踏み切つたとされておりますが、容疑は何でしょうか。

○黒澤政府参考人 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、私ども出資法と言つておりますが、この二条に規定されております預かり金の禁止違反、これで捜索を実施いたしているところでございます。業として預かり金をするにつき、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、何人も業として預かり金をしてはならない、この容疑でございます。

○原口委員 その捜査の対象たるや、五十六カ所、しかも、県も一つの大阪府だけじゃなくて九県に及んだというふうな存じ上げています。しかも、顧客は延べ累計三万七千六百件、二万二千人、販売総額は一千億円と見られています。農田商事事件をしのぐ戦後最大級の事態である、そのように認識しています。

しかも、抵当証券の満期を迎えた顧客の償還を逃れるために、買いかえ用として新たな金融商品を開発し、さも元本が保証されるようなセールズトークで業務を拡大している疑いも指摘をされておりますが、当局はどのように認知されているのか。

そして、これらが組織的詐欺的行為によるものである疑いが強いという指摘もございませうが、どのように把握しておられるのか。大和都市管財が詐欺的集金機関と化し、関連グループ各社の資金繰りにお年寄りや女性やさまざまな人たちの年金のお金を預かつて、そこに費やしたんじゃないか、何ら利益を生み出す運用でなかったという疑いも濃厚になつてきたというふうなされておりますが、事実関係を問いたいと思ひます。

○黒澤政府参考人 委員御指摘のようないろんなことが報道され、また言われておることは承知をいたしておるところでございますが、私ども、現在大阪府警におきまして全容解明に向けまして捜査中の事業でございまして、具体的な状況等につきましては答弁を差し控えていただきたいと思います。

なお、四月の十六日に、先ほど申し上げました出資法で捜索を実施いたしておるわけでございますが、その際の事実の概要を申し上げますと、被疑法人株式会社ゼネラルファイナンスパートナーは、不動産賃貸企業等への投資等を営むものであるが、同社元代表取締役らは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同法人の業務に関し、平成十二年一月ごろから平成十三年三月ごろまでの間、前後三十五回にわたり、大和都市管財株式会社の従業員らをして、シユアー・ファンドという商品ができましての抵当証券から乗りかえてみません、年利八％から一〇％を予定しています、抵当証券や預金と同じもので、元本は保証しますなどと申し向け、大和都市管財株式会社の販売に係る抵当証券購入顧客十四名に、同抵当証券を解約の上、精算させるなどし、同シユアー・ファンドの購入代金を銀行口座に振り込ませるな

どの方法により、大和都市管財株式会社の抵当証券客で不特定かつ多数の相手方から、現金一億七千二百九十万円を、GFPシユア・ファンドの販売名下に、預託期間五年、一年ごとに年二回八%ないし約一〇%の配当金を支払うとともに満期時には元本を返還することを約して受け入れ、もつて業として預かり金をしたものである、かような搜索の事実になっておるところでございます。

それから、組織的詐欺行為ではないかということでございますけれども、これにつきまして、現在全容解明に向けて捜査中でございますので答弁は差し控えていただきたいと思います。一般論として申し上げますならば、会社全体による詐欺というためには、組織の主宰者が意思決定し、組織の指揮命令系統に基づいてその組織の構成員が行動し、詐欺が行われたということを立証する必要があると考えておるところでございます。

〔委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席〕
○原口委員 今お話しになったゼネラルファイナンスパートナー、資料三をごらんになってください。これは、弁護団の皆さんとお話をして、余りにも大きな深刻な被害なので、「大和都市管財をめぐる法律関係図と展望」ということで、私が何を議論しているか、一目で皆さんにわかっていただくためにお示しするものでございます。

ゼネラルファイナンスパートナーというのは、大和都市管財の下側にあるものでございます。そして、平成六年と平成九年に近畿財務局が入っている。そして、平成九年十月三十一日には、先般村田副大臣とも議論をしましたが、業務改善命令を出している。

そこで、業務改善命令を出したときに、抵当証券の発行特約融資を行っている六社、この六社はどこですか、金融当局にお尋ねをしたいと思えます。わかつてはいるはずですが。

○田口政府参考人 お答えいたします。
大和都市管財の融資先でございます関連六社で

ございますが、抵当証券業規制法の監督対象にはなっておりませんで、また、その多くは現在民事再生手続の開始を申し立てているところでございます。したがって、その名称等の公表は差し控えていただいております。

○原口委員 その名称、もう管理人のホームページにも出ているんですよ。それは、ここにあるベストライフ通商、ナイス函館カントリークラブ、美称カントリークラブ、ナイス・ミドル・スポーツ、リストム、こういったものだというふうに思っています。

私は不思議でたまらないのは、これは関連会社でしよう。関連会社にいわゆる抵当権を設定して、お金を貸しておいて、そしてそれを小口化していろいろの人たちに抵当証券として売っている。タコがタコの足を食べているという話をしましたが、もうこの平成九年の時点で、経営状況が極めて厳しい。こう言っていますよ。「貴社の抵当証券特約融資に係る審査体制が不備」、審査体制が不備と言っているんですよ。また、「貴社の融資先である関連会社」、関連会社と認めているんですよ。これは弁護士さんたちがつくったこの資料のこの六社です。「いずれも経営状況が極めて悪く、かつ貴社が自主的に作成した貴社の融資先である関連会社を含めた貴社の経営健全化計画は大幅未達となっている」、結果的には経営が困難になるだろう、平成九年にちゃんとやっているじゃないですか。あれから四年たっている。

今警察庁の生活安全局長が御答弁になりましたように、抵当証券を借りかえて別の商品を売って、大きな被害も出ているんです。なぜここでこういう命令になるんですか。教えてください。

○田口政府参考人 お答えいたします。
近畿財務局におきましては、平成九年六月に、大和都市管財に対して検査を実施いたしました。御指摘の関連会社六社を含みます経営状況の実態把握を行ったところでございます。

これによりまして、融資先でございます関連六社の経営状況が悪化したとしておりまして、将来的

には当社の経営が困難となる可能性を確認いたしましたことから、抵当証券購入者の利益を害する事実があると認めまして、平成九年十月に業務改善命令を発出したところでございます。

その後、当該命令に基づきまして、大和都市管財より経営健全化計画を提出させますとともに、毎年五月の末に、関連会社六社の経営状況も踏まえた当該年度の実績、それから、その後の見直し計画を提出させることによりまして、経営改善状況の実態把握に努めますとともに、この計画の確実な実施を強く指導してきたところでございます。

しかしながら、昨年十月から近畿財務局が実施いたしました検査等におきまして、当社については抵当証券業規制法に規定されております登録の更新に必要な財産的基礎を有していないというふうに認められましたことから、去る四月十六日に登録の更新を拒否したわけでございます。

○原口委員 私は、金融当局がこういう検査をして、しかも今の御答弁では、毎年報告を出すように、命令書の中にも書いてありますよね。平成十一年から十三年度までの各年度ごとの計画について、今お説きになったとおり、各年度の五月末までに経営健全化計画を出せ、出してくださいということを言われている。毎年毎年チェックしているじゃないですか。この間の委員会の質疑では、村田副大臣は、三年ごと検査していますからというお話でした。検査は三年ごとかも知れないけれども、間に毎回毎回報告書を出してもらっているんですよ。

そこで、今度は、この四月の十六日に近畿財務局は会社整理通告をしているわけですが、この検査結果を見ると、自己資本が六億二千九百四十万のところ、もう実際どれぐらい債務超過の状態ですか。実質的な延滞状態にある関係会社に対する債権、あるいは、そういったところは引当金も計上していないために、もともとと財政的な基盤が欠損していったんじゃないでしょうか。平成十二年の十月十一日に検査をして、そして財産的基礎

について調べていると思います。要特別損失の計上額、幾らでしたか。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。
近畿財務局におきましては、今おっしゃられましたとおり、昨年十月十二日に立入検査を開始いたしました。本年の四月九日に検査結果の通知を行っております。その中で大和都市管財についての財産的基礎の状況といたしましては、自己資本額が六億二千八百四十万に對しまして、要特別損失計上額といたしまして五十一億二千五百万円、また、要追加償却、引き当て額といたしまして五億二千四百四十万ということで、差し引き五十億一千七百四十万の債務超過になるという認定をいたしております。

なお、先ほど先生も言及がございましたけれども、関係会社に対する債権に対する引当金を計上いたしておりますので、その分も含めますと、一般に公正妥当と認められる会計処理を、その関係会社に対する債権に対しても引き当て処理を行いますとすれば、当社の財務内容はさらに大幅に悪化することが見込まれるというふうに考えたところでございます。

○原口委員 柳澤大臣、引当金も手当てをしていなかった。これは今わかった話じゃないと思うんですよ。毎年しっかりと検査を、この平成九年に入って、そして命令書を出して、毎年その裏づけになる書類も添えて出してくださいという命令を出しているわけですから、金融当局はそのことを知っていないやおかしい。明らかにこの平成九年の時点で、このままじゃ危ない、このままじゃ多くの被害が出るかも知れないという認識はあったはずなんです。それがなぜ今のような答弁になるのか、私の知識ではあるいは理解ではとてもそういう答えになってくるのがわからない。大臣にお答えをいただきたい。

○柳澤国務大臣 平成九年の検査に基づきまして業務改善命令を出して、その実績をフォローしていた、こういうことなのでございますが、それが未達であるという状態が継続するわけでござ

います。

その際に、行政当局として、非常に危ない、こういう事態では危ないということであつたんだらうと思うんですけれども、とにかく、自主的な改善努力というものにまとうというようなこともあつて、その都度、それでは、ここまではこう来てしまつたんだけれども、ここからまた立ち直るための再度の改善計画、構想を改めたところの改善計画を提出して、そして、それが実現された場合には何とか健全化できるのではないかと、こういう考え方で、次々と改定の計画を提出せしめて、その努力にまつたというのが行政の実態であつたというように、ただいまの検査局長等の答弁を聞きながら感じております。

(佐藤剛)委員長代理退席、根本委員長(代理着席)

○原口委員 私、人ごみみたいな答弁はもう要らないのです。

この関連会社は、例えばその中の一つを見ると、この社長が、ナイス・ミドル・スポーツについては、昭和六十二年に設立して、御本人が取締役になつておられるのです。それから、ナイス南館カントリークラブについても、八八年にナイス南館カントリークラブを買収されて、即八十億円の抵当証券を販売なさつておられる。一体なんですよ。これは関連会社でしょう。違いますか。こういうことを検査で許しておいて、さつき銀行法で質問をしたときには、いや、ちゃんと法整備してありますから大丈夫ですと。そんなことがあり得ますか。三十五億円のしかもとれないのじゃないかということを言っているわけですが、一千百億の負債に對して。

今のようなお答えであれば、例えばこのベストライフ通商、これは管理人のホームページにも同じものがありますから、私がここで勝手に間違つた情報を出しているのではございません、負債百九十四億円の民事再生。ナイス南館カントリーは二百二十八億円の民事再生。美祿カントリーゴルフクラブは百八十億。ナイス・ミドル・スポーツ

は六百六十億。システム、これは産業系なのか、三十五億です。どうやって返せますか、これ。今のような検査が見逃されておられるということは、とても私には信じられない。

大阪府警の調べでは、大和都市管財グループは九四年から債務超過に陥りながら新たな金融商品をつつと開発、顧客に売りつけていた、そういうふうな報じられていますが、警察庁、事実はいかがでしょうか。

そして、なぜこれほどまでに被害が拡大をしたのか。金融当局が毅然とした、しっかりとしたこととをやつていれば、こんなことは起こつちやならないし、起こるわけはないのです。関連のグループからお金を借りさせておいて、そこに抵当権を設定して、そしてそれを売れるんだつたら、こんな楽なことはない。その中身は知つておられる、金融庁は。

きょう、当時の近畿財務局長に来てくださいというお願いをした。外務委員会では鈴木宗男先生が、元の欧軍局長、東郷さんをお呼びになつた。やはり、その時点、その時点の官の決断、責任というものもきつちり問うていかなくいかぬと思う。まだこれは救済のスキームについては一言も触れていないのじゃないですか。この二万何千人の人たちをどうするのですか。

私は、きょうは抵当証券保管機構の理事長にもお見えいただいておりますが、抵当証券保管機構も、立入検査する権限を法律によつて与えられておられるのじゃないですか。あるいは、法務省にもお見えいただいておりますが、不動産鑑定士の鑑定によつて、抵当証券業務の監督を十分にやるといふ義務が法務省にもあるのじゃないですか。その辺は皆さん、どう思われておられますか。責任と、自分たちの業務が適切に進んだか、胸を張つて言えますか。また、この救済スキームについては、だれも何も言わないじゃないですか。人ごとじゃないのですよ。銀行で同じことが起こつたらどうしますか。もっと被害はひどい。この一千百億という被害もすごいんですよ。

今、抵当証券保管機構の理事長は責任をどうとられますか。柳澤金融担当大臣はどう救済スキームを組み立てられますか。そして法務省は、不動産鑑定士が登記する、一般の人たちは、法務省登記所のしっかりとした裏打ちもある、安全だと思つておられるのですよ。どのように責任を感じていらっしゃるのか、三者にお尋ねをしたいと思います。

○門田参考人 抵当証券保管機構の門田でございます。ただいま先生からお話がございました大和都市管財の件に関連しまして、大変事柄が複雑であり、あるいは大阪地方裁判所から会社整理開始決定、管理命令が出されるという非常に異例の形の問題になつております。

お尋ねの件の抵当証券を預かつて保管証を出すという部分の話でございますが、これは、抵当証券原券というものが抵当証券業の規制等に関する法律の定めに従ひまして、所定の手続を経ますと、私どもとしてはこれを必ず保管する。これは、法の趣旨は、抵当証券の二重発行あるいは空売り、そういうものを防ぐためにできたものでございまして、それから、そうやって受け入れました原券に對して保管証の発行をやつていく。これはもう事務的に粛々とやつていく、こういう話でございます。(発言する者あり)

○原口委員 検査の権限を与えられておられるのでしょ。いや、もう結構です。あなたには責任感がない。

柳澤大臣、どうぞ。

○柳澤国務大臣 私に對する御質問に對するお答えとしては、これは会社整理管財人が再建計画をつくり、しかるべきところにしかるべき配当をする、資産の処分をして配当をするということに尽きるのですけれども、それはそれであれなんです。この問題というのは、抵当証券自体の問題と、この会社が取り扱つていた抵当証券以外の、かなり抵当証券に似通つたような商品を自分で勝手につくつて売つておられるという問題とが私はある

ように思つております。

抵当証券自体の問題として果たしてどうなのかといへば、これは抵当証券業規制法という法律の問題になつてくるわけでございますけれども、それ以外の抵当証券まがいのものについての話ということになると、先ほど警察庁の方からすぐお答えがあつたように、出資法の違反ということ、業法違反ではなくて、ストレートにその違反事案というものは警察の監視あるいは捜査の対象になるということでございます。そこは金融当局が抵当証券業規制法に基づいて何らかのことはするということとはちよつと別の話、別の筋の話になるということでございます。

○原口委員 検査と全体スキームについて答えていない。救済スキームについて質問をしていますから。

○根本委員長代理 質問者、法務省でしょう。――法務省小池審議官。

○小池政府参考人 抵当証券の交付の申請が登記所にありました場合には、いわゆる担保の十分性を証する書面を提出しなければならぬというふうになつております。登記官は、いわゆる形式的審査権、書面審査でございますが、これに基づきまして、当該抵当権の目的物の価値が債権の弁済に見合うものかどうかということ審査いたします。その審査の結果、担保の十分性がないということをお断りすれば、その申請を却下することになつております。

先生御指摘の、万が一、登記所の方の判断を誤りまして、担保価値が十分でないものにつきまして抵当証券を発行いたしました場合に、その結果、第三者、抵当権の所持人が損害をこうむつた場合には、最終的には国家賠償の問題になるというふうにお承知しております。

○原口委員 質問に答えてください。保管機構の理事長、検査し、そして弁済する業務を与えられているでしょう。

○根本委員長代理 原口君、質問時間も過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○原口委員 それと柳澤大臣、救済のスキームをどうするかお答えになりませんでしたので、ぜひ、これだけの人たちが被害を受けて、そして検査は十分だったのか、そしてこの被害を受けた人たちに對する救済をどうするのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○根本委員長代理 田口参事官、時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○田口政府参事官 お答えいたします。

購入者の保護をどうするかという御質問でございますが、一般的に申し上げまして、抵当証券業者の経営が破綻いたしました場合には、抵当証券の購入者は、原債務者に対する債権と抵当権を引き続き有しております。原債務者からの回収を行うこととなりますが、こうした場合におきまして、原債務者からの元利金の取り立てや競売による回収につきましては、抵当証券保管機構が并済受領業務を行うわけでございます。これを代行できるということになってはいるわけです。

大和都市管財につきましては、現在、大阪地裁から会社整理の開始決定、それに管理命令が出されておまして、それと同時に、関連会社の多くも民事再生手続の申し立てによりまして保全管理命令が発出されている、そういう状況でございます。

そこで、これにどう対応していくかということになるわけでございますが、現在、当社の管理人におきましては、グループ各社の現況把握、それからグループ全体の資産の保全に努めているところでございまして、これを受けて今後購入者への対応が検討されていくというふうに承知しております。

今回のケースにおきましては、これまでの抵当証券会社の破綻の場合と異なりまして、抵当証券保管機構が今後并済受領業務を進めていく上で、大和都市管財の管理人の会社整理の進捗状況を見守りながら進めていく必要がございます。現在、その両者の間で緊密な連絡をとっているというところでございます。

○門田参事官 私の方からも簡潔にお答えいたします。

一つは、立入検査権、そういうものはございせん。

それから二番目、私どもの保管機構は二つの役割をやっております。一つは、抵当証券原券を受け入れて保管して、そして保管証を発行するということ。もう一つは、こういう破綻等がありましてたときに、抵当証券の購入者にかわつて并済受領の業務を果たすということですね。今回は、この大和都市管財の場合は、その并済受領業務を行わなくちゃいけない、こういう問題がございます。

既にそれは開始しておるわけですが、ただ、この場合は、先ほど来先生からお話ありますように、いろいろな商品が出ています。抵当証券以外の、それに似せた、しかし公的なチェックのない、法的な権利の非常に薄い、そういったものが大量に出ています。それも種類がまたいろいろございます。

そんなことで、私どもとしては、管理人との連携を密にしなから、救済には難しい条件下ですが最善の道をとっていかなくちゃいけない、こういうふうに思っております。

○柳澤国務大臣 どういうことを救済という言葉に含ませていらつしやるのかよくわかりませんが、一つは、先ほど法務省の担当官が話したように、抵当証券の発行そのものに何か違法あるいは場合によつて不当というようなことがあれば、それは国家賠償の問題になります、こういうことを言っていますね。

それ以外に、金融の現象として何か救済のスキームがあるかといへば、これはもう、預金については金融再生法あるいは預金保険法であるわけですが、抵当証券に投資された方には、これはないということでは従来から処理が行われてきているということでございます。

○原口委員 終わります。

○根本委員長代理 江崎洋一郎君。

○江崎委員 民主党の江崎洋一郎でございます。

最近、一般事業会社が子会社といたしまして銀行を設立する動きが見られます。このような新しいタイプの銀行というものが国民への金融サービスの向上につながることを期待しますとともに、金融界、はつきり言ひまして古い体質にありまします。この体質の占さを、むしろこういった新規参入者に新しい経営のあり方あるいは技術というものをどんどん持ち込んでもらつて、銀行界全体が再生するというか活力あふれるような一つの業界にまたなっていくことを私自身は望んでいるわけでございます。

新しい銀行というものが参入してくるに当たっては、やはり間口というのは広げていく必要があるのではないかと。法律や規制は、事業会社が銀行業に新たに参入するに当たっては妨げにならないというルールは大切だとは思つております。しかしそのまま、間口を広げたままでは当然後々問題も出てくるでしょうから、そういった意味で、今後、一たん銀行法見直しということではあるんではないかと。またさらに続けてどんどん法律を柔軟に変えていくという視点も大切ではないかというふうに考えておる次第でございます。

過去の銀行界におけるいろいろな事件を調べたわけでございますが、九二年にBCCI事件というものが起きました。これは、親会社が悪質な事業を賄うための財布がわりに銀行というものをつくくりまして、預金者に多大な損失を与えたという事実がございました。また、金融システム全体というものを混乱に陥れたということがございまして、そういった過去の事例から考えても、こういったことを未然に防いでいく、新しく銀行業に参入してくる人々については最低限のやり取りにかけっていく必要があるのではないかと考えております。

このような考え方に立ちまして今回の銀行法の改正案を見ますと、幾つかの問題や課題というものがあつたように思われます。

まず、そもそも、銀行法改正に当たつてなんです、事業会社が銀行業に参入するということを

きつかけにしまして、そもそも論というのがどこまで議論されたのかなということについては私は懸念を一つしております。

やはり、日本にとつての銀行業のあり方、将来像、あるいはその位置づけですね。例えば、今までの基本的な考え方では、金融というものは産業界への資金を提供する補完機能という位置づけではなかったかと考えております。しかし、新しい発想としては、金融そのものを、やはりお金をつくり出すという意味において産業としてとらえるような視点も重要ではなかったかというふうに思ひます。これらの基本理念というものをきちつと整理した上で、今回銀行法の改正というものが本来は着手されるべきではなかったかな、その哲学が何となくこの銀行法改正では伝わつてこないなどというのが私の実感でもございます。

いろいろございまして、少し細かい点も含めて一つずつ質問させていただきたいと思つております。

まず、先ほど原口委員からございましたが、主要株主の点についてお伺ひしたいと思います。金融審議会の最終報告書を読みますと、銀行の株式の五〇超保有の株主が実質影響力ありと判断される場合には、主要株主として認可の対象となると書かれております。金融審議会では、チェックの対象となる親会社の範囲をなるべく広くしておいて、その上で実質的な影響力があるかないかを吟味してから銀行の親会社であるかどうかを判断しようとしていたんではないか、そういうふうにかがえる報告書になっております。

一方、改正案では、この主要株主というのは、銀行の株式の二〇％以上を保有しそれと同等の影響を持つ者で一五％以上を保有する者となつておりまして、金融審議会の最終報告よりもチェックの対象となる親会社の範囲が狭くなつてきているというところでございます。

先ほど、企業会計基準に基づくとの乾局長からの答えではございましたけれども、しかし例えば、ドイツやフランスまたイギリスを見まして

も、銀行の株式の一〇%以上を保有する者を主要株主として監督の対象としているわけでございます。そういった意味では、日本の今回の改正案より明らかに広いわけでございます。

また、日本の企業というのは、株式を持ち合う割合に大きな差がつかないように、あらかじめ株主の間で持ち株の比率を調整したりしているということが事実あると思います。したがって、結果、表面上は五%程度しか株を持っていないんだけれども、しかし実際には、筆頭株主として相当な影響力を持っている会社もあるというふうに思います。

このような状況から考えますと、本来、金融審議会が主要株主と定めていた五%、これをむしろ狭くしてしまつたというのは、どういう考えに基づいてこういう判断になつてきたのか、少し根幹の部分をお話をお願いしたいと思います。

○柳澤國務大臣 まず第一に、江崎先生の方から、理念は何だつたんだ、こういうお話があつたわけですけれども、実は、今度、この事業会社等の銀行業への参入というのは、この法律でもって創設的にしつらえられたものではないわけでございます。まして、今回の改正がなくても、既に、オリックスの例等で御案内のとおり、銀行業への参入ということが可能であつたわけでございます。

今回の改正というのは、いわば、そういう事態を踏まえまして、それをより透明それからまた公正、こういうようなものにしていくにはどういう手当てが必要なんだという、現実に生じている事実の上に立つてそれをより明確なものにしていく、こういうようなことがいささ法的にございまして、ちよつと江崎先生の御質問には、そういういきさつを指摘させていただくことによつて御理解を賜りたい点だな、このように考えるわけでございます。

金融審議会の答申と御提出させていただいておる法案との相違でございますけれども、若干の相違があるわけでございますが、基本の考え方といひますものは、結局、参入のためのハードルをき

つ目にしておくのがいいのか、もう既にそういうものが存在しているということからすれば、本当に、金融界を活性化する、あるいは利用者に対する金融サービスの向上を図るということで、より新しいアイデアあるいは競争といったものを導くために必要最小、最小限というのはちよつと語弊がありますけれども、必要な限度でそのハードルをつくつておくのがいいのか、そういう選択であつたということで御理解を賜ればと思います。

〔根本委員長代理退席、委員長着席〕

○江崎委員 今、ハードルが低くということではございまして、後段、質問させていただきますが、ハードルが低いなりに、今度はチェック機能をやはり厳しくしていく必要があるのではないかなど私は考えておる次第でございます。

そこで、この改正案の中心についてお話を進めさせていただきますけれども、主要株主と認定された親会社に対して、報告書の提出を求めたり、面談や立入検査を行うことができるということになつております。新しく事業会社が参入してきた場合、例えば具体的にどのような点をチェックすることを考えておられるのか、大方針を伺いたいんですが。

例えば、コンビニの店内に店舗を出している銀行の経営状態ということにつきましては、親会社であるコンビニの客の入りぐあいとか経営状態というのものにも踏み込んで、主要株主ということで見てもいかなきゃいけない。この親会社そのものの経営について、どのような面をチェックしていくことが有効だということをお考えになつておられるんでしょいか。今までの金融庁の検査というのは銀行に対する検査でありましたけれども、今度主要株主である親会社、事業法人に対しても検査をしなきゃいけないということになるわけですが、その点について伺いたいと思います。

○乾政府参考人 主要株主の認可を行うに当たります必要な審査を行うわけでございますけれども、まず第一に、主要株主が銀行に不利益を与え

るような取引をしないようにということから、いわばアームズ・レングス・ルールの対象にしているわけでございますけれども、具体的な認可申請が出てまいりました場合に、その主要株主が銀行をどのような目的で所有しようとしているのかという点の審査を行います。

それからまた、どのような経営方針で、例えばそこで集まつた預金をどういうふうに使用するか、よもや先ほど来出ております自己の会社のために使うようなことはしないであろうかということから、そういう審査を行うことになると思ひます。

また、その主要株主の社会的信用等に基づいて不適格なところがないかどうかということも審査することになるかと思ひます。

今具体的におつしやいましたコンビニということになりました場合には、仮にコンビニに何らかの施設を置くとした場合に、それが本来の銀行の健全性を阻害するようなおそれがないか等、その点は、まさに銀行業の健全性の観点から、実態に即して厳正な審査を行うことになるであろうと考えております。

○江崎委員 今までに経験のない検査をされるんでしようし、また主要株主とのコミュニケーションというのものは密にとつていかないと、なかなか本来の、本体の経営状態とまた銀行の経営状態というものはわからないと思ふんですね。ですから、そういう意味で、新たな手法を用いる等々、実践的な検査をお願いしたいと思ひます。それでは、この改正案の中で立入検査という項目がございまして。

この法律の中に、「特に必要があると認められるときにこの立入検査を行う」というふうにあります。この、特に必要があるときは、具体的にどのようなときを指しておられるのか、伺いたいと思ひます。

金融機関の経営が悪くなつてから親会社の検査に入つても、実際には手おくれになつていふことが多いいんじゃないかと思ふんですね。そう

いった意味では、親会社に問題が見つかったらできるだけ早いタイミングで検査に入っていく必要があると思ひます。しかし、往々にして、問題が噴出したときには親会社も非協力的になるということも十分にあり得ると思ひます。そういう点を考えますと、有無を言わず立入検査ができる事前の基準というふうなものを設けておく必要もあらうかと思ひますが、その点について伺いたいと思ひます。

○乾政府参考人 この親会社、主要株主に対する検査監督の規定を導入するに当たりましては、金融審議会におきまして、これがその親会社に対する当局の不当な干渉あるいは権限の乱用になつてはならないということを考えると、他方、言うまでもなく子銀行の健全性の確保という、この二つの要請をどのように調和させるかということが非常に時間を割いて議論された点でございます。そうしたことから、今ごらんいただいたとおり条文中のように、親会社に対して、特に必要があると認める場合に限り必要限度に即して行うことが適当であるとされたわけでございます。

具体的な対応につきましては、あくまでも個々のケースに依存いたしますので、なかなか一般的に申し上げることは困難でありますけれども、例えば審議会の報告では、株主が子銀行等に対して不当な影響力行使を行うことなどにより子銀行等の経営の健全性が損なわれるおそれがある場合等については、特別な報告徴求や検査を実施することが適当であるとされていふところがございます。

○江崎委員 この法律の言葉自体やあいまいな部分もありますので、できれば明確な運用基準を設け運用していくことがむしろ透明性につながるのではないかと思いますので、ぜひともお願いをしたいと思つております。

次の質問に移らせていただきますが、最近では、海外の投資ファンドが日本の破綻した金融機関を買収して再建するというケースが散見される

わけでございます。海外からの投資資金の流入によつて日本の金融システムの資本基盤が強化されるという意味においては歓迎すべきことではあると思いますが、しかし、今度は、海外にいる株主に對して適切な監督を行つていくという面で見ると大変難しいことではないかと思ひます。

例えば、銀行の株式を買ひ占めて主要株主になつた海外の投資家が実は悪質な動機を持つていて、その銀行を使つてマネーロンダリングなどの犯罪の道具にしてしまふといった極端なケースも、考えようと思へば今回の法律で當てはまつてしまふと思ふですね。私が銀行に勤務しておりましたときにも、先ほど触れましたが、外銀が起しましたBCCI事件というのがございました。この事件によつて、日本にも支店がございましたので、日本の預金者に多大な迷惑をかけた、損害を受けたという事実があるわけでございます。

来月開催されるサミットにおきまして、マネーロンダリングが主要テーマ、主要議題の一つと言われておりますが、このような悪質なものを見破つて、主要株主となることを阻止したり、問題が発生する前にきちつとチェックする、そういうことが可能なかどうか。特に今は世界のあちこちからつくられたペーパーカンパニーやダミー会社というものがあるわけで、これを幾つも挟んで、結果正体がばれないようにして日本に上陸してくるということも十分に考えられるわけでございます。

そういった意味での有効なチェックの手段があるのか、また、こういった面での海外の監督当局との協力体制というのがもう既にでき上がつてゐるのか、その辺について伺いたいと思ひます。

○乾政府参考人 主要株主が海外に存在する場合でございますけれども、これは、銀行法の検査権限は海外に存在する者にも及ぶと解されるわけでございますが、実際問題は、今先生御指摘になりましたように、検査の実施につきまして、これは他国における公権力の行使となりますので、相手国の同意を得た上で行ふ必要があることは事実でございます。

そこで、私も日本の監督当局といたしましては、どういふことを考えこれまでやつてきてゐるかと思ひますと、まず、何と申しまして、銀行自体は日本国内にあるわけでございますから、銀行を通じて本国の、現在でございますと本店の状況、あるいはこれかでございますと親会社の状況を聴取することが可能でございますし、何よりも、国内にある銀行の健全性をウオッチしていく中で、問題があれば必要な措置を講じていくことが適當だろふと思つております。

そこで、仮にそういった問題点が把握されました場合には、先生御指摘になりましたように、海外の監督当局との連携協力ということが非常に重要になつてくるわけでございますけれども、この点に關しましては、当局といたしましては、例えばバーゼル銀行監督委員会の諸原則等を踏まえまして、従前より海外当局との密接な連携を図つてきたところでございます。

先ほどもお答えいたしましたように、海外に店を持つてゐる場合には、海外の当局とそれから母国の当局とが密接なコンタクトをしなければならぬといふことがバーゼルでルール化されておりました、そういった考え方のひとつとして現在までやつてゐるところでございますけれども、今後、こうした異業種からの参入ということで、そうした異業種の主要株主が海外にあります場合にも今後ともそうした考え方に立ちまして、海外当局とのさらなる連携協力体制の強化に努めてまいりたいと思ひます。

○江崎委員 問題は海外にある金融機関ということだけではありません。今回は、事業会社も参入できるし、特に投資ファンドという実態が非常につかみにくい存在も検査の対象になるということでありまふ。

そういった意味で、次に検査体制についてお伺ひしたいと思ひますが、手元の資料によりますと、十三年度末で、金融庁の検査官は全体で三百六十名おられるということでございます。このう

ち、都銀八行に對する担当は四十四名、長信銀三行また信託二十行などの担当は十四名、外銀七十九行、外国系信託銀行十行などの担当は五十一名、また地銀六十四行、第二地銀五十六行の担当は五十八名という状況にあると聞いております。また、信金が三百七十一機関、信組二百八十機関などの協同組織金融機関を担当する地方財務局の検査官は総勢五百七十一名だと聞いております。

さらに、保険会社八十四社それから証券会社二百九十三社も含めて、検査官の数と金融機関の数を単純に比較しますと、一社当たり検査官の数は〇・七名という数字になりました。

これではとても効果的な検査はできないのではないかと心配するわけでございます。さらに、今後新たな銀行がどんどん参入してくるという可能性も否定し得ないわけであつて、そのときに検査官の不足というものがますます深刻になつてしまふのではないかと思ひます。

日本の金融システムに對する世界的な信頼を取り戻すという意味で、金融庁はもつと検査官を増員していく必要があるのではないかと私は考えておるのですが、適正人員と今後の計画について、ぜひ大臣から決意という方方針をお聞かせいただきたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 金融が参入規制から行為規制の方に行政の軸足が移動してゐるに伴ひまして、行為規範に違反することというのはよくよく見ていかなければならないということは先生御指摘のとおりでございます。

そういう中で、事後的チェック体制の行政への転換といふことで、私も、検査官につきましてはもかつてに比べますとかなり充実をしてきておりますけれども、十分であるかといへば、今先生御指摘のような状況にあると言わざるを得ません。特に、これからまた来年四月からペイオフが始まるということを考えますと、私も銀行監督の行政に課せられる課題という責任というのは非常に重要でございます。さらに一層こうした金融機関の健全性のチェックには手間をかけていかな

ければいけないということでございます。

そういうことで、私も増員ということに一生懸命取り組んでおりまして、それなりに行革の中にあつたとしても御配慮を関係の当局からいただいておりますわけでございますけれども、なお一層これを充実していかなければならないといふことを切迫感を持つては考えております。ただ、今先生御指摘の目標はどうかということについては、金融界全体が非常に今先生御指摘のように動いてゐるところでございますので、私も今として今そうした計画を明確な形で持つてゐるという状況にはございません。

○江崎委員 やはり健全な市場を育てるという意味では、また門戸を今回の改正法案のような形で開くといふことであればなおさらのこと、検査体制なり市場を監視していくといふところが一番重要なことと思ふんですね、世界の信頼を取り戻すといふ意味においても。ぜひとも、いろいろ公務員の削減の問題等とかあるんでしようけれども、必要なところには重点配備をしていくといふのがむしろ筋ではないかと思ひますので、一日も早く体制整備を急がれることをお願いしたいと思つております。

それで、今度は検査官の中身と申しますか、質の問題についてちよつとお伺ひをしたいわけでございます。

現状、いろいろな金融の経験者を含め中途採用をされてゐる、さらには検査官の能力を高めるといふことも実施されてゐるのではないかとと思ひますが、例えば、検査官を金融機関に実際に研修に行かせて実務経験を養ふということも今の状況で必要なのではないかなと思ひます。

ちよつとこれは実務内容とは離れますが、私が勤務した興銀におきましては、当時、大蔵省の国金局の為替課の担当者が、市場感覚になれるといふ意味でトレーニングに來られるということも実務としてやつておられました。検査官といふ立場であると、現場と遮断しなければいかぬとかいふルールはあるのでしようけれども、一たん休

職をするとか一時退職をするとかいう形で民間で勉強してまた戻ってくるというようなことで、やはり実務家を育てないとなかなかいい検査ができないのではないかとこのように心配しております。

欧米では民間の銀行員が中途採用で検査官になるというのはむしろ当たり前であって、例えばイギリスでは、検査官を民間金融機関で研修させることに非常に熱心だとも聞いております。そういった意味で、公務員だから民間には行かせないのだ、検査官だから遮断するのだというかたい考えではなく、柔軟な運用をぜひともしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

次に、この銀行法の改正の中身とは若干視点はずれますが、関係するところとちよつとお伺いしたいのです。

今銀行では、事務処理あるいは機械処理を外部会社に委託するところがふえております。特にこれからふえていくかもしれないコンビニ銀行やインターネット銀行の店舗では、無人店舗や架空店舗ということになると思います。そういった意味で、事務処理や機械処理というのは外部のコンピュータ会社などに委託していくというふうな会社もふえていくと考えます。既に今の銀行も子会社形式ではこの委託というものをどんどん進めておられるのですが、このようなケースで、仮に外部の委託会社の管理が悪くて事務ミスが発生したり、あるいはシステムダウンが起こったという場合には、銀行のサービスがストップしてしまつて顧客に多大な迷惑や損失を生じさせる可能性があるのでございます。

今回の改正案では、事務のことやシステムの外部委託先に対する規制というのは全く盛り込まれていないわけですが、こうした先に対するチェックというのはどのように考えておられるのか。また、顧客情報が外部委託会社のコンピュータの中に保管されているわけでありまして、そういった意味では、個人情報保護の観点からこれを適切に管理していく必要もあると思うのですが、その

チェックについてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○村田副大臣　まず、インターネット銀行等でございますが、そうしたコンピュータのシステムの管理等のアウトソーシングがふえるかもしれない、そういうときのシステムダウンに対する危機管理体制はどうなっているのか、こういうことでございます。

昨年、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応」ということで、運用上の指針を発表いたしました。これに基づきまして、システムのセキュリティのレベルが十分な水準に達しているかどうか、あるいは、システムの安全管理体制あるいは障害発生時の危機管理体制等が適切に講じられているかどうか等につきまして免許審査時に確認いたしました。また、免許後の監督におきましてその履行状況について引き続きチェックするということにしているわけでありまして。

既に営業を開始しているインターネット専門銀行につきましては、このような観点から、免許を付与する時点あるいはその後も確認を行っている、こういうわけでございます。具体的な確認方法でございますが、当該銀行に監査法人等の外部機関のシステム監査報告書と評価書類を提出させる、こういうことで確認をしているということでございます。

それから、親子間での個人情報問題、これを相互に利用することについてどうするか、こういうことでございます。

運用上の指針が発表されておりますが、免許審査において確認すべき事項といたしまして、「具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となつていくかどうかを確認する」というふうな運用上の指針が定められておりまして、顧客情報の相互利用についてそのような規定になつてい

わけでございます。親事業者間の顧客情報を子銀行が利用する場合においても、今申しましたように、事前に顧客の明示的な同意が得られていることが確認できるような体制の整備を子銀行に対して求めている、こういうことでございます。

○江崎委員　この垣根を低くし開口を広げるといふ法律の改正案でもありますが、本体だけじゃなく、アウトソーシングの部分ですとか顧客情報の管理、こういったところにも丁寧に目配りをし、ぜひ運用を図っていただきたいと思ひます。

それで、時間もありませんので最後の質問になりますが、先ほど検査体制の充実ということについてお話をさせていただいたわけでございますが、問題のある銀行の立て直しが不幸にしてうまくいかない場合などございますが、この場合の備えというものも重要ではないかと思ひます。改正案では、需給調整や店舗規制が廃止ということでございます。そういった意味では、銀行の競争が促されるという意味では大変結構なことだと思ひます。ただその分競争に負けて破綻する銀行が出てくる可能性もあるわけでございます。

一方で、コンピュータシステムの高度化によつて金融取引自体のスピードもますます速くなつていきたいと思います。例えば、新たに出てきそうなインターネットバンキングなどでも、夜中でも自宅のパソコンで簡単に預金の引き落とし、移しかえもできるようになるわけですね。

そういった意味で、今後市場の混乱を避けたら預金者を保護していくという点から、常日ごろからの万全の体制を整えていく必要があると思ひます。いざ銀行が破綻したときに迅速に処理することができるような体制整備、預金保険機構や日銀とどう協力するのか、そういった意味での預金者保護の観点からどういった体制をお考えなのか、最後に方針を大臣から伺いたいと思ひます。

○山口委員長　時間が経過しておりますので、簡潔に。
村田副大臣。

○村田副大臣　ただいまの御質問ですが、金融機関が破綻した場合の預金者保護のための制度につきましては、預金保険法等の改正におきまして、十三年四月以降の恒久的な制度といたしまして、例えば営業の一部譲渡の場合の資金援助、資金援助の一環としての受け皿に対する資本増強の追加、あるいはブリッジバンク制度の導入等々、これまで金融再生法あるいは健全化法等の中で時限的に定められていたものについて預金保険法等を改正いたしまして恒久化する措置を講じたわけでありまして。

また、システムリスクが生じた場合においては、内閣総理大臣を議長とする金融危機対応会議の議を経て例外的措置を講ずることになつてしまつて、今先生がおっしゃつたような銀行法改正、預金保険法等の枠組みのもとで、厳正な検査監督を通じて、より強固な金融システムを構築して預金者保護を図っていききたい、こういうふうな考えであるわけでございます。

○江崎委員　以上で質問を終わらせていただきますが、最後に一つだけ御提案を申し上げます。

今回の法改正では、銀行の親会社と保険会社の親会社についての主要株主ということで規定が定められたわけですが、今の証券会社のあり方についても将来的に何らかの議論はしていく必要があるのではないかと御提案を申し上げます。私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山口委員長　上田清司君。

○上田(連)委員　民主党の上田清司でございます。厚生労働省の方にも来ていただいております。理事懇の中で後に少し回すということがありますので、先に厚生労働省側から聞きたいと思ひます。それでは、まず事実関係だけ私の方から確認をいたします。

国民の年金、国民年金と厚生年金、合わせて百四十四兆。ことしの四月一日から自主運用という

この十四年間を確認しますが、単年度ずつ黒字、赤字を確認しますと、黒字が六回、赤字が八回、六勝八敗。年金特会に納付したのは、九二年度に百三十三億一回こっきり。そして、毎年、受託した金融機関に運用手数料の支払いが大体四百億ぐらい。それも含めて、年金福祉事業団が運用するためのコスト、職員の給与等々を含めて一千億。大体こんな程度かなと。

この点について、副大臣、間違ひありませんね、認識。副大臣で大丈夫ですよ、細かい話をしているわけじゃないから。

○榎屋副大臣　済みません、座った途端にお尋ねをいただいたものですから。

今委員おっしゃった認識は、そのとおりかなと思っております。

○上田(清)委員 財政金融委員会の皆様方にも聞いていただきたいので。

果たして、自主運用がいいのかどうかという議論も含めて考えなければならぬ。場合によっては、財務省理財局にもう一回取り上げる、こういうことだつて考えなければならぬ事態になるんじゃないかというふうには私は認識しておりますので、あえて、細かいというか概略だけでも復習させていただいております。

そこで、十四年間の最後の決算が、三月期は終わっているのですけれども、まだ正式な形で終わっていない、このようなお話でございますかから出せということで、出していただきました。つまり、過去十四年間のレベルを、十三年度の二月のトビツクで見ますと、総合収益額がマイナスで一兆八千億、累積利益損益が、時価ベースでマイナス二兆円、簿価ベースで約一兆八千億、私、こういう数字をきちんと厚生労働省の方からいただいております。

この事実関係、というよりも、三月期においても大体このような数字になるんでしょねということだけ、私、確認したいのですけれども、お願いします。

○吉武政府参考人　今先生お尋ねのありました二月末におきます概数値につきましては、先生がおっしゃったとおりでございます。それで、三月末で決算になりますので、今最終に精査をいたしておりますが、三月で申し上げますと、若干株価が上がっております。債券で申し上げますと、利子が若干下がっております。それから、為替も少し改善をいたしておりますので、今申し上げた数値から、三月末ですと、若干改善されるのではなないかというふうに見ておりますが、これにつきましては、精査をいたしまして、きちんと公表いたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○上田(清)委員 実のところ、数字はもう出ているんでしよう。ただ、全体としての報告書をつくるのに手間がかかっているというふうに私は判断しております。

では、概数で、どのくらいの幅があるのか、それだけ教えてください。一〇%くらいふえるかもしれないとか、そういう意味です。

○吉武政府参考人 今申し上げました、総合収益額、一兆八千億マイナスでございますが、これに對しまして、約一割程度改善がされるのではないかと、というふうに見ております。

○上田(清)委員　一割程度改善されるということでは、一兆六千億なりあるいは一兆六千五百億なり、最終的に総合収益額がマイナスになるのだと。つまり、年金を積み立てている国民から見れば、年金福祉事業団ができて、受取額をふやしていただく、これが前提で年金福祉事業団というものは存在しているわけですが、十四年間の星取り表は負け越し、納付金を特会に入れたのとは一回こっきり、毎年一千億からのランニングコストがかかっていること、そして最終的な十四年

間の総合収益額がマイナスの一兆六千五百億ぐらいになるだろうと。

しかも、そういう実態ですが、少なくとも、この年福をつくつて運用するという話のときに、国会でどういふ答弁を当時の年金局長がされたかというのと、預託金利を下回るような、いわゆる利益が生じない、あるいは預託金利よりも割り込むような事態になることはまずないものと考えております。こういう答弁をされておられるのですが、違ふ格好になってしまつた。この責任はだれがとるのでしようか、副大臣。

○榊屋副大臣 この前から委員はずっと、私ども厚生労働委員会でも厳しい御指摘をいただいているわけであります。特に、最近の経済状況の中で、十一年度に大幅に価格が上昇した後、一転して十二年度には大きく下落したということがありまして、短期的に見れば価格変動するということがあるわけでありまして、先ほど、以前の局長答弁の話も出されました。これが下がるようなことがあればどうするんだということですが、これも厚生労働委員会でも既に議論いたしました。

したが、いまして、これからの、まさに今後の長期的な運営の中で私どもは考えていかなければならぬ。これから新しい運用の体制になるわけでありますが、その中で、私どもの大臣といったしましては、まさに高齢者、老後の大事な年金でありますから、資産運用に過ちがないようにしっかりと取り組んでいきたい、こういうことを申し上げたわけでありまして、それこそが責任をとる道である、というふうに考えているところでございます。

○上田(清)委員 実は、また新しい年金資金運用基金のために、昨年の十二月二十二日に、年金積立金の運用の基本方針に関する検討会という、こうした資料をつくって、今の責任のとり方についても、とらないというようなことを書いてありますね。やはり立派ですね、そういうところは。給料とかそういうのはしっかり取るけれども、責任

はとらないということが書いてあります。

「運用結果である運用利回りが期待リターンを下回り、積立金額が計画値を下回るといふ事態も生じ得る。」と、資産運用に関しては、「このような場合であっても、『運用の基本方針』の決定及び運用管理が適切に行われ、実際に的確な運用が図られているのであれば、結果に関する責任を問うのは適当ではない。」こんなことを言っておられます。

しか、私が厚生委員会で指摘したようにポートフォリオには、実はあなた方が、受託した金融機関が四割ぐらいの利回りで推移している、どこで切つても、三年で切つても五年で切つても、にもかかわらず、そういうところに引き続きたくさん運用させ、実際八割ぐらいの利回りをやつていた外資系の企業には二十分の一ぐらいしか受託させない。そういう完全な瑕疵があるじゃないですか。こういうときも責任をとらないというような考え方なんですか、副大臣。過去にさかのほつて検査して、責任をとらせてくださいよ。まず、そのことをちよつと聞きたいと思います。

○榊屋副大臣　この前も委員から、私どもの委員

会で責任をとってやめろという厳しい御指摘をいただいたところであります、同じような御指摘をいただいているわけにあります。

今後の体制については、やはり長期的な視点で見ていくということが大事だと私は思っております。確かに委員御指摘のように、先ほど言いましたように、ここしばらくの状況はまことに厳しい状況があるわけでありまけれども、であるがゆゆしいに、長期的な視点に立つて、年金の運用を確実なものに行うために、新たに投資専門委員制度を設ける

など努力をしているわけであります。責任をどうするかということは、もちろん最終責任は厚生労働大臣が負っているわけでありますから、そこはしっかり大臣の責任において確かな運営をするということが大事だろうと思います。

過去のものについて責任をどうするんだ、こういうお尋ねがありました。それは、もう先ほど

申し上げましたように、新しい運用の中で責任をとっていくべきだろう、このように私は思っているところでございます。

○上田(清)委員 それはよくわかるんですけども、一回、過去の年度ごとで切って調査してください。まだやっていないでしょう、榊屋副大臣。

私は、あなたに出したかどうか覚えておりませんが、私も、私が調査したものを提出しています。明らかに、調子の悪い、運用利回りが悪い機関に過重に受託させ、そして利回りのいいところに受託させないというような恣意的なことをやっておるとか思えない。あなたたちが本当にもうけようと思ふんだつたら、そんなことはできない。そんなことをやっているんですから、これはちゃんと、森理事長、あなたは責任をとってやめなさい、いけないからこういふところに来てはいけないんだけれども、私が呼んでいるんだからしやうがない。

だけれども、本当は、その分ちゃんと調査して、明らかに国会に報告してくださいよ、間違えました。なぜそうして間違えたのか、どういう経過で間違えたのか、そのことを明らかにしない限り、また百四十四兆がバアだよ。明らかにするかどうかだけ確認してくださいよ。

○吉武政府参考人 受託運用機関の問題について、ちよつと経過だけ御説明を申し上げたいと思います。

○上田(清)委員 もうそんな要らない、知っているんだから。短くばつと言いなさい。

○吉武政府参考人 ですから、年金資金の資金運用が始まりました最初の時期につきましては、御案内のとおり、規制緩和の問題がございまして、基本的に年金資金の運用については信託銀行と生命保険会社に限られたところがございます。その後、逐次規制が緩和をされまして、例えば投資顧問が参入するといふような形で来ておりまして、年金福祉事業団といたしましては、全体の定額評価それから定性評価に基づいて資金配分

を行っていくということで来ております。

それから、ことしの四月からは、運用の基本方針、運用管理方針の中で、今先生から御質問ございましたような運用受託機関の選定、評価についてのルールをさらに明確化したしまして、厳正な資金配分を行っていくことを実施いたしております。

○上田(清)委員 だから、ちゃんとした答弁しないでしやう、榊屋副大臣。私が言っているのは、過去のことを、私が資料を出して順位が全然違うといふことを明らかにしたんだから、国内の信託銀行よりも海外に本社を持つところの方がはるかに運用がいいのに二十分の一ぐらいの運用しかさせていないんだから、もうかるわけがないじゃない。もうからないところばかりに預けているんだから。だから、そういうことを今までやっていて、これからまじめにやりますなんて言っても信用できないから、きちつと国会に報告を出してください、なぜそうなったのか。それを言っているんですよ。

○榊屋副大臣 厳しい御指摘をいただいております。私も、恐らく委員の御指摘は、副大臣として、榊屋、まずはおまえ自身がしつかり勉強しろという御指摘かと思ひます。

と申しますのは、私は、年金の運用については、運用委託をしております機関ごとに十分ディスクローズはされているといふふうに理解をしております。ただ、その状況が私の頭の中でどう整理されているかというところは、御指摘はこれは踏まえて、改めて過去のことも整理をして、まさに今から新しい運用が始まるわけでありまして、そこは委員御指摘のとおり、深く反省をして取り組まなきゃならぬという御指摘かと思ひます。で、しつかり過去のデータも改めて私自身もう一回整理をしたいといふふうに思っております。大臣にもしつかりきやうの御指摘は伝えたいと思ひます。

○上田(清)委員 調査は約束しなかったんですけれども、また出しても構いませんよ、私が以前に

調査したものを改めて。そういうことで言うんだつたら皆さんにまた見てもらひましよう。

それで、なぜ私がこのことを言っているかといふと、今まで二十七兆、百四十四兆の二五%を運用されていた、その結果がああいう結果だ。今度は百四十四兆、過渡的な形の中では全部じゃないですけれども、七年後に全部百四十四兆になつちやう。私はこれはちよつと間違ひじゃないかと思ひつてゐるんですよ。例えば、今度は四・五の利回りを確保することを前提に、それぞれ、債券だ、それから国債だといふ形で運用するんです。一応国内株式で二%程度やるといふことで、すけれども、この間、年金局長は、三十年、五十年の単位で見れば間違ひなく利回りはいいんだ、間違ひなくいいんだといふような答弁をされていた。

そこで、その後に私にまた、そうじゃないといふ資料を見つけた。お手元にあるかと思ひますが、「日本の株式市場 失われた十年」、四枚の紙のうちの二つですけれども、これは国際証券の水野和夫さんがまとめたものなんですよ。「二〇〇〇年十二月末から二〇〇一年三月末にかけて三十年移動平均を下回る」、日本の株式市場においてこういう事態が起こっているといふこと、このことを御存じの上で三十年は大丈夫ですよといふようなことを言っておられたのかどうか。

これは森理事長の方がいいのかもしれないですね、御存じですか、こういう事実を。

○森参考人 エコノミストとして大変高名な方であることはよく承知しておりますが、その視点について、まだ私自身十分勉強をいたしております。今御指摘がございましたので、早速勉強したいと思ひます。

○上田(清)委員 これは大変重要なことなんです、財務大臣もぜひ理解していただきたいんですが、これが事実だとすると、年金運用に関しては株式の運用ができないといふ話になつてくるんです。もう長期はだめだといふ話なんです。

こういう事態になつてゐるといふこと。

それから、いろいろな考え方もありかもしけれども、少しおもしろい資料で、実は二十一世紀はデフレの時代だといふようなことを同じように水野和夫先生が言っておられるんです。過去、我々は百年インフレの時代に生きておりますから、デフレを解消して緩やかなインフレに戻すべきだといふのが何となく公式的な見解、ニュートラルに最小限度しやう、そういう思いがあります。歴史的にはデフレの時代の方が長く、そしてインフレがこの百年だった。

特に、産業革命とそれから市場が広がつたグロバリゼーションのいわば原型みたいなのが二百年前に一回起こつてゐること、そして今、IT革命と言われるものとグロバリゼーションを考えると第二次産業革命だといふふうにも考えていくと、あるいはあながちこうした方向も見方として誤つてゐるとは言ひがたい。そういう可能性も持つてゐるといふことを考えれば、国民の年金、百四十四兆円の運用の仕方について改めて問ひ直さなくちゃいけないし、あるいは本当に自主運用でいいのかどうかといふことも含めて、私は重大な関心を持つていただきたい、こんなふうにも思つております。

今すぐこれは結論が出るものではないと思ひますが、少なくとも先日の厚生労働委員会、三十年の単位で見れば間違ひなく上がつてゐます。なんといふのは、それは過去の話でありまして、全然通用しない。十年ですらもう通用しなくなつてゐるんです。だから、三十年の話といふのはむしろ危ないぞといふ認識に切りかえてもらわないと、これは大変なことになつてしまふといふことを私は違う観点から指摘させていただきます。

このことについて、今すぐ議論するつもりはありませんが、榊屋副大臣、省内でプロジェクトチームをつくつて研究された方がいいといふふうに思ひますし、また財務省の方でもこのことについてきちつとやはり考えていただきたい。運用はここだけがやつてゐるわけじゃありません。いろ

いろいろなところでやっております。簡保でもやっておりますし、いろいろなところで運用をやっておりますから、これは財政金融全体に責任を持つ大蔵大臣として、ぜひ、株式の状況が変化しているということについて研究していただきたいということとを、御答弁いただきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 上田さんのおっしゃったことを私もずっと聞いていまして、まさに十分研究しておられることで、それは正鵠を得ておると思っております。そういう状態でありまして、小泉内閣で今度徹底的に調べてもらったのです。大体、行政専門でやっている人に大きい金を預けてうまくできるものかといったら、これは私は、専門達いのところに渡しておるようなことになる、そう思うのです。ですから、これは一回徹底的に調べる必要があるだろうと思つておりました、その一環としてお答えにしたいと思います。

○上田(清)委員 久々に我が意を得たりの答弁をいただきました。

それでは、内閣府の村田副大臣にお伺いします。先般の諮問会議の基本方針を、最小限度、責任ある野党の立場から検討させていただいております。予算委員会でも十二時間ぐらいつとてやるのが筋だと思ひますが、その時間がまだ確定していませんので、幾つかの点だけちよつと確認をさせていただきます。非常に意欲的に進めておられることは評価いたします。

これは、三十一ページの中期的経済財政の展望というところの文言を少し読み上げさせていただきます。「不良債権問題については、今後二三年にわたり、不良債権の最終処理が進められることから、関連分野における企業整理や離職者の問題が生じ、少なくとも短期的にはそのデフレ圧力が不良債権処理のプラス効果を上回る可能性が高いと考えられる。」

非常に明快に述べておられますが、不良債権処理をする、企業整理が行われる、デフレ圧力につながる、不良債権のプラス効果をそのデフレ圧力

が上回る可能性がある。そうしますと、不良債権を二年、三年で片づけるという議論が合わないとなつてくる可能性があるのですが、この辺はどんなふう整理されているのか、お伺いしたいと思います。

○村田副大臣 不良債権を整理いたしまして、経済の資源を非生産部門から効率の高い部門に動かしていくというのは、今の小泉内閣の最重要の政策でございます。そういう意味で、骨太の方針の中でもうたわれているように、そうした不良債権の整理をやっていく中で、当面は高い成長は望めない。そういう時期を経て、今後将来にわたつて、構造改革ができた際には、適正な成長率、三%程度の成長率を期待し得るもの、こういう絵をかきまして、実施したい、こういうことでございます。

○上田(清)委員 うまいといえうまいのです。が、全然答えていないというのでしょうか、困るのです。

私が申し上げたのは、もうわかつていらつしやるので言ふまでもありませんから、ではちよつと違つるところから言ひます、同じことの繰り返しをされるでしょうか。それで、デフレ圧力というのはどのくらいGDPデフレーターなんかで計算されているのですか。お役人でもいいですよ、細かい話はわからないうと言ふのだつたら、だつて、諮問会議で出したのでしよう、これだけのことを。バックはいないので、これは、いいです。すぐ数値は何かないからいいです。

それでは、企業整理による失業者、離職者というのはいくら考へていらつしやるのですか。○小林政府参考人 この基本方針を先般経済財政諮問会議で御決定いただいたその日の竹中大臣の談話によりまして、離職者が十万人から二十万人程度というふうにご説明しております。

○上田(清)委員 そういうときだけ竹中大臣に振つてはだめだ。そういう数字を明らかにするの

臣によるとじやなくて、内閣府としてどう見ているかということを確認しているのですよ、私は。○小林政府参考人 この数字の根拠となつては研究でございますが、実は内閣府の政策統括官のもとに、西村清彦先生をお呼びしまして、不良債権の処理にかかわるさまざまな影響についての研究をしていただきました。その研究成果をもとに竹中大臣がそういう数字をお話されたということとでございます。この研究報告自体につきましては、今週末くらいに公表させていただきます。

○上田(清)委員 村田副大臣、本日に財政にお詳しいことで、私も敬意を表しているところであります。また村上副大臣も。先ほど同僚の原口議員から塩川大臣に質問したように、予算の策定も政府の諮問会議の拘束を受ける仕組みになつていくというふうにも私も聞きました。ということであれば、どういう中身なのか。細かい数字はともかく、もう少し具体的な根拠というのを政府内部ですり合わせられてもかしくはないんじゃないですか。

例えば、二、三年で不良債権を片づけていく中で、デフレーターがGDPでどのくらい影響を与えていくのか。その圧力によつて、どの程度景気が下がっていくのか。あるいは、場合によつては、不良債権の処理が二、三年で本場に済むのかどうか。そういうことも含めて、政府内でも少し議論をされていた方がいんじゃないでしようか。今、ちよつとほんほんんと四つ聞いたら、ほとんどきちつとした答えが出ない。

柳澤金融大臣、お休みだつたら申しわけありません、目をつぶつて深く考へておられたというふうには理解しておりますが、柳澤大臣も、この二、三年で不良債権の処理をしなきゃならないという基本的な考え方とは同調されておられますが、しかし、どの程度この諮問会議で、その部分がデフレ圧力になるよ、だからプラス効果以上にマイナスが出る可能性もあります、このようにきちつと記述されていきます、基本方針の中に。その辺なん

か、どう考へてなつていくのか。見識の高い大臣からお話を承りたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 私は、具体的にその骨太の方針の中に、成長率であるとかあるいはデフレーターであるとかということが明確にはうたわれないという理解をいたしております。それを補ったのが、先ほど小林政策統括官の言われた竹中大臣の談話、こういう位置づけになつていと思つております。

私は、かねてこの問題が粗上上がる都度に申しておるわけでございますけれども、金融の現象というのは、すぐれて実質の話ではなくて名目の話である。そこで、勢い私は、特に名目値において成長率というかそういうものに關心があるわけ、それは実質でしか考へていないから実質で言ふんだといへば、それはそれで我々はこれを受け入れざるを得ないのですけれども、いずれにせよ、私が申しているのは、名目の成長率がマイナスであるというところでは、これは企業活動も活発に行われるとは期待し得ないわけで、そうだとすると、不良債権の処理についても、新規発生というものが業況の不振という形でどんどん生じてきてしまふということが大変懸念される。

そこで、私はそのことをもう明確に申しておくのでありますが、私の所掌のことから申させていただきます。ただ、つまり、名目の成長率がマイナスになるといふようなそういう政策態度でなく、ぜひ政策運営に当たつてもういたい、これは私の立場、所掌から要望しておきますということを発言しているわけでございまして、具体のこの記述ではいろいろのことがあるでしようけれども、まだそここのところは定量的な計数としては出ていないというところで理解しております。そういう前提で、私の話もそれなりに考慮に入られた経済運営が今後志されている、このように理解しているわけでございまして。

○上田(清)委員 ありがとうございます。私も確たる知恵があるわけじゃありませんが、今大臣がおっしゃつたような懸念を抱いておりま

す。新規に発生する不良債権によって経済運営があるいは困難になるんじゃないかというふうな懸念を持っておりまして、この辺なんか、どういうつじつま合わせを今後政府内でされるのか、あと残り十五分、午後一時からまた議論をさせていただきます。ありがとうございます。

○山口委員長 上田君の残余の質疑につきまして、は再開後に行います。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後一時三十分開議

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○上田(清)委員 幾つか経済財政諮問会議の中心についてお聞きしたんですが、十分な具体的なお話が聞けませんでした。

一方で、不良化した、あるいは時代にそぐわなくなった企業を淘汰させながら新しい企業をきちんと起こしていく、こういう仕組みがある意味では語られているというふうに私は理解しておりますが、開業率などを比較した資料をお持ちしております。

例えば、アメリカとの関係でいけば、この十年間の開業と廃業がどうなっているのか。こういうのを日本と比較していくと、アメリカなどは、開業率が九十七年度で二四・三％、廃業率が一二・〇。そこにいきますと日本は、廃業率が、正確にちよつとわかりづらいところがありますが九十九年度で五・九で、開業率が四・一という大変低い数値で終わっております。

こういう新しい業を起すような仕組み、多分このことを、新しい雇用で五百三十万の雇用創

出、こういうことを言っておられるのかと私は理解しておりますが、内閣府において、この五百三十万人の雇用創出、そしてこれまでの極めて低い開業率等も含めた施策をどのように考えておられるのか。このことについて具体的な内容があれば、お聞きしたいと思います。

○小林政府参考人 まず、五百三十万人の方からお答えさせていただきます。

今回の基本方針の中で、新たにサービス業を中心に五百三十万人の雇用増が期待されるという文章が入っておりますが、この基本方針におきまして、まず、経済財政諮問会議に設置されました、サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会、これを諮問会議の下部機構として設置をいたしまして、ここでいろいろ検討していただいたものを今回の報告の中に反映させたということでございます。

緊急報告では、我が国経済活性化のためには、生活の向上と経済活性化にとって有用な経済成長可能性の高い分野を中心に、まず一つとして、規制改革、それから官民の情報公開、それから事後規制型行政への転換、それから子育てとか高齢者ケア分野等における公設民営の推進等々の民間活力を発揮させるシステムをつくっていくというものが第一点でございます。

それから第二点で、今後の成長サービス分野への労働力の再配分が円滑に行われるようにするための雇用構造の転換を進めるシステム改革が必要だと。例えば、一つは、就職情報の提供とか能力開発、紹介システムの充実とか、働く人々の自己啓発の支援とか、あるいは多様な就業形態を柔軟に選択できるような制度面での対応、例えば派遣だとか有期雇用だとか裁量労働だとか、そういうものが含まれます。

さらには、女性の就業意欲を阻害しないような諸制度を見直すということで、税制だとか社会保険等が女性が働くということを前提にするようなシステムに変えていくとか、あるいは雇用における性差別を禁止していくとか、そういうこと

をいろいろ制度あるいは規制の改革を行って、分野ごとにいろいろ試算しまして五百三十万人という数字をつくっております。

それからもう一点の、起業、創業の件でございますが、これは、今回の基本方針の中に七つの改革プログラムというのがございまして、そのうちの二つ目にチャレンジャー支援プログラム、個人だとか企業の潜在能力が発揮できるようにいろいろしていくという中で、例えば、起業、創業の重要性を踏まえて税制を含めた諸制度のあり方を検討するというプログラムを入れているところでございます。

以上でございます。

○上田(清)委員 委員長も首をかしげておられましたけれども、五百三十万という具体的な話、いろいろだあつと言われましたけれども、どこでどうなっているのかよくわからない。それはあるんですか、ないんですか。

○小林政府参考人 先ほどの雇用拡大の専門調査会の試算によりまして、九つの分野になっておりまして、例えば一つ目が、個人向け、家庭向けサービスということで、現在五百十五万人でございますが、五年後にはこれが七百十万人に期待されるということ、ここで百九十五万人。

それから二番目が、社会人向け教育サービスということで、現在二十五万人が五年後には四十五万人ということ、ここで二十万人。

それから三番目が、企業・団体向けサービス、ここでネットが九十万人の増。

それから四番目が、住宅関連サービスということで、ネットが五十五万人。

さらには、子育てサービスということで三十五万人。

それから六番目が、高齢者ケアサービスで約五十万人。

七番目が、医療サービスで約五十五万人。

八番目が、リーガルサービスで約二十万人。

さらに九番目が、環境サービスということ、十万人でございます。

いずれもこれはサービス分野ということでございます。

○上田(清)委員 村田副大臣、実は、日本の産業構造を非製造業と製造業、二つに分けた場合、この十年、製造業は実には非常に生産性を上げてきている、逆に非製造業はほとんど上げていない。この乖離をどう埋めるかというのが、ある意味では経済政策の一つのかね、あるいは雇用創出のかねめだと思ふんですが、今の話の部分で、じゃサービス産業である非製造業関連分野をどんなふうにしたら本当に上がるのかという答えは出ていないような、分野別にこれだけふえまうと言ふんですが、その支援策というのはどういう形になつていくのか、私はちよつと理解ができませんでした。

非製造業部門をどれだけ効率を上げるかという具体的な数字のものは、ちよつとたまたまこの中の資料に、私の提示した資料には入れておりませんが、もう賢明な副大臣でございますからわかっておりますかと思ふんですが、まさに製造業は生産性を上げてきているんですね。負けない。

しかし、非製造業がまるつきり、まさに今言われたサービス業で雇用を五百三十万ふやすという、これも意味はよくわかるんですが、この十年来なかなかその部分がうまく進まなかったわけですね。そういう部分に関して、どういう理解でそんなふうになるのか、にわかに信じがたい。

しかし、このことを、今すぐはちよつと資料不足みたいな気がいたしますので、ぜひ資料を提供していただきたいというふうに思います。その上で、ただ、副大臣の見解として、なぜこの非製造部門が生産性を上げ切れないのか、この点だけはちよつとお伺いしたいと思ふます。

○村田副大臣 私の所掌外でございますので、私の私見を述べさせていただきますというふうに思います。

非製造業部門、サービス業につきましては、やはり人件費の占める分野が相対的に高い分野でこ

ございますから、我が国が非常に賃金が高くなつていく過程でもって非常にコストがかさむ、そういう分野であつたということは言えるかと思ひます。

ただ、この分野においても、IT革命の今後の進展によりまして、いろいろな意味で効率化できるという部門、分野が出てくると思ひますので、今後は、新しい雇用の機会を増大する分野として私も大いに期待しているところであります。

そういう意味で、同時にこの非製造業分野での効率化が図られて、我々が低コストのそうしたサービスを受けられるような社会になるべきだ、こういうふうに考えておるわけです。

○上田(清)委員 そこで、先ほどの柳澤大臣の認識とも関連してるところでありますけれども、実は、今申し上げました製造部門が比較的、日本の経済成長を曲がりなりにも引つ張つてきた部分であります。直近の数字で、鉱工業生産の予測実現率が調査開始以来最悪の水準になっておりますね。あるいはIT関連でありますところの電気機械工業、これも予測実現率が九〇%という状態が直近の四カ月も続いているということでありまして、こういうことも含めていくと、景気の状態というのは急速に悪化しつつある、こういう認識でよろしいのでしょうか。それとも違う認識があるのでしょうか。

柳澤金融大臣にちよつと、不良債権処理の問題もありますので、できれば見識の高い御議論を聞きたいんです。

○柳澤国務大臣 確かに、戦後、日本は製造業中心で、しかもその製造業の資本装備というか、そういうものが非常に高度化の中で、生産性も高く、またそれが原動力になって経済の成長を引っ張つてきたということが総括して言えるんだらうと思ふんです。

しかし、先進国経済と言つてしまつと語弊があるんだらうと思ふんですけれども、例えばアメリカをとつてみた場合に、国民総生産というんでしようか、そういう中に占めるサービス業という

のは、もう破格にウエートを増しているわけでございます。

そういうようなことで、ある一国の経済が一定の成熟度を実現してしまつた後においてそれ以上にポリュームを伸ばしていくというときには、サービス業というものの伸びに期待せざるを得ないというか、そういうことによつてポリュームの伸びが期待できるというようにいろいろ各方面で言われているというふうに私認識をしていくわけでございます。

そういう中で、日本の今の産業構造を見ますと、サービス業がアメリカほどのウエートになつていないということが見てとれますので、そういうようなところから、今後はサービス業の伸びに大いに期待しようじゃないか、こういうような考え方になるのはある意味で自然だろうと思ひます。

もちろん、その反面で、日本の強みはむしろ製造業にあるんだから、製造業を今言つたようなプロセスの中でないがしろにするというか、軽視するということなどはゆめあつてはならないということが常に警鐘として鳴らされておりますけれども、しかし、そういう前提でやはり日本はサービス業の伸びというウエートというものをここ急速に伸ばしていく必要があるということが、おむね識者が一致しているところであらうと私は認識をしておるわけでございます。

そういう中で今回、経済財政諮問会議のプロジェクトチームが、サービス業ということだけで限つて見まして、今小林政策統括官からお話があつたような数字が出されておるわけですから、あれは非常に、私もその場に居合わせたんですけれども、お金は要らないと。お金は要らなくて何が必要かといへば、ひとえに知恵である。それから政府の、こちらの方向に行くんだという、一種のデクラレーションというかそういうものがある。それから、それに伴う必要な規制緩和というものが実行されたときには、国民の皆さんが、やはりそこに確かに需要があるんだということ

で、そういうサービスの比重の増大というものが期待できるということを言つておるのであります。私は、一つかねてからの日本の経済の課題というもののこたえるものになつておるのではないかと、このように見ておるというわけでございます。

○上田(清)委員 大臣が長かつたんで、もうほとんど時間がなくなりました。もう一つ聞きたかつたんですが、それはやむを得ないと思ひますが、私の方からちよつと気になるところだけ申し上げておきます。

消費性向が急激に落ちてくることですね。それから、失業の不安の統計が、一九七〇年以降最大数値がまた出てきております。失業におびえている方々が一番多くなつてきているというこの率でなつてきている。この経済の数値、ここ二、三カ月で非常に急速に落ち込んできているということが一つであります。

そういう中で、聖域なき改革、痛みを伴う改革、その痛みを受ける人たちはだれなのかということのセーフティネットについて、ほとんどこの基本方針の中には触れていない。例えば、失業した人たちの失業保険を、場合によっては給付期間を長くするとか、もちろん、長くなればその時点に応じて少し減らしていくとかそういうことも考えなくちゃいけません。そういうことに全然触れていない。痛みを感じる人たちが一体だれなのか、その部分をきつちと把握しないやうでやつていたら、九七年、九八年の橋本構造改革の二の舞以上の形になる可能性が高いのではないかと、うことで、改めてこの基本方針の再検討を要望したいと思ひます。要望してもなかなか聞かないかもしれないですが。

さつきの調査の部分だけは資料を出してください。よろしくお願ひします。

○山口委員長 中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。

す。上田委員に引き続き質問をしていきたいと思ひます。

先ほどから、経済財政諮問会議の答申について議論が出ておりました。やはり議論すればするほど、これはもう少し総括的に、全体として論点をはっきりすべきだということを改めて思ひます。

その上に立つて私も、先ほどから、この底に流れるサッチャリズムみたいなものがあるという議論が出ていましたけれども、これは競争原理だと思ふんです。それを基調にしながら日本の再生をしていくという、その議論の延長線上でいきますと、私は三つの条件が確実に抜けていると思ふんです。この計画の中に。

それは、まず一つは、今の経済の状況を見ていると、もう平常時を通り越していきそうなる形の、非常に深刻な予感といひますが、流れというのが出てきています。先ほど上田委員からそういう指摘がありました。国民が本心に安心感といひますか、これでいくんだという腹を決めようと思つたら、その危機管理のシナリオだといふふうな思ふんです。何か起こつたときに、どういふふうな腹の決め方をしていくから日本の政府に任せてほしい、こういう危機管理といふものがこの計画の中には確実に欠如をしていっているといふふうに思ひます。

それからもう一つは、競争原理ということ。これについては、規制緩和を含めて私たちも主張してきたことであります。当然そうしたことをできるだけ早く、かつ、のろのろやっているんじゃないかと短時間に仕上げてしまつたといふこと、これだと思ふんですが、しかし、その大前提として、この競争が公正に行われなければならないといふことだと思ふんです。

公正の原理というのがないと、これはどんなことになるかといふと、先ほどの、先ほどのといふよりもこれから議論をさせていただきたいと思ふんですが、この銀行法の中でも問題が出ていように、本当に一部のいわゆる権力構造の中で曲げられた競争、それと同時に不正といふものがその

中に入り込んでみると、国民はついてこないということだと思ふんです。それが今一番問われておることでありまして、これに対するしつかりとした施策が出てきていないということ、これが、恐らくこの政策自体がどこかで行き詰まってくるだろうというこの一番最大の問題だというふうに思います。

それから三番目は、先ほど議論が出ましたが、セーフティーネット、一番弱いところにしわ寄せが行くということに対して、どういうふうに対応していくかということ。これが弱い。具体的な話が先ほどの積み重ねの中で出てきていないということ。

この三つが私は最大の論点になっていくのだらうというふうに思っております。こんなことの中身を、これからこの委員会の後の予定がないわけですが、この委員会でも、特に予算委員会を開いてこれを議論するということ、その機会を国民に対してやはり開示をしていく、その中で、選挙でそれを国民に選んでもらう、そういうことだと思ふんですが、どうでしょうか。

○村上副大臣 中川委員の御質問にお答えします。

危機管理の問題、それから公正原理における競争の原理、それからセーフティーネット、それそれ本間に重要な課題だと思ふんです。

ただ、私は、先週、土日にかけて北海道のタウンミーティングに行ってきました。北海道のタウンミーティングに行つて、ある企業の社長さんが言つていたのは、それぞれの、国に対して要求したりすることも重要であるけれども、しかし各企業は、各個人個人の構造改革も重要じゃないか、自分たちのそれぞれにおけるバージョンアップを図ることが大事じゃないかということをおっしゃつていたのが非常に印象的でありました。

私は、まさにそこが、はつきり申せば今までの官に対する甘えというか、すべて国がやってくれるのだと。国も地方も、最終的には国がやってくれるのだというその根本を、やはり違ふのだ、

確かに財政再建においては国が先導的な役割をやつていくけれども、不良債権の処理にしても各企業の経済の構造改革にしても、やはり主体は民であるということは今認識し、御協力いただくのが本来のあり方じゃないか、そのように考えております。

○中川(正)委員 だから議論をしていきましよう、一言、一番最後に言わなきゃいけなかったのです。

だから、委員長、改めて要望させていただきたいと思ふんですが、この問題について、ぜひこの委員会でもやつていただきたい。それから、議運の方で予算委員会開くべしということ、この委員会の意思としてひとつ持つていつていただくというふうなことを、このことも含めてお願いを申し上げたいと思ふます。

○山口委員長 また機会があつたら理事会で協議いたします。

○中川(正)委員 機会があつたらというのは何ですか。(発言する者あり) まあ、そんなことだと思ふように思つております。

続いて、丸谷政務官がちょっと早目に退室をされるということでもありますので、私は女性に優しいものですから、ちょっと順番を変えて、こちらの方から質問をさせていただきたいと思ふます。

セーフガードあるいはWTO、FTA、今貿易の問題ということでもあります。改めてお聞きをしたいのですけれども、セーフガードの発動についてなんです。これは中国と今折衝が始まつておられるのかという事です。それから、これは二百日の暫定ですが、その後どういうふうになつていくのかということ。それから、この後、まだほかに出てきている、いわゆる申請というものは出てくる可能性のあるものがあるわけですが、トータルにこれをどういうふうに判断をしていくのか。

これは外務省だけじゃなくて、農林省あるいは経済産業省、それぞれあると思ふんですが、それ

ぞれの立場で手短かに答えてください。

○丸谷大臣政務官 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘をいただきました。我が国が中国の三品目にセーフガードを発動したことに對しましての中国からの対抗措置の件についての御質問だというふうにお伺いしております。が、現在、事務レベルにおきましてこの措置に對して嚴重な抗議をさせていただいております。今後は、中国側の輸入特別関税措置の撤回を引き続き強く求めていくとともに、ネギ等三品目に関しましてセーフガード措置について、関係省庁とともに密接に連携協力しながら、今後とも、中国側との話し合いを通じ、双方にとつて受け入れ可能な解決法というのを今一生懸命探しているところでございます。

また、今後申請される項目につきましては、幾つかございます。今調査しているところでございすけれども、まだ申し上げる段階にないというふうな御理解をしていただければと思ふます。

○西川大臣政務官 ただいま丸谷大臣政務官からお答えしたことに重なる部分がございますけれども、中国側が発表した今回の日本製自動車等の品目に対する特別関税賦課の措置、これは、WTO協議のセーフガードにつきましては、第八條、暫定措置につきましては、対抗措置を暫定措置の間はとつてはならない、こういうこともございす。それから、日中貿易協定の第一条には最惠國待遇の決まりもあつて、そういうようなこともございすので私どもとしては、これは正当化し得ないものである、まことに遺憾であるというところで、ただいま丸谷さんからもお答えがありましたとおり、中国政府に對して本件の撤回を求めて協議に入らうと思つております。

○村上副大臣 中川委員の御質問にお答えします。

今、中国との交渉日程については、まだ未確定であります。ただ、確定措置の発動については、輸入増加により国内産業に甚大なる損害を与えたかどうか、直近の状況も踏まえた実態のさらなる

把握、それから生産者、消費者等の利害関係者の意見を聞いて検討すること、そして三番目は、国内産業の構造調整方策の検討を行い、これらを総合的に勘案して、要件の充足及び発動の可否を判断することにしておりまして、今後ともこうした検討を進めてまいりたい、そういうふうな考えております。

○中川(正)委員 なかなか今の段階ではつきりした方向性が出ていないということが共通した答弁なんだと思ふんです。

これは関税ということになるわけですが、これだけそれぞれ各省庁入り組んでいて、問題が出てくるごとにその省庁の基本的なベースが変わってくる、そういう対応を今日の政府はやつていくのですよね。

ところが、よくよく考えてみると、これは個別事象の対応するといふマターじゃなくて、WTOのあり方を含めて、今ブッシュ政権にかわつてから特にそれが顕著なんです。WTOだけで歩むんじやなくて二国間貿易なり、あるいはプロック化した形でのフリートレードをやつていく、そういうもう一つの戦略というのが当然出てきているという問題意識がこれあり、そしてそれに対して、これはいわゆる商品といふます。グッズの貿易、交易だけじゃなくて資本の動きを見ていると、例えば国内のいわゆる資本投下に対して海外からどれだけ貢献しているかという比率なんかを見てみると、アメリカとかヨーロッパというのはもう既に三〇%以上が海外からの投資で新しいものが始まつていくという現状に對して、日本はまだその部分が一〇%もいっていないんだというふうなもう一方の話があつて、ということになる

と、それなりのこうしたものに対する日本としてのしつかりした戦略といふものがこで打ち立てられないことには、場当たり的にその都度その都度国内も海外もががんと騒ぐだけで、出てきたものは何もないというふうなことがこれからも続いていくんじやないかというふうな思ふのです。その上に立つて、これは塩川大臣、これを戦略

的につくり上げていくキャピネットの中の機能というものは、今どこが担っているんですか。これは関税だから共管で、財務省もその一つ、中心に考えているんだと思うのですが、どうもしかし、さつきから話を聞いていると、それが中心でもない、そんな戦略的な話も出てきていないということになりますね。外務省というのはまた、どっちかという相手の立場で一生懸命話をしてくるだけで、それがまとまってこないということだろうと思います。どう思われますか。

○塩川国務大臣 日本が経済がグローバル化していきなり国際化して統一化していかなくやならぬときでございまして、これを政府の行政的な手でセーブしていくということも難しいだろうと思えますし、いつて、やはり経済界自体が、日本の将来の産業構造の間である程度自覚を持った行動をとってもらいたいと思ったりするのが我々の欲望なんです。さつきからこれを歴史を顧みたら、十九世紀から二十世紀に移行していくときに、イギリスにおきまして植民地がどつとふえたものから、イギリスの産業界の資本家はずっと海外へ出ていつて、それらの逆輸入で英国が非常に困った事態になったときでございまして、そのときにちょうど今のセーフガードのような措置を英国が講じたことがございまして、そのときにやはり国民的世論として起こってまいりました最大の対策は、海外と国内との経済の均衡をとるということだったと思うのです。

今、私たちが見ておりますと、特に私は大阪でございまして、中小企業者がそういう海外からの逆輸入に非常に悩まされておまして、それがための基盤が非常に脆弱になってきております。といつて、その根本は、中小企業者が海外へ出ていつて、そしてつくった基盤が事態になっておる、そういう矛盾をはらんでおりますので、この統制につきましては、私たちはなかなか難しいことだと思えますけれども、要するに産業界の自覚にまつ以外にないだろうと思っております。

○中川(正)委員 いや、産業界というんじゃないと思うのです。これはやはり政府の中、あるいは国会も含めて私たちの議論だというふうに思っています。

さっきの海外へ向いての生産拠点の移転の話にしても、かつてはアメリカやヨーロッパから過剰な日本の輸出を責められて、それで、消費者のところへ向いて、消費地へ向いて生産拠点をつくつていく、そのために奨励したのである。奨励した関税システムというのがまだ残っているのです。原料を持っていつて生産するということで、残っているのです。それに対して、東南アジアあるいは中国へ向いて生産拠点をつくつて、今、飽和状態に近くなつていとも言われていますが、この構造というのはまた別で、安い労働力と、生産コストを下げるためにそこでつくつて日本へ逆輸入してくるというプロセスです。これは一昔前の話と今の構造と違うのです。それに対してシステムがうまくリンクしていない。

あるいは、特殊法人が問題になっていましてけれども、そうした特殊法人を使った形での貿易振興策でも、しっかりとスイッチができていないというふうなこと、こんなことが片方にあるわけですから、やはり総合戦略がないということだと思ふのです。

そういう意味で、これは恐らく個々に話をしていつたつて、為替の問題も含めて、いわゆる円安という手法も含めて、全部話をしていつたつて恐らくまとまつかない話になるのじゃないかというふうな気がしまして、そのことを改めて指摘したかったということなんです。

そのことを踏まえて、どうなんです。FTA、これはシンガポールと今度締結をするということになりました。あと韓国、メキシコと出ているようですが、このFTAに対して日本としてはどうしていいのか、どういう戦略を持っているのか。これはどなたが答えたいのか私はわからないけれども、お願いをしたいと思います。

○西川大臣政務官 できるだけ御質問に沿うよう

にお答えしたいと思います。

グローバル化が進んだ現在、ビルトインアジアに代表されるように、各国は、自国の企業とかが国民がグローバルな市場で競争力を発揮できるように、自国の特性を生かすことに躍起になつていくわけでありまして。

こういう国際ルールづくりにしを削つていく状況の中で、我が国企業、国民が国際競争力を発揮できるようにいたしますために、我が国といまして、国際経済の動向や国内経済の状況を踏まえながら、幅広く政策分野を視野に入れた、我が国の長所が十分に発揮できるような戦略的な通商政策を、ただいま御指摘のような多角的貿易体制、これを維持強化していくことが必要でございまして、これは先生御指摘のとおり、ひとりWTOにかかわるだけでなく、自由貿易地域をつくつていくということいろいろと世界じゅうにそうした動きがあるわけでございますので、利害の共通する国や地域との間で機動的な取り組みを、可能な限り二国間やまたはそれ以上の地域の広がり戦略的に組み合わせていくという多層的な通商政策を展開していく、こういうことだろうと思つております。

○中川(正)委員 失礼ですが、それは戦略とは言わないのです。そのレベルでは、両方うまくやつていきましようというだけの話だと思ふのです。

だから、FTAを使つて日本が何を狙っているのかというのをはつきりさせる。例えば、アジアに対してブロック化を意識しながら、ヨーロッパやアメリカに対抗していくのかとか、そんな話が出てこない、あつちもこつちもうまくやつていきましよう、国内は農業生産の問題があるんだから、それについてははやくしていきましようというふうなことでは、本当にこの国、取り残されていくんじゃないかというふうに思ふのです。

そのことを改めて指摘しておきたいと思ふのですが、これはこれからまた折に触れてそれぞれ委員会でやつていきましようと思ふのですが、ここで本当

に指摘しておきたいのは、まずその戦略塔をつくつてくださいますよ、政府の中でも戦略塔。これはこのままばらばらでは、どうにもならないというふうに思ふます。

それで、次のテーマに移らせていただきます。ありがとうございます。

銀行法についてまず先にやつていきたいと思ふのですが、これはトータルで一点だけです、質問したいのは。

これは、いろいろな議論がこれまで積み重ねられてきたことであらばいいのですけれども、どうもここに至る経過というのは、実際の動きがあつて、民間からどんなふうな話が実質的に動き出してきた、どうにもならなくなつて整理しようじゃないかということ、これが一つ根底にあったことだと思ふのですが、私は、それだけに肝心なところの議論が、まだ詰めていない。

それは、端的に言えば、日本の金融監督システムというのがヨーロッパ型でいくのか、アメリカ型でいくのか。ヨーロッパというのは、改めて専門の皆さん方に説明するまでもなく、民間参入やりますよということだと思ふんです。ところがアメリカは、一たんやつたことをやめていまして、これはやめた理由があるんだらうというふうに思ふんです。

そのところは、どういうこれまでの議論の積み重ねの中で、日本の場合は正式に民間事業参入を認めていくという経過になったのか。アメリカがやめた理由というものに対して、どういう論理構成をしてこれをやろうとするのかということ、ここをお尋ねしたいというふうに思ふんです。

○村田副大臣 アメリカはやめたとおつしやつておられますけれども、アメリカは銀商分離ということが一つあります。そういう中で銀行の健全性の確保とか、経済力の過度の集中、そういうものに對して防止をする、こういう観点を取り上げられている、こういうふうに思ふます。そうはい

ても、アメリカも例外はあるようでございます。一方、日本の方でございますけれども、日本は、禁止されていたわけじゃなくて、将来の金融業のあり方を考えたときに、異業種から銀行業への参入が実際あるわけでございますけれども、そうした異業種からの参入によって顧客に対してすぐれた金融サービスを提供する、こういうことも国民経済的には大変素晴らしいことだろうと思うし、また金融界の活性化にもつながることであろう、こういうことでありますから、基本的に歓迎すべきことであらうかというふうに考えられるわけでありまして。

ただ、問題になるのは、異業種からの参入にかかわらず、主要な株主が異動する場合において、その適格性確保のためのルールについては日本の今の法制では手当てされていないということから、こういう現状を踏まえまして、銀行経営等の健全性確保の観点から、新規に免許を取得して銀行業に参入してくるケース、それからまた、既存の銀行等の株を取得して経営に関与する、そういう株主についても適切なチェックの仕組みを考えよう、こういうことであります。

そういう意味で、日本では、銀行業に対する刺激を与えるという意味で歓迎されるべきことであるけれども、一方において、金融という大事なシステムの健全性を確保するという観点、これもあわせて守らなければいけないというふうに考えた次第でございます。

○中川(正)委員 この法案そのものの構成が、まさに言われたとおり、親企業といえますか、いわゆる民間事業者の資格と、それから経営の健全性、そういうものを確保しながら、銀行業務のリスクというのをそこですっきり確保している、こういう観点というのはよく見えるんですよ。

ところがもう一方で、アメリカの議論というのは、これはボルカーさんやあるいはグリーンズパンさんそのものも、いわゆる一般事業者が銀行に對して参入をしていくということに対しては、反対だということをそれぞれの委員会でも表明してい

ますが、その奥にあることは、パブリックということだと思ふんですね。パブリック、いわゆる公的性格があるということ。

それからもう一つは、いわゆる公正な取引がそれで確保できるのかどうか。法律ではいろいろ枠組みは決められる、しかし実際の運用の中でそれが確保できるのかどうかということに対して疑問がある。だから、一度その片隅だけでも穴をあければ、それからもう本当にすごい勢いでこの流れというのがとまらなくなってしまう。ラクダの首の例とか何とかよく言われますがね。そういうような議論を経た上でアメリカはこれをとめたということだと思ふんですね。

それを当てはめて、日本の今の監督官庁の実績、実際のパフォーマンスと、それからそれを運用していく中でその体制を見てみると、これまでの議論でも明らかにできてきたように、これはさっぱり信用されていなくて、体制そのものも整っていない、こういうことだと思ふんです。そこをところをはつきりと説明しないと、なし崩しに流れをつくっていくだけで、あるいはそれはサービスというのには向上するかもしれないけれども、サービスだけじゃなくて、その後ろにある、本来我々が痛い目に遭ってきたリスクということから考えると、答えになっていないというふうに思ふんですね。

そこをこのところをこれは大臣から、聞いていただいていた、大丈夫ですか、大臣から改めて、その分野をどうしていくか。我々は、日本の独立した検査機関をつくるべきだ、もともと中に入り込んでやるべきだということをもつて、実際の運用の中の話一度総括していただきたいというふうに思ふんです。

○柳澤国務大臣 今委員の方から、アメリカと日本の今度の道行に關しまして、アメリカのこと

をよく研究してみたのかという問題提起が一つ冒頭ございました。これは今、ボルカーもグリーンズパンも反対なんだぞという御注意をいただいたんですが、私も、あの二人を思い浮かべますと、多分中川委員のおっしゃっているとおりでらう、こう思っています。

私のわずかな経験でも、率直に言つて、アメリカは、金融界の活力という点については、満足というか、むしろそれに圧倒されているような、そういう状況に今あるんだらうと思ひます。むしろアメリカが心配しているのは、活力があり過ぎていろいろ将来問題を起しはしまいかというように、勢い行政の姿勢というものは防衛的、保守的になつていっているというように私はちよつと感じているんですね。

ところが、我が国はどうかというと、我が国の金融界というのは、活力が余り過ぎてこれをどう制御するかなんかというところはおよそかけ離れていまして、もつと活力を持って収益力を上げる銀行にしなきゃいけない、国民に対して金融サービスを十分に提供しなきゃいけないというふうなことで、むしろそれをもつと積極化する、促進するというふうなことを今姿勢としてとつていっているというふうに総括できようかと思ふんです。今回の措置も、ある意味でそういうふうな考え方のしからしむるところ、こういうふうな形をとつていっているというふうにも思ひます。

ところで、そうやった場合に、ある意味でいうと非常にリスクを冒しているわけでございまして、そのリスクというもののついでに備へは十分か、こういう問題提起を今いただいたわけであります、その点、私も、本当にある意味で先生御指摘のとおりだと言わざるを得ないと思ひます。

もちろん、金融検査の量の問題それから質の問題、これは双方ともにとても十分というふうな状況にありませんので、これから我々は、量の問題については関係当局の理解を得ながら、また質の問題については大いに研修なり民間との交流な

り、先ほど原口委員も指摘されましたけれども、そういうふうなことでもって我々の力量を錬磨していくというところが強く望まれていると私は認識しております。そういう認識に立つて、これから私ども、とにかく一歩でも二歩でも前進するように努力をしてまいりたい、このように考えています。

○中川(正)委員 そのところは、精神論で終わるんじゃなくて、この法案が最後まで行く前にぜひ具体的に出示していただきたいというふうに思ふんです。そういう前提がないと、先ほどからいろいろ具体的な話が出ていまして、これまでに以上にリスクは高くなるし、繰り返すんだらうというふうに思ふんですね。そこを改め

○柳澤国務大臣 いろいろ頭の中にはないわけではないんですけれども、それを政府の施策として議会において明らかにするほどまで熟慮ということか、そういうものを持ったものが提出できるかどうか。努力はいたしてみます。

○中川(正)委員 これは一番最初の話に戻りますが、この問題だけに限ったことじゃなくて、共通したところがあるんですね。政策としてお題目は出るんですが、その中身の有効性というものがこれまで担保できなかった。日本の行政システムそのものがそういう形でパフォーマンスが問われている、こういうことでありますので、この問題だけじゃなくて、それぞれの分野で公正な、いわゆるルール行政と皆さんみずから口からよく言われていますが、このルール行政を具体化するという前提がないと、これは必ず途中で行き詰まるということを描きおきたいというふうに思ひます。

次に、先般、少しこの委員会でも取り上げさせていただいたんですが、財政問題について進めていきたいというふうに思ひます。

これは先般の議論のまた続きなんです、地方財政から入っていきなさいと思ふんですが、地方財政が非常に不透明で怪しい状況になつてき

ているというわけですね。その中で、先般も取り上げさせていただいた例えば三セクの問題、あるいは土地開発公社、住宅供給公社等々含めた公社の問題などの実態なんですが、これだけ民間でいろいろの資料が出ている割には、正式に政府のサイドからこういう状況ですというのがまだ出ていないんですね。

これについて、総務省、来ていると思うんですが、その実態の方からまず説明をいただきたいと思うんです。

○遠藤(和)副大臣 第三セクターに対する御質問でございますが、直近の総務省の調査、二五%以上出資法人によりまして、出資につきましては、地方団体の第三セクターに対する出資金の総額は一兆七千八百四十一億円です。それから、損失補償につきましては、地方団体が損失補償を行っている第三セクターは、六千七百九十四法人中七・七%に当たる五百二十法人でございまして、損失補償限度額は二兆六千三百十四億円です。

○中川(正)委員 これは形の上のデータということだと思ふんですね。これの実態がどうなっているのか。どれぐらい債務超過に陥っている三セクがあって、具体的に地方自治体が関与しながら話し合いの中に入り込んでいる実態というのは、どのようにとらえておられますか。

○遠藤(和)副大臣 第三セクターが破綻した場合の地方団体の負担ですが、これは法的には原則として出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担等に限定されるものでございます。

損失補償につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、地方団体が損失補償を行っている第三セクターの数は、六千七百九十四法人中七・七%に当たる五百二十法人と余り多くはありません。この点について言えば、第三セクターの破綻が直接地方団体の財政運営に影響するようないケースは少ないと考えております。

○中川(正)委員 いや、少ないということはないでしょう。二兆六千三百十四億、これが、損失補償をしていて、補償しなければならぬ。これが

破綻、いわゆる問題がある第三セクターというのをどの程度つかんでいるかということだと思ふんですが、さっきの話では、ほとんど問題ないという意味なんですか。

○遠藤(和)副大臣 損失補償につきましては、第三セクターの破綻によって金融機関等に損失が生じた場合に限って負担が生ずるものでございまして、二兆六千億と申し上げましたが、その限度額はそのまま実行されるものではございません。

○中川(正)委員 だから、実態はどれぐらいなんですかというふうに聞いているわけですよ。

○遠藤(和)副大臣 具体的に金融機関等に損失が生じた場合ということ、まだ生じておりません。

○中川(正)委員 いや、損失が生じていないという事ではないでしょう。もう破綻処理に入りながらあちこちの自治体で話し合いがあつて、それで社会問題化しているんですよ。それはどういう認識なんですか。

○遠藤(和)副大臣 ですから、地方公共団体にどんな影響があるのかということ、ございまして、第三セクター自体の破綻ということと地方公共団体の破綻とは全く性格を異にしております。総務省として所管しておりますことは、地方自治体はどうするかということ、ございまして、破綻が行われないように地方公共団体が自助努力をしております。

もし仮に地方自治体が破綻をするということになりましたら、これは法律でもって、地方財政再建促進特別措置法に基づきまして、その地方団体に財政再建団体になっていただきまして、国の管理のもとにきちっと再建をしていただくというところでございまして、その例は、第三セクターが原因になってこうした財政再建団体になるというところは、今のところないということを申し上げておきます。

○中川(正)委員 いや、実際に赤池町がそうでしょう。これは唯一なんですかね、まだ。そういう破綻処理じゃないけれども具体的に財政再建団

体として指定されているのは。もう始まっているんですよ。

もういいです。私がお願しておきたいのは、これは総務省の方で、実際、それぞれの第三セクターの十分な調査をしていないんですよ。それは、さっきの話で、地方自治体とは関係ないからというふうな話が出たけれども、そうすると、補償した先までつかんで、財政状況どうなっているんだというの、そんなものは論外ですよ、さっきの答弁というの。

○遠藤(和)副大臣 論外の御質問ですからきちっとお答えさせていただきますが……(発言する者あり)まあ、静かにしてください。

今、財政再建団体になっているのがあるだろうという話でございまして、赤池町の例がありましたけれども、これは第三セクターとは全く関係のない話でございまして、第三セクターが原因になって財政再建団体になる、こういう団体は一つもございません。

それから、第三セクターを管理しているところは、監督しているところは総務省ではございませぬ。私どもは、第三セクターに出資をしている地方公共団体に限って、あるいは損失補償をしている地方公共団体に限って、その地方公共団体をきちっと監督するという立場で見ているわけでございまして、第三セクターそのものの経営破綻を総務省が監督しているものではございません。

○中川(正)委員 いや、質問をすりかえています。もうこれ以上は議論しても仕方ないけれども、監督するとかせめとかというふうな話じゃないんですよ。そうじゃない。地方自治体がこれから健全に財政を維持していく、あるいは再建をしていく上に、この第三セクターという問題が、これは無視して通れないでしょう。それで、実際にそれぞれ破綻が起きている。そして、補償もしている、出資もしている。この分が、それぞれ地方自治体に対して負債としてこれからかかってくるわけですから、その把握をしつかりとして、その上で対

策を立てなければいけないでしょう、こう言っているのに、その監督とか何とかというのは、そんなすりかえの答弁はだめですよ。ちゃんと政治家としての判断をしてください、官僚じゃないんだから、ということを指摘しておきたいと思ひます。

そういう上に立つて、これはなかなかはっきりした数字が出てこないんです。出てこないけれども、財務省のサイドとして地方を考へる場合に、このことは本当にしっかりと把握をしていくということが前提だと思ふんですよ。これは財務省としてどういう見解をお持ちですか。

○塩川(国務)大臣 この第三セクター並びに一部事務組合でやっております地方自治体をめぐるといふ財政問題は、抜本的に改正しなきゃならぬ時期がいずれ来るだろうと思つております。目下、当分私たちが一番関心を持っておりますのは、一部事務組合は健全に経営してほしいと思つておりまして、そのことの精査をこれから始めようとしております。

それから、引き続きまして土地開発公社等、地方自治体の発展の基盤をつくるためにずっと土地を買収いたしましたものがございまして、それが、私の個人的な記憶でございまして、平成十一年度で地方開発公社等が持つております土地の簿価が大体八兆七、八千億円ではないかなと思つておりますが、それが取得価格と比べまして相当低下しておることも事実でございまして、この処理がやはり緊急の問題になってくると思つております。

続いては、第三セクターの問題でございまして、この第三セクターは、直ちに財務省自体がこれに関与をするということももちろんできません。いたしますので、まずはとりあえず総務省におきまして第三セクターの種分をしていただいで、行政上、住民の生活上必要なものの第三セクターは、これは健全に維持していく方法を考へなきゃならいませぬし、そして同時に、経済的あるいは事業的に考へられた第三セクターにつきましては、

これは財務省と総務省双方協議して、やはり早く解決しなければ、このことが地方自治体の財政に非常に大きい負担となつておることは事実でございまして、それがために、各段階におきます、地方自治体が一般財源をもつてそれを補給しておる、この財政的負担というものを一刻も早く軽くしていくために、双方で協議して解消していく方法をとりざるを得ないと思つております。

○中川(正)委員 前回これを議論したときに、柳澤大臣の方から、地方自治体はキャッシュフローがちゃんとあるから、いわゆる元があるから大丈夫なんだ、こういう認識の中で、例の地方債のリスクウェイトを議論したときに、そういう根拠づけの中で大丈夫だ、こういう話だったと思うんですね。ところが、会社経営と一緒に、もう一つ、バランスシートがあれば、いわゆるストックの部分と合わせてキャッシュフローを議論したときに、これはあなたが大丈夫だとも言つておれないところなんだらうというふうに思ふんですね。これは国の運営も同じようなことで、だからバランスシートを一度つくりなさいよということだと思ふんです。

さっきの第三セクターなり、あるいはそれぞれ関連法人、土地開発公社を中心に周辺部分、これに對して地方自治体が既にコミットして不良債権化している部分、これを早急に表に出す、その上で、先ほど塩川大臣のお話のように対策を考へるというプロセスは大切なことだと思ふんですが、もう一方で、それを出していくときに、やはりリスクの問題が出てくると思ふんですね。それが、逆に言えば地方自治体が健全な財政運営をしていくときに、自分の自治体自体のリスクというのを勘案しながら借金をすることです。それから、地方債にやはりつながってくるんだらうというふうに思ふんですね。

過去はともかくとして、過去は、一たん国と同じような形で見ていこう、こういうことでこれまでやってきたわけですが、事ここに至つては、ここをやはりはっきりしていかなければいけない

い。日本の国債自体が今度は危なくなるというやうなところまで来ているように私は認識をしていふんですが、そのところ、もう一度お尋ねをしたいんですが、過去の問題はともかくとして、これから話としてどう認識されていますか。

○柳澤国務大臣 地方自治体というものを、法的にもあるいは財政的にも、これからどう位置づけしていくかということにかかっていると私は存じます。

現在のように、財政的にほとんど自治省が家長的に全部面倒を見て、しりをぬぐつてくれるというシステムのものでは、これはもうリスクウェイトはゼロというふうに言つて何も不思議はないと私は思つていますけれども、これから、もし、そういうシステムではなくて、完全に独立の一つのエンティティというか、そういう団体として自己責任でもつてやっていくんだということになれば、これに對する貸付金なり、あるいはそれが発行する債券を引き受けるということに伴つては、それ相應のリスクがあるというふうに考えざるを得ないというふうに思ひます。

ですから、すべからず地方公共団体の法的、財政的な位置づけをどうするかということにかかっているし、場合によつては、今私が申したような、大きな転換をして位置づけを要するということになれば、それは金融機関の側も今までは随分違つた対応になる。リスクはもろろ存在する、ということですから、リスクが存在すれば、地方債への応募にしてもあるいは貸し付けにしても随分違つたものにならざるを得ないだらう、このように考えます。

○中川(正)委員 その議論に沿つて申し上げると、今回の経済財政諮問会議で出てきた地方分権論あるいは財政移譲論等々のその根底にあるのは、それぞれがパートナーとしてやっていきたいと思いますということだと思ふんですね。それをきつかけにしながら具体的な議論が始まつてくるという解釈でいいわけですか。

○柳澤国務大臣 その方向での話ではあるという

ことは私もそのように理解しますが、さうして、具体的にそれがどうなるかということとは、まだ見えていないのではないかと、このように考えています。

○中川(正)委員 もう少し話が見えないんですけれども、その具体的なことは、具体的に何をお願いするんですか。

○柳澤国務大臣 要するに、税源の移譲というのが言われているわけですが、それがどういふうなことになるのか。特に私は、財政調整というものは少なくとも必要になるんでしようけれども、財源保障といううなことは一体どうなるか、こういううなことが全然見えていない。

それから、地方債について申しても、地方債の後年度負担と交付税、交付税という言葉を財政保障との関係はどうなるのかといううなことがまだ全く見えていない、私はそのように理解をしております。

○中川(正)委員 最後に、総括的にお尋ねをしたんですが、これは冒頭私が今回の諮問会議の中で欠けている部分として指摘をしたところなんですけれども、いわゆる危機管理。

これは不良債権の議論をするときにいつも出てくる話なんです、いわゆる十二・六兆円をベールにして政策を立てるのか、それとも六十三兆円なり百二十兆円なりというのをベールにして政策を立てるのかというの、今のとこは、十二・六兆円をベールに直接償却をやつていく、それの年限はあまだどうだという話です。これだけではどうもマーケットも満足しないし、それぞれ国民も、九月期を迎えて不安でしようがないという心理状態があるわけですね。

それだけに、逆に、日本の政治の進め方という行政の進め方というのは、これはあらゆる分野でそうなんですが、万が一のことに對しては触れないでおこう、これに触れると本当に万が一になつちゃうんじゃないか、そういうおそれがあるよというのが大臣の気持ちの中からも出てく

る。だから、我々に、あんまり極端なことを言うな、極端なことを言うな、こういう話なんだというふうに思ふんですね。

ところが、それがために、これはもう原子力行政あるいは国家の危機管理等々あらゆる分野でその発想があるものから、いざとなつてそれが起こつたときに、何もできていない、だれがどうするかもわかつていない、こういうことなんです。普通は、本当に我々に説明責任というか説明能力があつて信頼性がある、そういう前提であれば、これはやはり、もしかのときにはこうなりますよという大きな危機管理政策というのがあつて初めて国家も動くし、国民も安心するんだ、これが正論だというふうに思ふんです。

その上に立つて、もう国民の心理というのは、そういうものも欲しいなど。その上に立つた形で総理大臣はどうするのか、公的資金はどうするのか、それがどれぐらいの規模で用意されるのか。あるいは、その前提として、公的資金を使う場合にはフェアでなければならぬ。そのフェアということ、公正ということはどこで担保されるのかといううなことを見始めているということだと思ふんです。

そこについて、改めて、大丈夫ですよと、ちよつとしっかりと危機管理の認識というのを説明していただきたいと思ふんです。

○柳澤国務大臣 確かに、私も、どの性格の危機に對しても、これをあらかじめ大つぱらに論ずるというのを避けたいという気持ちが正直言つてあろうと思ひます。これは、多分私は、やはり特に答えが見つかからないことについて、あらかじめこういう危機が来ると言うことを避けたいという気持ちが強い。それは、答えがあれば、こういう答えですからこういうカストロフィーがあつてもかかなくて処理できますよというところで、割とこれは言えるわけでございます。

それはともかくとして、今、中川委員御質問の金融の危機に對しては、これは答えが用意されております。これはもう国会というか議会の御協力

いことなんでしょうけれども、万が一金融危機という
ようなものが起こった場合でも、内閣総理大臣の
もとでその対応が、措置が決定できますし、そし
てその結果については国会に報告をするというこ
とになっておりまして、その面では公正性も、緊
急事態という限定のもとではこれを担保するとい
う仕組みだと言っていると思うんですが、そうい
う仕組みもできておるということでございますの
で、国民の皆さんにはその点では安心いただける
んじゃないか、このように考えております。

またもう一つは、本当にそれがやれるのかな、
 どうか。これだけいわゆる公正さということが
 欠けている、その中身が今あちこちで指摘されて
 いますが、そういうことが行われている中で、本
 当に公的資金が使えるのかな、そういう問題点も
 もう一つあるんだというふうに思うんです。
 そのことを指摘させていただきながら、私の質
 問を終わります。以上です。

○山口委員長 中塚一宏君。
○中塚委員 自由党の中塚でございます。
財政の健全化のお話をずっとこの委員会でもさ

その中で、特に地方へ行くお金の話を六月の五日に財務金融委員会の方でさせていただきました。地方財政計画が八十九兆円、約九十九兆円ぐらいあるの、一つ削って約一兆円、そうすることによって、交付税、国庫支出金、合わせて一兆円円を削減したいというふうに塩川財務大臣がおっしゃっておられます。私は、地方財政計画全体を一兆削減しても、すぐにそれが交付税や国庫支出金には一兆円という形でははね返らないのではないかという問題意識を持って質問をさせていただきました。

それで、そのときの答弁の中で、塩川大臣の御発言をもう一度ちよつとお聞かせいただきたいんですけれども、地方交付税と国庫支出金というのが「半分以上ちよつとある」というお答えだったかと思うんですが、それはいかがですか。実際はそんなにはたくさんはないはずだと思うんですが。

〔委員長退席、佐藤（剛）委員長代理着席〕

○塩川国務大臣 地財計画の財源構成の中で、平成十三年度ですけれども、地方交付税と地方特例交付金でございますね、この合計いたしましたら、二十一兆二千億円でですね、これが国から地方への歳出の総額の三八・四％になっております。

○中塚委員　というわけで、「半分以上ちよつとある」ということではなくて、半分以上であるということなんですけれども、これは御答弁の方、訂正されるということではよろしいでしょうか。

○塩川国務大臣 何か私、ちよつとすれ違ひの議論が提示されておるような感じがしてならぬのですけれども、一兆円の問題は、私は、交付税で一兆円削るということは申しておりません。申しておりませんので、一兆円というのは例えの話でございまして、地方財政計画では八十九兆円ございまして、

その八十九兆円のうち、割つてみました、私は地方財政専門じゃございませんが、わかりませんけれども、公債費ですね、市の公債費とかやむを得ざる人件費とかいうようなものも見ますと、これは四〇％ぐらいじゃないかと思うんですね、あるいは四五％かもしれない。そうすると、あと五〇％、五五％相当額というか、四十五、六兆円程度でございますよ、それが一般歳出の行政費とかになると思ふのでございますね、そう思うんですね。そうしますと、一兆円節約することになります。

なつてまいりますと、五十数兆円のうちから一兆円ということになると、やはり二％程度になるかから一兆円、腰だめでいいましたら、そういうぐあいにいふとなつてくるのでありまして、国の方も二％節約しろということになりましたら、公債費等、それから地方交付税とかいろいろを除きましたら、やはり一般歳出から三％近くものを節約しなきゃならぬだろう、そういう腰だめのことですが、一例をぬだらう、そういう腰だめのことですが、一例を言いますと、地方財政は一％ぐらい節約してくれたらどうだろうと言ったのでございまして、交付税から一兆円ということではございませんので。

○中塚委員 いや、私も別にそういうことは言っていないんですけれどもね。答弁がすれ違っているのか、答弁がすりかわっているのか、ちよつとそこはよくわからないんですけれども、私だつてそんなことは言っていないですよ。交付税を一米円減らすという話をされているとは私も思っていない。

そうじゃなくて、地方財政計画全体を1%落とすというお話をされたのではないんですか。地方財政計画の全体のスケールが1%落ちることによって交付税が一兆円減るということをおっしゃっているのではないんですかというお尋ねなんですけれども。

○塩川国務大臣 いや、それは違いますね。それは違います。私が言っているのは、一兆円を節約

○中塚委員　ちよつともう一度お願いできますか、済みません。

○塩川国務大臣　　一％というよりも、私は、地方財政全体で一兆円節約してほしいと。それは人件費だろうが何でも構わないんです、地方交付税、何でも構わない、一兆円節約してくれと。一兆円というけれども、大きい金額だけれども、地方財政計画は全部で八十九兆円あるんですから、いわばその一％ちよつとということじゃないですかという表現を言っています。

○中塚委員 それはいいんですけどもね。だから、地方財政計画の八十九ある、約九十あるから、一%で九千億で、約一兆円ですよ。地方財政計画を一%減らすことによって、それで国から地方に行くお金というのが一兆円削減されるわけではないんじゃないですかということをお尋ねしているんですが、その話の中で、交付税と国庫支出金というものが地方財政に占める割合の議論になつたわけですよ。そこはいかがですか。

○塩川國務大臣　一兆円節約してくれる中で、それはどういう形でやってくれるのかわかりませんが、けれども、一兆円相当やってくれるとなれば、それに対する国の対応も違つてまいりましょうし、もちろん、その中の地方交付税も削減の中の一部に入ってくることは事実でございますから、総合的に見て一兆円ということを私はいたしたいと思つております。

けれども、それはあくまでも一つの表現のこと
でございまして、表現をもつてそれを目標にされ
たんじゃ、ちよつと話がしにくいことになってき
ますね。

○中塚委員　話がしにくいことを聞いているわけですから、それは話がしにくくて当たり前だろうと思うんですけれども。

いずれにしろ、この前の御答弁であつた、「半分以上ちよつとある」というのは、これは訂正を

されるわけですね。

○塩川国務大臣 今、半分と、何の半分ですか。どういう意味なんですか。ちょっとわかりにくいんですが。

○中塚委員 これは、だから六月五日の大臣の御発言ですよ。「地財計画の中で地方交付税と国庫支出金というのが大体これで半分以上ちよつとある、五五％ぐらいある」というお話だったんですけれども。

○塩川国務大臣 そうですね、地方交付税と国庫支出金とを合わせると大体五五％となっていますね。

○中塚委員 交付税と国庫支出金を合わせて五五％ということでしょうか。

○塩川国務大臣 私の考えているのと横から、役所のペーパーとはちよつと違うんですが、ややこしいかなわぬね。ちよつと整理してから。ちよつと、役所がこう言えと言うし。

○佐藤剛委員長代理 質問と答弁ときちんと合わせるような形でお進め願います。

○中塚委員 向こうに言ってください、向こうに、通告してあるんだから。向こうに向かつて言ってください。

○佐藤剛委員長代理 両方に言っている、両方に。

ちよつとお待ちください。

○塩川国務大臣 質問の趣旨はよくわかりました。

私がこの前言ったのは、地方財政計画の中で地方交付税と国庫支出金と国庫負担金と合わせた五五％ぐらいあるんですね、こう言ったんですね。それに対して、今精査しますと、地方交付税と地方特例交付金、国庫支出金全部合わせると三八・四％、四〇％だということなんです。そうすると、一五％ちよつとサバ読み過ぎて言うとした。

○中塚委員 さつきからそういうことをお話をしておったんですけれども。
だから、要は、大臣が前おっしゃったときには

五五だったんですけれども、それでも、要は一兆を地方財政で削減したって交付金と国庫支出金が一兆減ることはないでしようというお話をしたので、そのウエートがもつと下がればますますその開きというのが大きくなるはずでしようというお話をしておったわけですね。

○塩川国務大臣 そうしたら、結局こういうことですね。

二五％ぐらい節約してほしいと言っておったんですね、私。一兆円ということは、地方財政は半分だから。そうすると、二五％は約四〇％だから二・五％ですか、二・五％ぐらい節約してくれたらええ、こういう計算になりますね。だから、二・五％の間違いですね。

○中塚委員 実は、きょうはこの話をしようと思っていたんじゃないんですが、けれども、それは違うと思いますよ。

地方交付税で足りない分を今借金で借り入れなんかをしていますよね。だから、その分で倍にきいてくるというのはそのとおりですよ。ただ、だけれども、それ以外の部分でも、たとえばそれがなかったとしても、地方財政のスケールが一兆円落ちることによって国から行くお金が一兆円落ちるわけではないんでしょうという話をしていたわけですね。

○塩川国務大臣 そうじゃないでしょう。三八％ですから、そこからさつきより言っています二・五％節約してくれたら一兆円になりますね。ですから、要するに、三八％を交付しておるやつを、これを減額してくれば、一兆相当のものを減額してくればいいわけじゃないですか。

○中塚委員 だから、三八％になっているもののウエートを下げるということは、地方財政は一兆円下がるんではなくて、もつとへこませなきゃいけないんですねという話をしているんですね。もうこの話は結構です。そこで数字の話を御訂正になられたということなら、それはそれで結構です。
せつかく銀行法なので、ちよつと銀行法もお伺

いをさせていただきますが、今度の銀行法の改正ということでは、異業種参入とか、あと新しいビジネスモデルというふうなお話がありまして、その中で法律見ていると、取締役の適格性ということが書いてあるわけですね。取締役の適格性ということでは、「取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ」ということなんですか。知識及び経験ということの基準というのは一体どういうものなんでしょうか。柳澤大臣、いかがですか。

○村田副大臣 今回の銀行法の改正によりまして、七条の二に、主要株主の条件、適格性の要件とともに、取締役の適格性についての規定が加えられたわけでありまして。

法律案では、銀行の取締役について、「銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ」というふうに、今先生のおっしゃったような規定が書いてございます。これは銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために極めて重要な規定であると考えておりまして、銀行がむしろこの規定の趣旨を踏まえまして、銀行がむしろこの規定の趣旨である、こういうふうに対応しております。

具体的には、今申しましたように、銀行が自覚を持って取締役の適格性の確保に努めるべし、こういうことでございます。

○中塚委員 いや、だからそれは何か当たり前のことが書いてあるような感じがしているんですけれども、そうしたら、何でこういうのを入れなきゃいけないのかということ、もし不適格な人が取締役だったらどういふことになるんですか。

○村田副大臣 これは後から答えますが、例えば不適切な、この条件に合わないような取締役が居座る、こういうことになった場合には、私どもの判断は、銀行の業務の適切な運営が阻害される、

こういう観点、おそれがあるということから、銀行法二十六条に基づきまして監督命令が発せられる、こういう形になつていくのではないかと、いふふうに考えております。

だから、そういう意味で、私も重大な関心を持って対処するということでもあります。

○中塚委員 取締役の適格性ということについてどういふふうにモニタリングをしていくのかということ、その適格かどうかということの基準についてはどのようにお考えですか。

○村田副大臣 取締役については、重ねて申し上げますが、第一義的には銀行が自主的に判断するというところでございますが、私も、改めて申し上げますが、監督を通じてウオッチをする、それで、適切な運営がなされているかどうかというのは、銀行の業務運営の結果にあらわれてくるわけでございますから、そういう意味で、私もはそうした観点から取締役の適格性についても引き続きモニタリーできる、こういうふうにお考えしております。

○中塚委員 何かいまちよつとわかりませんけれども、では、例えば主要株主ということになったときに、主要株主ということで認可されたら、株式所有の目的とか財務面の健全性等ということをも勘案をされていくということですよ、今度の法律によると。その場合の主要株主には、いわゆる投資組合と入るんですか。

○村田副大臣 投資組合であっても、主要株主のルールというのは、個人か、それから法人であるかを問うておりませんので、株主の銀行への支配に着目して整備される、こういうことでございます。ですので、投資組合であっても主要株主の対象に含まれる、こういうふうにお考えしております。

○中塚委員 今御答弁の中にあったのかもしれないんですが、では、投資組合の認可をするときに当たって、株式所有の目的とか財務面の健全性というところになったときに、その投資組合に対して出資をしている個人等にもこれは及ぶというふうにお考えよろしいんですか。

○村田副大臣 投資組合の中にありまして、その

場合でも、その代表者の運営のもとに、一体として行動している、こういうことになれば、株主としてルールの対象となるべき者、こういうふうな解釈されると思います。

○中塚委員 その一体としてというのは、その保有の率にはかわりなくということでしょうか。

○村田副大臣 したがって、やはり二〇%という保有の率、これが、個人個人、投資をしている方々の、その合計が二〇%になったということに着目して判断されるということだと思います。

○中塚委員 それで、例えば、破綻金融機関の引受先が海外の投資組合だったりする例というのがほとんど出てきているわけですね。そうすると、海外の投資組合とか海外の投資法人であつても同じようにこの法律は適用されるということなんでしょうか。

○村田副大臣 個人であつても法人であつても、投資組合という形態をとつても、その投資組合がトータルとして、今申しました主要株主のルールの率を超えるということになれば対象となるということであつて、

外国のことですけれども、外国にある個人であつても法人であつても、このケースにおきまして対象となるということであつて、ただ、外国にある主要株主等については、やはり実効上、検査等が非常に難しいということはあるかというふうに思います。

○中塚委員 今の御答弁と関係するのかわかりませんが、外国人、外国法人に対するこの法律適用の特例というのがこの法律の中にありますよね。この特例の中身というのは具体的にどのようなことなんでしょうか。

○村田副大臣 外国のケースですが、例えば、五十二条の十五で、主要株主の適格性に関する例えは条件を満たさなくなったような場合において保有株式の処分を命ずるような規定がございますが、そういう場合において、今申しましたよう

に、現実問題として、外国にあるがゆえに時間的な制約等々がありまして、外国にある個人あるいは法人のケースにおいては、そうした実際の中身は日本にある法人あるいは個人と同じなんでしょうが、しかし特例を設けざるを得ないようなケースは、地理的に遠くにあるということから生じるケースの特例だ、こういうことでございます。

〔佐藤副委員長代理退席、委員長着席〕

○中塚委員 地理的な特例というのは、それは一体どういうことですか。ちよつと済みません。

○村田副大臣 要するに、そういうことは余りケースとしては多くないかもしれませんが、日本にあるケースと外国にあるケースと、いろいろな意味で、例えば株式を処分するというケースであつても何らかの猶予が、国内、内国法人あるいは個人よりも余計にかかるのではないかと想定される場合等が考えられるのではないかとこのように思います。

○中塚委員 特例というのは政令か何かでお決めることになるんでしょうね、たしか、これから。そういうことなんでしょうか、すごくあいまいな部分が多いなというふうに思つておりました、そこところについてはまた施行後でも、また一般質疑等あればお伺いをしていきたいというふうに思います。

それで、次に、時間も余りないんですが、不良債権のお話をちよつと伺わせていただこうというふうに思つております。

柳澤大臣、最終処理ということで以前この委員会でお伺いしたときに、直接償却、最終処理をするといつても、引き当て自体はもうちゃんとなされている部分が多いから追加処理の損失というのは発生しない、だから公的資本注入を再度行うというようなことは要らないんだというふうな御答弁があつたと思うんですが、それはそのとおりでよろしいですね。

○柳澤国務大臣 私、従来ずっと言わせていただ

いておるんですが、現在の日本の金融機関、特に、今回最終処理を政府の呼びかけに応じさせていたかどうか、その立場になつていいる主要十六行の金融機関でございますが、この金融機関におきましては、もう不良債権の認識といたうか、レコグニション、査定ですね、これと、それに見合う引き当てというものが十分適切に行われておるというふうに見えております。したがつて、最終処理に行きまして、そこに新たに発生するいわば追加損失というものは限定的なものにとどまらう、このように考えておまして、この追加処理を行うがゆえにBIS基準の自己資本比率というものが、その水準との関係で危殆に瀕するようないことは全く考えていない、こういうことでございます。

○中塚委員 それで、四月の六日の経済対策閣僚会議の緊急経済対策の中に、「要注先債権等の健全債権化」「不良債権の新規発生防止のための体制整備を求む」という言葉が入つておるわけですね。今、柳澤大臣がおっしゃったことが事実だとして、引き当て済みのもものは大丈夫なん

だ、直接償却、最終処理したつて財務内容が悪化したりするようないことはないんだという話が事実だとして、では、今後、不良債権を発生させないための方策ということもまた課題になつてくるんだらうと思うんですが、この緊急経済対策の中に書いてある、健全債権化とか新規発生防止というものは具体的にどのようなことなんでしょうか。

○柳澤国務大臣 健全債権化にせよ不良債権の新規発生防止というところは、大体同じような意味になるというふうな考えでよろしいかと思ひます。もちろん、要注先債権のまんまにずっといるということと不良債権の新規発生というものは確かに違ひますが、まあ大体同じような意味にとらえていただいてよろしいかと思ひます。

それは、結局、貸出先との関係でございますが、貸出先に対して早く手を打つて、例えばこの不稼働部分があなたのところの採算というか財務

状況を悪くしているんだつたら、それを早く処分しちゃつたらどうですかというふうなアドバイス、そういうふうなこと。経営あるいは財務の処理についてのアドバイスをするということによつて、いたずらにそこに固執することによつて最終的にはみんなが、その企業全体が非常に苦境に立つというふうなことを避けるように指導していく、あるいは話し合ひをしていく、そういうことが想定されておると申させていただきます。体制の整備と書かれておるようなところは、そういうようなことと行動を起すためのモニタリングを常にしておいてもらいたい、そういうことを意味しているというふうな御理解賜りたいと思ひます。

○中塚委員 アドバイスと言うけれども、何か随分つらいアドバイスのような感じがするんですが、それでもね。一―三の景気なんか見てもマイナスになつておるわけなんです、新規発生を防止するための体制整備といつたつて、やはり不良債権は新規の発生でふえていゐるんじゃないだろうかというふうに思ひます。

経済財政諮問会議の骨太の答申というときの議事の概要の中で、柳澤大臣は数字を挙げて、二〇〇〇年は幾ら、二〇〇一年は新規の分が幾らというふうなお話をされておられますね、議事録を拝見しておると。ただ、こういうふうな景気がどんどん悪化をしている局面ということになると、そのことだけで新規不良債権の発生というものを防いでいくというのとはかなり難しいんじゃないだろうかというふうに思ひます。

そもそも、この骨太の方針にしても、これからどうするということを書いてあつても、過去の、なぜこうなつてしまつたかということはほとんど触れられていないわけですね。失われた十年という言葉がありますが、改革というのは、歴代内閣は全部改革と言つておるわけですが、この骨太の方針だつてその方向、改革の方向で出されたんだと思うんですが、過去、何でこうなつたのかという分析というのは今

度の答申の中ではほとんどないですね。

そこで、お伺いをするんですけれども、前の財務金融委員会が塩川財務大臣にも伺いましたが、財政の健全化もおやりになる、来年度の国債発行を三十兆円以内に抑えるということですね。私は、平成九年の橋本総理の中の財政構造改革というものがやはりちょっとダブってくるわけですね。当時も、不良債権の処理は峠を越えたという話だったわけですね。住専を処理して、金融三法をつくって、もうこれで不良債権の処理というの峠を越えたんだという話だったわけですね。

今小泉内閣が財政健全化にチャレンジするとき、当時よりも足元の景気というのはすごく悪くなっているわけですね。そういった中で財政の健全化をおやりになっていくということなんです。果たして、足元の景気との関係もあり、日本の不良債権の問題というのはそれほど楽観的なものなんでしょうか。いかがでしょうか。

山口委員長 予定時間が終了していますので、簡潔にお願いします。柳澤大臣。

○柳澤國務大臣 不良債権の問題が峠を越えた、あるいは不良債権問題は処理を終えましたというものは、いつでも私、申しますけれども、当時、一番問題になっていた、要するに不良債権を表に出してこれに必要、適切な引き当てをするということが目標だった、不良債権処理という言葉で目指していたのはそういう状態ということであれば、当時言ったことと今日の状態というのは全く一致していると私は申させていただきます。

今不良債権の処理というのは、最終処理をしよというところであって、不良債権の残高をもっと貸借対照表から除いて低くしよう、こういうことなのでございます。そこで、結局問題は、不良債権の処理というが、不良債権問題の解決と言いかえてもいいんですが、それは一体どういう状況なんだろうかということなのでございます。

そういう意味もあって、今回私も指標を出しまして、二つの面からそのことを追っかけていきましようというのを提案させていただいて

いるということでございます。一つは全貸し出しに対する不良債権の比率でありますし、それだけだと引当金をネットアウトしてあるとかなんとかという議論になって、国際比較も容易でもないというようなこともあって、それではかつての、いわば引当金を税法上何%にしたらいいかというときによくあった話ですけれども、要するに不良債権の処理損に対する残高との関係、こういう二つの、ここに指標を置いて、その両方を総合して不良債権問題の状況を的確に把握していただく、こういうことを呼びかけさせていただいたわけでございます。

○中塚委員 新規発生のことをお伺いしたんですが、また改めます。終わります。

○山口委員長 佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

初めに、銀行法等改正案の内容についてお聞きをしたいと思っております。

この法案は、一般事業会社から銀行業への参入の条件を整え、これを促進しようとするものである。しかしそれは、事業会社が資金調達の手段として自分の子会社である銀行を悪用する機関銀行化の危険を持つております。法案にはこのような弊害を防止する十分な規制があるのかどうか、この点で私は幾つか疑問を持たざるを得ないのであります。

まず、法案では参入規制の対象が大変狭い範囲に限定されておまして、認可が求められ監督の対象となるのは、原則として株式の二〇%以上を保有する主要株主に限定されております。五%から二〇%までの株式を保有する者に対しては単に届け出義務を課しているにすぎません。

そこで、柳澤大臣にお伺いをいたします。昨年十二月の金融審議会第一部会報告では、五%を超える株式を保有すれば「銀行経営に相応の影響力を及ぼし得る」と指摘をしていました。五%を超える株式を保有すれば銀行経営に相応の影響を及ぼすことができるのに、なぜそれを届け

出だけで済ますことにしたのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○乾政府参考人 お答えをいたします。

異業種からの参入に当たりまして、主要株主を規制する場合に、金融審議会が議論をいたしました主なポイントはその主要株主の持つていた株式の割合でございますけれども、この株式の割合とそれに対する規制とがバランスのとれたものでなければならぬということでございます。ごくわずかなるは一定程度持つていくからといってそれとバランスのとれた規制を導入することは、異業種の参入によって金融界を活性化し、また顧客に優良なサービスを提供するという趣旨に反するということ、どのようにそのところのバランスをとるかが議論されたわけでございます。

そうしたことから、今回の提案しております法案の中では、この金融審議会の考え方に基づきまして、銀行に影響を及ぼし得るというの、これは、現在企業会計で採用されております実質影響力基準という考え方がございます。これは既に銀行法の幾つかの条項の中にも取り入れられている規定でございますけれども、この実質影響力基準、すなわち、法人のみならず個人を含む単体またはグループで二〇%以上の株式を保有する者、また人的な関係等が一定の場合ある場合には一五%以上でも実質的な影響力があるということでもって、企業会計の場合に一定の開示とかそういうものは義務づけられているわけでございますけれども、そうした実質的な影響力基準に該当する場合に銀行の経営に影響があるということで、これを認可制とすることとしたところでございます。

そこで、それでは、実質的な影響力を判断するの、ある日突然監督当局が判断をするというわけにはまいりませんで、実質的な影響力でございますから、グループでございますから、仮に一人の株主が、一社の株主が八%であったとしたしましても、その会社の子会社等全部合わせたら二〇%ないし一五%を超えている場合もあるわけ

でございます。そうしたことから、単体で五%を超えた場合には、超えた段階から、監督当局として一定のウオッチといいますかモニタリングをしていこうという考え方に立ちまして、いわば証券の大量保有報告書等とのバランスを考えまして、単体で五%を超えた場合には届け出をしていただくということにしたいものでございます。

確かに金融審議会の答申には、五%を超えた場合には「相応の影響力を及ぼし得る」と書かれているわけでございますけれども、そのことはまさに、五%の段階からモニタリングを始めまして、そして実質的な影響力を及ぼしそうな段階では認可をいたしましよ、そういう考え方に基づくものでございます。

○佐々木憲昭委員 モニタリングで済むのかどうかという問題があるわけですね。実質的な影響力を及ぼすわけでありまして、それに対して実質的な規制がなければならぬわけでありまして、銀行の健全性をいかに確保するかということに、一般的な企業会計原則を持ち出すだけでは私は十分だと思いません。だから、金融審議会の「日本の銀行の株主構造を前提とすると」五%の保有であつても「相当な影響力がある場合が考えられる」これはワーキンググループの報告でそう言っておるわけですね。

ですから、銀行の株主構成、金融という性格を考えれば、これはやはり独自の規制が求められるわけでありまして、それはモニタリングで済ませまして、きちっとした、内容のあるものがない。まさに私は、バランスと言いますが、バランスが欠けていると言わざるを得ないと思うんです。

そこで、具体的な実態についてお聞きをした。まず第一は、我が国の銀行で株式の五%を超える株式を保有している株主のある銀行は何行あるか。二つ目は、全体として、五%超二〇%未満の株式を保有している株主の数は幾らか、その株主のいる銀行の数は幾らか。三つ目は、二〇%以上

の株を保有している株主の数は幾らか、その株主のいる銀行の数は幾らか。お答えいただきたい。
○乾政府参考人 五%超所有の株主が存在する銀行数は四十一行でございます。また、五%超所有の株主の数は七十四株主でございます。

それから次に、五%超二〇%未満所有の株主しか存在しない銀行数は二十九行でございます。五%超二〇%未満所有の株主の数は六十二株主でございます。

それから、二〇%以上でございますけれども、二〇%以上所有の株主が存在する銀行数は十二行でございます。同じく二〇%以上所有の株主数は十二株主でございます。

○佐々木(憲)委員 二〇%以上の株主が存在する銀行というのは、現時点でわずか十二行であります。全国の銀行数は百三十七行でありますから、全体の八・八%の銀行にすぎないわけですね。しかし、五%から二〇%の株主がいる銀行というのは、二〇%以上の株主のいる銀行の二・四倍、全体の株主数で言いますと五・二倍もあるわけです。ですから、五%から二〇%の部分というのは圧倒的多数なんです。

法案によりますと、二〇%以上の株式を保有する場合には内閣総理大臣の許可が必要で、適格性の審査を受けなければならないとなっております。例えば、所有の目的、財務内容などに照らして、銀行業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか、十分な社会的信用を有する者であるかどうか、これらの審査を経て初めて銀行の株主となることができる、これは二〇%以上の場合ですね。

しかし、五%から二〇%の株主に対しては、この部分が圧倒的多数なわけですが、こういうチェックはなされないわけですね。五%を超える株式を保有すれば、銀行経営に相応の影響力を及ぼし得るわけです。そしてまた、その数は圧倒的多数なわけです。

そうすると、不適格な事業者が銀行経営に乗り出そうとすると、単に届けるだけで安易に参入で

きる、銀行経営に影響力を持つことができる。法案ではこういう事態を防止できないのではありませんか。

○村田副大臣 先ほどの委員御指摘の、昨年十二月の金融審議会の第一部会報告では、繰り返しですが、単に五%超保有の株主に対する報告徴求でございますが、実質的影響力の有無の確認等の目的に限定した書面によるチェックにとどめまして、立入検査は書面のみではどうしても実質的影響力の有無を認定することが困難な場合などに限って行い得ることとすることが望ましいというふうにされています。

これを受けまして今回提案の改正法案では、五%超所有の株主に対して、重要な届け出事項に虚偽の記載があったり必要な記載が欠けている疑いがある場合に、報告徴求、検査を行うことができることとしていただいております。こうしたことを通じてチェックができる、こういうふうなことを考えております。

○佐々木(憲)委員 それは認可後の話でありまして、参入する場合のチェックがきちとなされないうというところに対しての答弁ではないと思うんですね。つまり、不適格な事業者が参入する場合、五%から二〇%の株式保有の場合には適切な規制措置をとることができない、このことは否定されなかったわけですね。

では、今の御答弁との関連で言いますと、参入した後の話ですね、五%から二〇%の株主に対しては、監督権限ですが、大変これは弱いと思っております。

金融庁は、二〇%以上の主要株主に対しては、特に必要と認められるとき、その必要の限度においてという限定つきだけれども、報告徴求権、立入検査権、これは二〇%以上の場合には持っているわけですね。しかし、圧倒的部分を占める五%から二〇%の株主に対しては、株式所有届出書などの書類、ここに虚偽の記載があるかどうか、重要な事実の記載が欠けている疑いがある、そういう場合に限定されているわけでありまして、つま

り、書類に不備があるかどうか、それだけなんです。したがって、二〇%未満の親会社の場合に、その影響力を行使しまして、つまり子会社である銀行に対して不適切な取引を行っても金融庁は親会社を直接監督することはできない、こういうことになるんじゃないですか。

○乾政府参考人 最初にお答えいたしましたように、五%と二〇%の間におきまして、これが、今回のルール整備が不当な参入抑制にならないように、他方で銀行の健全性を確保する観点から、どのようなバランスのもとにルールを整備するかというところが議論になりました。そうした観点から、実質的な影響力がある場合には認可としようとしたものでございます。

したがって、五%から二〇%の間、一五%の場合もございまして、その場合には、主要株主が実質的な影響力を持ち得るかどうかがいふことをチェックするためでございます。そのための報告、検査はございまして、いわばその届け出の内容に、重要な届け出事項に虚偽の記載があったりした場合に、当然、報告徴求、検査を行うことができることとしていただいております。

○佐々木(憲)委員 実質的な影響力があるのは、五%から二〇%でも実質的影響力があり得るというのを金融審は述べているわけでありまして、その部分について書面審査だけで済ませてしまふ、不当な取引の直接監督というのは、親会社に對してはできないわけですね。要するに、監視をする程度、こういうことであります。

こういう点は、諸外国と比べても極めて甘いものであります。例えばヨーロッパの場合、事業会社の銀行業への参入を認めておりますが、ECの第二次銀行指令で、一〇%以上の株主にはその適格性について当局の審査を受ける必要があると規定しております。このことについては、金融審報告でも、欧州主要国では一〇%以上の場合に許可等を要するという例が多い、こう書かれています。

わけですね。つまり、イギリス、ドイツ、スイスは一〇%以上なんです。フランスはこれに加えて五%以上で審査を受けることになっている。

このような事例を当然知っていながら、法案ではヨーロッパ並みの基準を設けなかった。柳澤大臣、この点、これは意識的にハードルを下げた、ヨーロッパのことを当然御承知だと思ふんですが、それと比べても低いところにハードルを下げて参入を可能な形にした、これが実際のところではないんでしょうか。

○村田副大臣 お答えをさせていただきます。繰り返し申し上げます、今回の主要株主に対するルール整備でございまして、銀行の経営に影響を及ぼし得る者が不当に影響力を行使することがあるとすれば、それをどのように防止するか、こういうのが問題意識でございまして、累次指摘されておりますように、金融審議会第一部会報告におきまして、企業会計の実質的影響力基準を踏まえて、銀行の経営に対する実質的な影響力に着目して、原則二〇%以上の株主を主要株主と位置づけまして認可制の対象として、五%以上の株主を届け出の対象にするということが適当であるとされたというところでございます。

○佐々木(憲)委員 全然質問とか合わないですね。一番最初の私の質問の答弁と同じ答弁を今繰り返しても、全然答弁になってないですよ。だから、つまり、大臣、もう一回お聞きしますが、ヨーロッパと比べて日本の場合には低い水準になっているわけですね。つまり、参入がしやすい形になっているわけですね。それは意識的にそうしたわけでしょう。通常の国際的水準よりも低く見たということだと思ふんですね。そういうことなんじゃないんですか。

○柳澤國務大臣 実質的影響力のレベルをどうやって捕まえるかということであるわけですが、それは、今回の我が法案では、企業会計基準に合わせ二〇%とした、こういうことでございまして。しかし、他方で、五%以上持っている場合には実質的に影響力を持ち得ることがある、こういう

わけですね。つまり、イギリス、ドイツ、スイスは一〇%以上なんです。フランスはこれに加えて五%以上で審査を受けることになっている。このような事例を当然知っていながら、法案ではヨーロッパ並みの基準を設けなかった。柳澤大臣、この点、これは意識的にハードルを下げた、ヨーロッパのことを当然御承知だと思ふんですが、それと比べても低いところにハードルを下げて参入を可能な形にした、これが実際のところではないんでしょうか。

この指摘もありましたので、このところは届け出制にしまして、そしてそれを判定できる資料を徴求して判定できるようにした、こういうことでございます。そして、その五%以上の届け出を受けて、それが、いろいろ各方面の検討をして、これは実質的に影響力があるということになれば、それはそれで対応していく、こういうことになっているわけです。

例えば、いろいろグループを組んで、それらで二〇%をオーバーするというようなことになれば、これはもうほとんどノー文句で私どもとしてはこれに対処していく、こういうことでございまして、要するに、実質的に影響力を持つということと、二〇%持つていたら欠格になるような人を、どうやって防ぐかということは、そういうことでもって私どもは可能だと判断した、こういうことでございます。

○佐々木(憲)委員 私は、それでは可能にはならない、不可能だと思ふんですね。というのは、実質的影響力を持ち得るといふのは、五%以上でも持ち得るわけでありまして、これは金融審でも言っているわけですね。その場合に、届け出るだけで済むという形になりますから、届け出をすれば参入が可能になる。しかも、参入した後、この親会社に対する監督権限は、立入検査権もない、それから資料の徴求権もないわけです。

したがって、そういう意味で、五%から二〇%までの部分というのは大変規制が甘い、つまりヨーロッパと比べても明らかに日本の場合には甘いわけですね。私は、どのような状況であろうと銀行経営の健全性と公共性を確保するということ、これはもう第一義的に追求しなければならぬ社会的な義務だと思ふんですね。しかし、実際に政府がやろうとしていることは逆でありまして、事業会社の銀行業に参入する意欲を阻害しない、これがすべてに優先されております。したがって、事業会社の利益のために公共性、つまり金融機関としての健全性、これがなおざりにされていると言わざるを得ないと思ふます。

この法案にはいろいろな問題がありますが、二〇%以上の株主に対する規制も私は不十分だと思ふます。しかし、きょうは時間の関係で、その議論はこの次の委員会に譲りたいと思ふます。

そこで次に、時間がありませんので、塩川財務大臣にせっかく来ていただいておりますからお聞きをしたいんですが、私は当委員会で大変の機密費をめぐるといふことを何回か取り上げました。しかし、これは単に興味本位で取り上げたわけではなくて、発言の内容が大変重大だからでございます。大臣に就任する以前の発言では、一つは、外務省から機密費の上納があったということを認めたこと。二つ目は、内閣機密費を野党対策に使ったという証言をされた。これは大変重大な発言で、私はこれは正直で大変勇気ある発言だと思ふんですね。

ところが、大臣に就任されまると、国会の答弁では忘れたと言われる。六月十八日の参議院の決算委員会であらうに答弁されているんですね。中身はちよつと触れることは勘弁していただきたい、三十年たつたらちよつと申し上げますからと。三十年というの、大臣のお年からいいますと百十歳になるわけですね。これは全くいかげんな答弁だと思ふんですが、要するに知っていても言わないということだと思ふんです。そういうことなんでしょうか。

○塩川財務大臣 三十年というのは文書の秘密保持の年限でございまして、私はそのつもりで、これは秘密文書としての年限の言えないという意味で言ったことであります。

○佐々木(憲)委員 文書になつてないものでしょう。野党対策に使つた、あるいは上納があるというの、文書になつていないんですか。その文書を三十年後に公表する、こういう意味ですね。

○塩川財務大臣 文書というの、要するに、文書になつておろうが秘に属することは言えないということだと思ふます。

○佐々木(憲)委員 要するに、知っているけれども今は言わない、こういう意味ですね。私は、こ

ういう姿勢というのは非常に重大だと思ふんですね。

あなたは、五月二十八日に放映されたインタビューで、大臣になつたら本当のことを言わぬことにしとんねん、こういうふうにお答えになりました。私がこれを取り上げたから、今度は、インタビューを受けていないという答弁をされました。あなたはこう言っているんですね。インタビューではございません。私の書斎でした。したがって、着物を着ておりました。そこへお客さんが立て込んでおりました、お客さんが帰りました後、二人、女の方とカメラの方とどここと入つてまいりまして、撮らせてくれということ、それでございまして、インタビューとか何とかではございません。こう答弁しているわけですね。

その日のニュースステーションを見ますと、早速これを取り上げまして、反論しています。私が反論したんじゃないんです、ニュースステーションの久米宏さんがこうおっしゃっているんですね。後ろに流れている映像はインタビューを行った当日のものなんです、非常にリラックスされている様子です。担当した女性ディレクターによりますと、きちんと取材依頼を出してオーケーをもらつて、一日取材をした、インタビューも二回に分けて三十分ほど行つたということなんです。これは答弁と違ふんじゃないですか。

塩川財務大臣は、取材依頼を受けてオーケーを出し、一日取材を受けた、インタビューも二回に分けて三十分受けた。これが事実じゃありませんか。いかがでしょうか。

○塩川財務大臣 私、一々それ記録をとつておりませんからね。ですから、それは何と言つたら……。来たことは来ましたが、それは私も知っていますからね。申し込みなんて、私、見たことありませんよ。

○佐々木(憲)委員 これは久米宏さんの証言ですが、担当した女性ディレクターによると、きちんと取材依頼を出したんです。つまり、大臣になつ

てからですから、当然、大臣の日程を調整されている秘書官の方あるいはその担当の方がそれを受けて、大臣と相談されて、ああ、結構ですよというところで一日取材を受けたはずですよ。その記録を、私は、昨日質問通告で、このことについてお聞きをしますので記録を調べていただきたいというふうに申し上げました。それ、調べてお答えいただけますか。

○塩川財務大臣 何かそういう、前はそうおっしゃってましたね、ちゃんとした手続をしてというの。それは私、その書面も、手続、どんな書面か知りませんが、手続なんて、そんなこと知りませんよ。ただ、秘書に何でこれ来たんだと私は聞いた、いや、朝早く来られて、何か書いたものをちよつと見せて、名刺出されて、取材させてくれと言つた。いや、取材は困るぞ、お客さんこんな待つていられないじゃないかと。たくさんお客さんが待つていたんですよ。それで……(佐々木(憲)委員「それは違ふよ」と呼ぶ)いや、あなたが知らぬと言つたか、わしが当事者ですがな。

それで、そういうインタビューの手続なんて、そんなことしていませんよ。だけれども、私、一たんお客さんが来て、私は、二階なんです、書斎は、おりていったらだかだか上がつてきて、それで、済みません、それじゃちよつと写させてください、部屋の中を写させてくださいと言うて、それこそ座り込んで、お客さん待つとるんだから、ちよつと早いところかかってくれ、こう言つたんですよ。そんなインタビューですよ。

○佐々木(憲)委員 ニュースステーションの映像はしっかりと映つております。それは、塩川財務大臣がいた様子でインタビューにお答えになつていらっしゃるんです。ですから、自宅ではないんです、これは事務所なんです。事務所です。(塩川財務大臣「書斎ですから、私の」と呼ぶ)いや、ですから、取材を受けて、インタビューを受けていることは事実なんです、そのことは確認をすればすぐわかるわけです。

私は、きのう、このことについて、この事実を
確認しますという事で、調べておいてください
というふうな質問で通告をしました。それをほぐ
らして、覚えていないとかそんなこともない
か。事実を調べればすぐわかるわけですから、日
程表を調べていただけますか。

○塩川国務大臣 だから、来たことは来たと言
うんです。私がどかどかと上がってきたとい
うことでございまして、私は、こういう人た
ち、インタビューをいたしますからどうぞ応じて
くれますかというそんな話はなかったというこ
となんです。

秘書と、朝早く来ていたらいいんですよ。私は
事務所に大抵行っていますが、日曜日でしたか
ら、家に、大阪へ帰りましたらお客さんいっぱ
い来ていますからね。大体八時ごろ来ています
よ。それから、八時ごろって、その時にはもう秘書
も来ておりまして、その時分に来たんじゃない
でしょうか。私は、二、三のお客さんに会っ
て、お客さんが帰った後、何かだかだかだと二
人上がつてきて、こんな棒を持って上がってきた
んですよ。それで、すぐにカメラ見てしました
よ。私は、あれ、何だというふうな聞いたら、い
や、こうこうですと、女の子が何か名刺を
出しましたよね。だから、それは、おい、そんな
困るぞとわし言っていたんですけれどもね。それ
で、いろいろ、二、三問答してましたよ。

ですから、リラックスしていたと言えりラッ
クスしていたと思いますが、お客さんとお
客さんの切れ目のときですからね。私はそんな中
身の細かいことまでは覚えておりませんね。

○佐々木(憲)委員 都合の悪いことはすつかり忘
れて、関係のないことだけはよく覚えておられる
ようでありまして、実際にこういうふうな塩川さ
んはおっしゃっているんですよ。「国民の感覚
で、はくは、あれは政府の一員になったんでう
いっさい言えせん。役職についたらそういうもの
に対する責任感が、別の責任がある、発言には
ね。そういうことと交じっていっさい言わんこと

にしとんねん。」

ですから、こういうことをはっきりおっしゃっ
ているわけですね。つまり、自分が知っているその
事実を、大臣になる前は本当のことは言うけれど
も、大臣になった後は一切言わない。しかも、事
実関係についてもいかに答弁で、これは逃
げ回る。久米さんがきつと提起をしているにもか
かわらず、調べようと思いません。そういう姿勢
は、私はもう絶対に許せないと思います。

塩川さんは、みずから体験をされみずから実行
された、このことについてお話をされているわけ
ですから、この事実関係についてははっきりと真
実を語っていただきたい、このことを最後に申し
上げまして、時間が参りましたので終わります。
○山口委員長 植田至紀君。

最後、時間が少のうございませうのできょうは、
きょうだけで銀行法の審議が終わるわけじゃない
でしょうから、簡単な話をほんぽんと幾つかお伺
いしたいと思うんですが、その前に、経済財政運
営等にかかりまして、幾つか、これもそんな難
しい話ではございませぬ。まず、財務大臣の方に
お伺いしたいと思います。

先日、経済財政諮問会議の基本方針が出たわけ
でございませうけれども、それについての見解は
我々社民党としても明らかにしておるところです
が、この最後の方の章のところに「平成十四年
度予算」という項目があったかと思ひます。そこ
では、「重点的に資源配分」とか、「経済の活力・
国民の厚生などに寄与していき予算、経済社会
情勢の変化に伴い重要性の低下した予算などに
ついては、思い切つて縮減する」というふうにし
ておるわけですね。

この点については、私もそれが具体的に
なれば非常に評価できるわけですが、ただ、ど
う縮減するかというところの処方せんは必ずしも
示されていないと思うわけですね。
それで、常々、この問題になつております道

路特定財源をどうするかというのは、この話と
もリンクしてくるだらうと思うわけですが、せん
だつても、六月二十一日の閣議決定で、臨時
議員というふうなことは呼ばらしいですが、そ
この提出資料の中でも、この特定財源にかかわ
つては、「受益者負担の原則に基づき自動車利用者
が利用に応じて道路の整備費を負担する制度であ
り」云々という事で、「転用・一般財源化する
ことは道路整備のため創設・拡充され本則税率の
二倍強の暫定税率が設定されている趣旨にもそぐ
わないことにかんがみ」というような文言も見ら
れるわけですね。

ですから、国土交通省、またゼネコンの抵抗も
非常に激しいのかなと推察、この行間から読み
取つてしまふわけですね。また、一部政府の中
では、これをいわゆる都市の基盤整備等々の財源に
というふうな話もあるように聞いておるわけだ
けれども、もしそうなら、要するに、地方の
重点配分を都市に重点配分するという事で、
言つてみれば都市特定財源になつてしまふんや
たら話は一緒やないかというふうにも思つたり
するわけですね。

この点について、いづれにしても、私たちの国
民生活に寄与する予算たり得るかということから
すれば、公共事業の配分比率、特に今のこの道路
優先予算に思い切つて切り込んでいく必要はあ
るかと思ひますし、また、こうした今までの政策
を改めまして、特に教育、福祉、IT、エコロ
ジー等々のところへの重点配分、予算の編成替
えというものを進めていく必要があるかという
ことについて、まず御決意をお伺いしたいと思
ひます。

○塩川国務大臣 おっしゃる通りに、特定財源の
使途につきましては、平成十四年度は使途の拡張
をして予算に利用したいと思つておることは
事実でございまして、その場合に、ただ、先ほ
どおっしゃいました都市と地方というものを対立的
に考えるべきではないと思つておりまして、私
ちから言わすと、むしろ都市的機能と地方的投

資、そういうふうな概念で見てみたいと思つてお
ります。

ですから、都市というのは東京都というものが
すぐイメージがわいてきますが、特定地方財源を
削つて東京都で使うのだ、そういうイメージは
拭いていただきたいと思ひます。都市といいま
し、例えば松江市でございまして、金沢も
いわば都市でございまして、そういう都市に、そ
の町としての機能を回復するような施設には使
いたい、こう思つております。したがつて、今の
ところ道路財源であることは事実でございませ
うから、道路に關係して、そしてその道路からの、交
通からくるところのいろいろな障害を除去する施
設等に拡大して使いたい、こういうことであり
ます。

○植田委員 田舎に住んでいる者としては、そ
ういふ話を伺いますと、ちよつとほつとするわけ
でございませう。要は、大阪の東大阪市も、私の住
んでいる大和高田市も、人口はかなり差がありま
すけれども、山を越えた向こうでも、私のところ
も都市だということでも理解をしたいと思ひます。
(発言する者あり) いやいや、簡単な話でござ
います。

もう一つ、これも何遍かしつこう聞いている話
なのですが、これは総理も、一番早い、五月の十
日のときもこういうふうにおっしゃつておるの
ですよ。歳出の見直しを行わないまま安易に増税
には頼らないと。ただこれは、逆に言うと、歳出
の見直しが行われれば増税も行うのでしようかと
いうふうな、逆に行間から読み取れるわけだ
が。再三、今の経済状況、また国民の生活の状況
の中で、財務大臣は、増税はせえへん、今はし
んといからでせへんといふことをおっしゃつてお
られたと思うのですが、改めて、小泉政権のもと
で増税、例えば特に消費税率の再アップなどとい
うことはないのでしようねといふことを確認させ
ていただきたい。

もう一点、時間がありませんから、二つお伺
いします。

もう、つは、仮に増税が必要な事態が生じた場合でも、やはりさまざまな、こは意見が分かれるところかもしれないけれども、やはり私たちがからすれば、いろいろな大企業の優遇税制、資産家の優遇税制、お医者さんの優遇税制、宗教団体の優遇税制、こうした不公平税制をまずは正するという、そしてまた、むだな公共事業や、防衛関係費であるとか、原子力の開発費や、そうした補助金、引当金等々を抑制すれば支出を大幅に抑制することは十分可能だというふうに思っておりますので、その二点について御所見をお伺いできますでしょうか。

○塩川国務大臣 十四年度、年度改正の税制改正におきましては、特別措置法は改正いたしました、特に企業関係等に属するところの特別措置で既に行政的使命が終わったところは廃止をしていく予定でございます。一方、一般国民の所得並びに消費に関する、生活に密着してくる重要な税制につきましては、絶対増税いたしません。

そして、十四年度、十五年度は専ら歳出の削減によって財源を捻出するという考えでございます、そのためには何としてもむだを排するということが一番根本でございますので、それぞれの事業ごとに組んでおりますところの行政経費の単価をまず見直していく、そして行政の経費の使い方についても見直していくことをやっていきたいと思っておりますし、したがって、これからの補助金、負担金等につきましても、いずれの部門に対する補助金であろうが負担金であろうが、厳しくこれを、効用を考えて査定していく、そういうことによつて財源を捻出したい、こういう考えであります。

○植田委員 もちろん未来永劫増税がないとは言えないわけですが、とりあえず平成十五年度までは大丈夫だと、要するに、さまざまなむだを抑制して歳出の削減をするというふうに理解をしておきます。

続いて、これも簡単に金融担当大臣の方に、不良債権処理にかかわって幾つかお伺いしたいので

すが、六月十一日に開催されました経済財政諮問会議の第十回会議で、金融担当大臣の方が、主要十六行の不良債権の推移では、要注意先債権、破綻懸念先債権は順調に減っているが、問題は管理債権、今度のいわゆる最終処理の対象とは考えていないが、場合によっては破綻懸念先債権になるという、世間で言う予備軍が若干ふえている、こういう認識を示しておられます。

この若干ふえているのがどうなのかというと、これはまた意見があるところですが、少なくとも、金融担当大臣の方が、問題は管理債権だということについて言及されたことについて私は注目しているわけです。

といいますのは、東京三菱銀行が決算発表時に公表した査定見直しによる不良債権の大幅な増額というものが、他のライバル行を初め金融界にかなり大きな衝撃を与えているわけです。そういうことを考えますと、他行でも要注意先債権から管理債権に破綻懸念先に転落するような案件が急速に拡大していくということは、やはり素人目に見ても想像できるだろうと思うのです。

そういう意味で、いわゆる要注意先債権まで含めた約百五十兆と言われる問題債権というのが非常にこれから脅威になるのではないか。特にこの東京三菱のいわゆる衝撃、ショックというのは、その金額というのは膨大だという事実をやはりさらけ出したのじゃないかというふうに理解するわけなので、すけれども、まずこの点について金融担当大臣の御所見をお伺いいたします。

○柳澤国務大臣 主要十六行ベースでのごさいますけれども、平成十三年三下期、つまり平成十二年度の決算が発表になり、それを集計することのできた段階でその会議がありまして、不良債権の状況について概略を報告させていただいたものでございます。

その際に私が申し上げたのは、要注意債権まで含んだところでも順調に、総残高としては減少しているし、しかもその中でも、破産更生等債権と危険債権、そういう、これは再生法に基づく分類

でございますので言葉がちよっと親しまれていないかもしれませんが、破綻懸念先と破綻先と概略同じというふうにお聞き取りいただいて結構かと思うのですが、そういうものもかなり順調に減っている、しかし、その中で管理債権が前年度に比し増加しているというところを指摘いたしましたわけでございます。数字的に申しますと、平成十一年度末、つまり十二年度三月末では四・六兆円だったものが六・四兆円、一・七兆円の増加ということになった、こういうことでございます。

そういう事実は事実として報告したわけですが、これは、今先生御指摘になった一行が、特にこの中で、私の記憶では一・三兆円ぐらい増大していますので、ほとんどその銀行のあれが影響したということも言えるわけでございますけれども、要管理先がふえているということでございます。

ただ、この要管理先がふえているということが非常に重大であるのかと取りざたをする向きもありましたが、私どもとしては必ずしもそうは思っていない、それは、この当該の一行の要管理先の中身についてまで言及するのは適当でないかとも思いますが、仮にそういうようなことがほかの銀行にあつたとして、同じ要管理先のシェアというものを、ほかの銀行でも同じシェアになるという仮定を置いてざらと計算しても、それほど、これはBIS規制上の自己資本勘定への影響という尺度で見ましても、ほとんどネグリジブルな影響だというのが判明しています。そういう仮定を置いてもうそんなだ。その仮定が正しいかどうかともちよつと我々は申すわけにはいかないのですが、余りにもそのことを誇大にとらえる向き

がありましたので、仮にそういうことを全部、あなたの方の推測を全部受け入れて計算してもその程度の影響しかないものだということは申させていたいただいております。

○植田委員 そこで、この経済財政諮問会議で幾つか議論があつたというのは、私は報道でしか見ておりませんので、その点についてお伺いしたい

のですけれども、特に、この基本方針決定にあわせて、いわゆる経済の成長見通しというのの示されたわけですが、二十五日の日経なんかをみますと、竹中経済財政担当大臣が、今後二、三年で平均では零から一〇程度の低い実質経済成長になるということで、これまでの政府見通しが一・七％だったわけで、かなり、ほとんどゼロ成長に近い水準を示したということが日経には書いています。その試算結果に異議を唱えたのが柳澤金融担当相だ。

これにかなり御不満を示されたということなんですけれども、記者会見でも「どこから出てきた数字なのか、いぶかしげだ」と語り「云々」とありますので、竹中大臣のこうした問題提起には、柳澤金融担当大臣としては、ここで、報道であるように不満を示されたということについてはほんまやつたのでしょうか。まずそのことだけ事実確認させていただきます。

○柳澤国務大臣 そもそも、ゼロないし一〇という表現は、直接私は聞いておりません。聞いておりませんが、そういうことはあり得ることかと思ひます。それで、ゼロないし一〇という言い方を竹中大臣がされたのですが、まず基本的に私としては、私の仕事、つまり不良債権の新規発生を抑制しつつ、既往の不良債権について最終処理を施すという仕事、この仕事がいかにうまくいけば、環境としては名目成長率が高い方がやりい、少なくともマイナスになるというようなことでは非常に厳しい状況になる。そういう一般論を申して、これはもう、私は関係の会議がある都度、ほとんどそのことについては私の立場を明らかにしているわけでございます。

第二に、このゼロから一〇というの、竹中大臣はいろいろなことをお考えでこういうふうにおっしゃつたのでしようけれども、私としてはこういう言い方はちよつと予想外だったなという感じをそのときの新聞記者会見で述べたということ

です。

○植田委員 もちろん金融担当の大臣のお立場と

しては、経済成長率の問題というのは、これはもう不良債権処理を直接なさっておられる立場からすれば非常に敏感だということは非常にわかるわけなんです、事はやはり大きな問題でして、やはり成長率の見通しは、実際、不良債権処理に伴うさまざまなマイナスの問題にかかわるセーフティネットの張り方が変わってくると思ふのです。やはり、実際に失業が出る、倒産が出るということに対して、成長率との見合いです、そこはやはり違ってくると思うので、そういうこともありますから、私は非常にそこはこだわります。

もう一つ、この基本方針の取りまとめの論議の過程でも、これは同じく二十三日の読売で出ておったのですが、不良債権の現状把握は十分なのかとか、銀行の不良債権処理を促す環境整備が必要だ等々の意見が交錯して、不良債権処理策についての考え方が対立し、調整が最後までつれ込んだというふうな記事があるわけですが、これもほんまの話なんですか。事実関係のまづ確認だけです。

○柳澤国務大臣 それは、私は今新聞は大体フォローしていますけれども、記憶にもないし、事実の上でもなかったことだと思います。

○植田委員 これに似た事実があった、恐らく新聞記者の方が早合点してこういうふうにかいたのでしようという御認識ということで、私もちょっとそこまで事実関係を確認していませんから、ほんまやと言われたらほんまに聞かれないし、違ふと言われれば、そうですかというしかないわけなんです。

ただ、いずれにしても、誤解は誤解にしても、私も、もともと経済なんて勉強しなかったのですが、最近、しゃあない、エコノミストなんというのを毎週買つて読むようにしておるのですが、例えば六月二十六日の記事なんかでも、「永田町、霞が関「不良債権」勢力図」なんという、こんな表までありまして、私もこういう図を見せられると非常にわかりやすいのですが、「慎重派 公的

資金再々注入に消極的」ということで、柳澤金融大臣の写真があります。そして、真ん中に小泉総理が、まだわからへんという意味でしようか、はてなマークがあつて写真があつて、一番左側に「強硬派 公的資金再々注入も辞さず」と竹中平蔵経済財政担当大臣の写真がございまして、そのほか、「かつての「政策新人類」と言われておられた国会議員とかも強硬派の中に入つておるわけです。小泉さんの顔は心なしか竹中大臣の方を向いたような絵づきにはなつておるのですが、ただ、やはりこれは、今はまだ笑いで済むかもしれませんが、今もつとぎりぎり議論をしていって、ここはやはり閣内不一致というふうに言われるような状況で、誤解されるような状況で果たしていいのかという、やはり危惧は持ちます。

その意味で、これまで、もうここも再三伺ひしてきたわけですが、いざいざにしても、最終的に決断されるのでしょうか、確かに、この間も何度か伺ひしたかも知れませんが、金融担当大臣がおっしゃいますように、破綻懸念先以下に分類されている企業だけ対象にするのであれば公的資金の再注入は必要ないというのはそのとおりだと思ふのですけれども、少なくとも市場の声とすれば、それは日本の銀行は再生できへんのと違ふかというの、やはりかなり多数派になつてきているのと違ふかなと私は思つておるわけなんです、その点について御見解をお伺ひいたします。

○柳澤国務大臣 恐らく、先生が大変なお勉強をなさつて目に触れられておる雑誌のたぐいというのは、非常に多くいわれる証券会社系のアナリストの皆さんの分析というのが基本になつておるのだらうと思ふ。このアナリストたちの分析については、私も随分前は、もうこんなもの、何というか、一つ世の中に出ておる石ころみたいなものだから感じでおりましたのですが、最近になって結構いろいろ、まじめに議論の中に入れてくる方もいらっしゃるもの、私もかなり念入りに、特にこの議場で引用された分について

は念入りにトレースしてみました。感想を余り言つて人をおとしめることを私は好みませんので申しませんが、かなり、かなり、ちよつと何とも形容しがたい質だな、こういうふうにも思つておる、手法等は非常に勉強になるところもあるのです、参考になるところもあるのですが、そういうものだろうというふうな敬意を表しながらちよつと横へ置いている、こういうのが私の立場でございます。

資本注入が云々というのをどういうふうにかえるかということなんです、我々のシステムでは、従来からそうなんですけれども、国民の税金を一企業の資本金に、税金になかなかねない公的資金を一企業の資本金に入れるというのは、全くこれは異例のこと、異常なことだろうというふうに思います。

それは、要するに金融システムの危機という中で行われたことでありまして、一行がつぶれそう、資本が少なくなつたというときに、そういうものを救済するために入れるなどということとは全く私の頭の中にはないのでございまして、そういうのは自己努力で、とにかく自分が信認を得られるか、自分がこれから再生していくことについて世の中でお金を出してくれる人がいるのかということ、もう死に物狂いの努力をする。それで、それをだれも見向きもしてくれない人がいなくて、そしてその努力が無に帰すれば、それはもうそれで、それこそが市場退場ということなんです。だけれども、市場が見向きしてくれないということ、は、市場から退出すべきだということを意味しているにすぎない私は思つておるのです。

ですから、それと違つて、非常に慈悲深い方々がいて、金融機関はつべしやいけなから、そのときは資本を注入しなきゃいけないのだというお立場に立てば、結論はおのづから別なものになるだらうと私は思つておる。

○植田委員 もうちよつと時間がありますので、エコノミストを読むよりも、議事録を取り寄せて柳澤大臣のやつをきちつと読んだ方が勉強に

なるということかもしれません。もうちよつと話したかったのですが、時間がほんまないので、あと最後一点だけ聞いて終わりたいのです。ほんまはもうちよつとさうさん質問を用意しておったのですが、余り今回タブになつたので、ぎょうさん余つてしまいました。銀行法の入り口の話だけ聞いて終わりたいと思ふのです。

私も、銀行法を勉強するに当たつて、二十年前の銀行法のとときの質疑を取り寄せたのですが、結局、質疑は読みこなせずに、本会議の各党の代表を抜けばよかったのですが、余りおもしろくなかつたので、私もちよつとこの方の事績は承知しないのですが、民社党に竹本孫一という方がいらつちやつたようでございます。質問の中身もさることながら、非常に格調の高い議事録を起さされておられまして、私など何本会議をやつてもなかなかこんな名文はようつくらん、非常に漢文の素養のある方なのかなんかと思つておったのですが、それは余談です。

当時、この民社党の竹本孫一という方を初め、我が社会党、前身の社会党も公明党もそれぞれ、資金の適正配分に寄与してあるとか、社会的に期待される方向への資金配分、また集積した資金を社会公共性のために配分する等と、表現の違いはあるわけですが、それぞれ資金の配分機能にかかわつて銀行の公共性というものを強調して、それについては、当時の鈴木総理、渡辺大蔵大臣初め、資金調達面だけであつて、資金運用面でも適切な配慮が求められるという点で認識が共通してゐた。これは当時の野党も政府も認識は非常に一致しておつたわけなんです。

そこで、まとめて三つだけ聞いて、その答弁を聞いて終わりますが、一つは、改めてですけれども、そこで、銀行法一条の説く公共性の意味を何と考えるのかという点。

もう一つ、当時の、二十年前、当然さまで二八年にできて八一年に改正されたわけですが

けれども、銀行の公共性という文言がそのとき入ったわけですが、その公共性という観点から、当時具体的にどんな要因が働いたとお考えなのか。

そして、特にこういう文言をほうり込んだということは、やはり一番大切な資金運用面における公共性という点で当時の銀行業界の側に自覚が乏しかった、そういう側面があったのではないかと、いうふうには私は推察しておるのですが、その点について、三点お伺いいたしまして、終わります。以降は次、後編ということで、次回に回したいと思います。

○山口委員長 予定の時間が終了しておりますので、大臣、簡潔にお願いします。柳澤大臣。

○柳澤国務大臣 竹本孫一先生は、私と同じ選挙区で戦ったこともある大先輩の立派な先生でございまして、公約に銀行法の改正という文言を入れる、おおよそ、ちよつと考えられないぐらい、普通の公約にはないようなことを項目としてうたわれる、そういうすばらしい方でございました。これは私も尊敬しておった方でございます。

公共性が入ったのはどういふことかということでございますけれども、ちよつと急な御質問で、いきさつ的な意味でということなんです、十分なお答えができないかとも思いますが、当時は、全般に企業の社会的責任ということが言われておった時代だったかと思うのです。そういうことの中で、銀行については、ちゃんとしかるべき資金需要のあるところに資金を伸介して疎通させることが銀行の使命だ、こういうようなことが恐らく公共性ということであつたわけなのだろう、このように思います。

三つ目、ちよつと飛ばさせていただきましたお答えをさせていただきますが、バブル時に公共性を欠いたのかということについては、これは、結果においてはそういう側面、恐らく一番問題なのは、信用秩序というかそういう、みずからの信用を傷つけてしまったというようなことが結果したという意味で公共性を欠いた行動だということ

が、今から考えるとと言えるかとも思います。

現在の公共性については、第一条にあります信用秩序の維持だとか、あるいは金融の仲介機能であるとか、あるいは預金者の保護であるとかというふうなことで、そういう具体的な事実が先にあって、それらを全部ひくるる概念として公共性という言葉が総括的な言葉として使われているというふうには私は解しております。

○植田委員 もうすぐ終わります。

私は、八〇年代、その改正当時、銀行の公共性というところで、後で、ではバブルのときどうなったのだということも聞くつもりだったのですが、きょうはそれはしよつたわけで、そこまで通告してあつたので全部まとめてお答えいただいたと

いうことなのでしょう。

ということ、あとの残りはまた引き続き次回に譲ります。前編はこれで終わります。

○山口委員長 次回は、来る二十九日金曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

銀行法等の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改める。

「第七章の二 株主

第一節 通則

第二節 銀行主

第一款 通則

第二款 監督

第三款 雑則

第四款 銀行持

第一款 通則

第二款 業務

第三款 監督

第四款 雑則

目次

「第七章の二 銀行持株会社

第一節 通則(第五十二條の二―第五十二條の四)

第二節 業務及び子会社等(第五十二條の五―第五十二條の九)

第三節 監督(第五十二條の十―第五十二條の十八)

第四節 雑則(第五十二條の十九―第五十二條の二十)

(第五十二條の二―第五十二條の八)

要株主に係る特例

(第五十二條の九―第五十二條の十)

(第五十二條の十一―第五十二條の十五)

(第五十二條の十六)

株会社に係る特例

(第五十二條の十七―第五十二條の二十)

及び子会社等(第五十二條の二十一―第五十二條の二十五)

(第五十二條の二十六―第五十二條の三十)

(第五十二條の三十一―第五十二條の三十四)

(第五十二條の三十五)

に改める。

第二条第六項中「に限る」の下に「。以下この

条、第三条の二、第七章の二及び第八章において同じ」を加え、同条第七項中「に限る」の下に「。以下この条、第三条の二及び第七章の二から第九章までにおいて同じ」を加え、同条第十

一項中「第五十二條の二」を「第五十二條の十七」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九

項中「前項」を「第八項又は前項」に改め、「会社」の下に「又は株式の所有者」を加え、「当該会社」を「当該会社若しくは当該株式の所有者に」に、「当該会社」を「当該会社又は当該株式の所有者が」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 この法律において「主要株主基準値」とは、発行済株式の総数の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の株式の所有者である場合にあつては、百分の十五)をいう。

10 この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者(他人(仮設人を含む)の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ)であつて、第五十二條の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の株式の所有者とみなして、第七章の二第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

一 法人でない団体(法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。) 当該法人でない団体の名義をもつて所有される銀行の株式の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するもの

とされる会社(次号において「連結基準対象会社」という。)であつて、その連結する会社その他の法人(前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。)のうちに銀行を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等(銀行の株式の所有者である会社等)に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。が会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の銀行の株式の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団所有株式数」という。)が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の所有者である会社等がない会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 銀行の株式の所有者である会社等(第二号から前号までに掲げる者を含む。以下こ

の号において同じ。)に係る議決権の過半数の所有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等がそれぞれ所有する一の銀行の株式の数(当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(当該個人が当該銀行の株式の所有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が所有する当該銀行の株式の数を加算した数。以下この号において「合算株式数」という。)が当該銀行の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算株式数

六 銀行の株式の所有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その所有する当該銀行の株式の数(当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)とその共同所有者(銀行の株式の所有者が、当該銀行の株式の他の所有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することとを合意している場合における当該他の所有者(当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。)の所有する当該銀行の株式の数(当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同所有株式

数」という。)が当該銀行の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 共同所有株式数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

二 第二号第十一項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所有者が所有する株式又は議決権について準用する。

第四条第二項第三号を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

(取締役の適格性)
第七条の二 銀行の常務に従事する取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

第八条中「支店」を「日本において支店」に、「認可を受けなければ」を「届け出なければ」に、「代理店」を「日本において代理店」に改め、同条に次の二項を加える。

二 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。外国において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

三 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十二条の二第二項中「銀行は、前項に規定する業務以外の業務に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか」を「前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は」に改める。

第十三条第一項中「第五十二条の六第一項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第十三条の二中「銀行の子会社」の下に、「当該銀行の銀行主要株主」を加える。

第十六条第二項中「無人の営業所」の下に「において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合」を加え、「定める営業所」を「定める場合」に改める。

第十六条の二第一項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲げる業務を営む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は

額を超えて所有しているものに、それぞれ
限るものとする。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第十六条の二第一項第九号を削り、同項第十号中「次条第七項第二号」を「次条第七項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同条第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項第五号及び第六号口中「前項第十一号」を「前項第十号」に改め、同条第四項中「から第九号まで又は第十一号」を「から第八号まで又は第十号」に改め、「主として当該銀行の営む業務のために」を削り、「第七項」を「以下この項及び第七項」に、「営んでいる会社」を「又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)」に改め、同条第七項中「銀行の一の子会社」を削る。

第十六条の三第一項中「に掲げる会社、同項第八号に掲げる会社(特定従属会社を除く。)」並びに同項第九号及び第十一号を、第八号及び第十号に改め、同条第七項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第二項第九号」を「第二項第十一項」に改める。

第十七条の二を削る。

第四十七条の見出しを「(外国銀行の免許等)」に改め、同条第一項中「支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店」とを「外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店又は代理店(以下この章において「主たる外国銀行支店」という。))を定めて、同条第二項中「当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理

第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号

平成十三年六月二十六日

店(以下「外国銀行支店」という。))の代表者を当該を「その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所又は代理店(以下この章において「従たる外国銀行支店」という。))を定めて、同条第二項第九号を「並びに第二項から第四項まで、第五十五条第二項及び第三項並びに第五十六条第五号から第九号まで」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(従たる外国銀行支店の設置等)

第四十七条の二 外国銀行支店は、従たる外国銀行支店の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第四十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十九条に次の一項を加える。

2 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 主たる外国銀行支店又は従たる外国銀行支店の位置の変更をしようとするとき(内閣府令で定める場合を除く。)

二 従たる外国銀行支店(支店でない営業所を除く。以下この号において同じ。))を主たる外国銀行支店とし、主たる外国銀行支店を従たる外国銀行支店としようとするとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第五十条の見出しを「(外国銀行に対する免許

の失効)」に改め、同条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「同条の」を「同項の」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、「した外国銀行支店に係る」の下に「外国銀行に対する」を加える。

第五十一条第一項各号中「に係る」の下に「外国銀行に対する」を加える。

第五十二条第一項中「外国銀行」の下に「(外国銀行が外国銀行支店を設けている場合は、当該外国銀行支店。以下この条において同じ。))」を加える。

第七章の二 銀行持株会社を「第七章の二 株主」に改める。

第七章の二第一節から第五節までの節名を削る。

第五十二条の二十を削る。

第五十二条の十九第四項中「第五十二条の三第一項を「第五十二条の十八第一項」に改め、同条を第七章の二中第五十二条の三十五とし、同条の前に次の款名を付する。

第五款 雑則

第五十二条の十八第一項及び第二項中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項第二号中「第五十二条の二第三項ただし書」を「第五十二条の十七第三項ただし書」に改め、同項第四号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第五十二条の三十四とする。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお銀行の主

要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第五十二条の九第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

第五十二条の十七を第五十二条の三十三と

し、第五十二条の十六を第五十二条の三十二とし、第五十二条の十五を第五十二条の三十一とし、同条の前に次の款名を付する。

第四款 監督

第五十二条の十四を第五十二条の三十とし、第五十二条の十一から第五十二条の十三までを十六条ずつ繰り下げ、第五十二条の十を第五十二条の二十六とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 経理

第五十二条の九中「この章を」を「この節」に改め、同条を第五十二条の二十五とする。

第五十二条の八第四項第一号及び第二号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第三項ただし書」に改め、同項第五号中「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改め、同項第六号中「第五十二条の十九第二項」を「第五十二条の三十五第二項」に改め、同項第七号中「第五十二条の十九第三項」を「第五十二条の三十五第三項」に改め、同条第八項中「第二

第九項」を「第二項第十一項」に改め、同条を第五十二条の二十四とする。

第五十二条の七第三項中「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改め、同条を第五十二条の二十三とする。

第五十二条の六を第五十二条の二十二とする。

第五十二条の五第一項中「第五十二条の七第一項各号」を「第五十二条の二十三第一項各号」に改め、同条を第五十二条の二十一とする。

第五十二条の四を第五十二条の十九とし、同条の次に次の一条及び款名を加える。

(銀行主要株主に係る規定の準用)
第五十二条の二十 第五十二条の十六の規定は、銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

第二款 業務及び子会社等

第五十二條の三を第五十二條の十八とする。
第五十二條の二第三項中「この項の下に」及び第五項を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第五十二條の二を第五十二條の十七とし、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第三節 銀行持株会社に係る特例

第一款 通則

第七章の二に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節 通則

(銀行等の株式所有に係る届出書の提出)

第五十二條の二 一の銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の銀行持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第五十二條の九において「国等」という。)を除く。以下この章及び第九章において「銀行株式大量所有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、銀行株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。)以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合に於ては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「銀行株式所有届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(銀行株式大量所有者の所

有する当該銀行株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である銀行又は銀行持株会社の株式の数、当該銀行又は当該銀行持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。)に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の銀行又は銀行持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名

四 事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第二條第十一項の規定は、前項の場合において銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(銀行株式所有届出書に関する変更報告書の提出)

第五十二條の三 銀行株式大量所有者は、一の銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の銀行持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合(株式所有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。)には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書(以下この条及び次条において「変更報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株式所有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 株式所有割合が減少したことにより変更報

告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものと見て政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 銀行株式所有届出書又は変更報告書(以下この節において「提出書類」という。)を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第二條第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(銀行株式所有届出書等に関する特例)

第五十二條の四 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が所有する株式で当該株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することを所有の目的とし、ないもの(株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」という。)に係る銀行株式所有届出書は、第五十二條の二第一項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該株式の所有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基

準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 特例対象株式に係る変更報告書(当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の銀行株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該銀行株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該銀行株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二條第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

第五十二條の五 内閣総理大臣は、第五十二條

の第二項、第五十二条の三第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十二条の六 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（銀行株式大量所有者による報告又は資料の提出）

第五十二条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した銀行株式大量所有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行株式大量所有者に対する立入検査）

第五十二条の八 内閣総理大臣は、提出書類の

うちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した銀行株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関する質問させ、又は当該銀行株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 銀行主要株主に係る特例

第一款 通則

（銀行主要株主に係る認可等）

第五十二条の九 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び銀行を子会社としようとする銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になろうとする者による銀行の株式の取得（担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者（国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。）以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第五十二条の十 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者（以下この条に

において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立された場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者

が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含むに照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第二款 監督

(銀行主要株主に対する立入検査)

第五十二条の十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行主要株主に対する立入検査)

第五十二条の十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(銀行主要株主に対する措置命令)

第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要

株主が第五十二条の十各号に掲げる基準(当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合に於ては、当該条件を含む。)に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることが出来る。

(銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主(銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況(銀行主要株主が会社その他の法人である場合に於ては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。)に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることが出来る。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることが出来る。

(銀行主要株主に係る認可の取消し等)

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大

臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 銀行主要株主は、前項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雜則

(外国銀行主要株主に対する法律の適用関係)

第五十二条の十六 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて外国人又は外国法人であるもの(以下この条において「外国銀行主要株主」という。)に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国銀行主要株主に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項第二号中「第十号」を「第九号」に改め、同項第七号中「議決権のあるものに限り。」を削り、「百分の五十」を「百分の五」に、「議決権のあるものに限り。次項において同じ。」が一の会社(銀行及び銀行持株会社を除く。)を「一の株主」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。

二 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者となつたとき。

三 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

四 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき(前号及び次号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第五十三条第三項第一号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項第三号中「第五十二条の七第一項第七号」を「第五十二条の二十三第一項第七号」に、「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改め、同項第四号中「第五十二条の十九第二項」を「第五十二条の三十五第二項」に、「第五十二条の七第三項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

第五十三条に次の一項を加える。

4 第二項第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び前項第八号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の株式について準用する。

第五十五条第一項中「銀行又は」を「銀行、銀行主要株主(第五十二条の九第一項の認可のう

ち設立に係るものを受けた者を含む。又は「
に、第五十二條の第二項」を「第五十二條の
十七條第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第
一項」に、「第五十二條の第二項」を「第五十二
條の十七條第一項」に改め、同項を同条第三項と
し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第五十二條の
九第一項又は第二項ただし書の認可(以下こ
の項において「主要株主認可」という。)につい
ては、当該主要株主認可に係る銀行主要株主
が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所
有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可
に係る銀行を子会社とすることについて第五
十二條の十七條第一項若しくは第三項ただし書
若しくは第五十二條の二十三條第三項若しくは
第四項ただし書の認可を受けたときは、当該
主要株主認可は、効力を失う。

第五十六條第四号中「外国銀行支店に係る」を
「外国銀行に対する」に改め、同条第八号中「第
五十二條の第二項又は」を「第五十二條の九第
一項若しくは第二項ただし書又は第五十二條の
十七條第一項若しくは」に改め、同条第九
号とし、同条第七号中「第五十二條の第三
項」を「第五十二條の三十四條第四項」に改め、同
条を同条第八号とし、同条第六号中「第五十二
條の十八條第一項」を「第五十二條の三十四條第
一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五
号中「第五十二條の十八條第一項」を「第五十二
條の三十四條第一項」に、「第五十二條の第二項」
を「第五十二條の十七條第一項」に改め、同条を同
条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加
える。

五 第五十二條の十五條第一項の規定により第
五十二條の九第一項又は第二項ただし書の
認可を取り消したとき。

第五十七條の二第一号中「第五十二條の十八
第一項若しくは第三項」を「第五十二條の三十四
第一項若しくは第四項」に改める。

第五十七條の三第二号中「第五十二條の二第
一項」を「第五十二條の二十九第一項」に改

一 項若しくは第三項ただし書又は第五十二條の
十九第一項」を「第五十二條の九第一項若しくは
第二項ただし書、第五十二條の十七條第一項若し
くは第三項ただし書又は第五十二條の三十五第
一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第二十六條第一項、第二十七條、第五十
二條の五、第五十二條の六、第五十二條の
九第四項、第五十二條の十三、第五十二條
の十四、第五十二條の十五第一項、第五十
二條の十七第五項、第五十二條の三十三第
一項若しくは第三項又は第五十二條の三十三
四第一項若しくは第四項の規定による命令
(改善計画の提出を求めることを含む。)

五 第五十二條の三十五條を次のように改める。
第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし
書の認可の取消し又は第五十二條の三十四
第一項の規定による第五十二條の十七第
一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し
第五十七條の四第二項中「において、銀行」の
下に、「銀行主要株主」を加える。

第六十一條の二中「次の各号に掲げる」を「次
に掲げる」に改め、同条第一号中「第五十二條の
第二項」を「第五十二條の十七條第一項」に改
め、同条第二号中「第五十二條の第二項」を
「第五十二條の十七條第三項」に改め、同条第三号
中「第五十二條の十八條第二項」を「第五十二條の
十七條第五項の規定による命令に違反して銀行を
子会社とする持株会社であつたとき又は第五十
二條の三十四條第二項」に改める。

第六十二條中「第五十二條の十八條第一項若し
くは第三項」を「第五十二條の三十四條第一項若し
くは第四項」に改める。

第六十三條中「各号の」を「各号のいずれか」
に改め、同条第一号中「第五十二條の十一」を
「第五十二條の二十七」に改め、同条第二号の二
中「第五十二條の十二」を「第五十二條の二十八」
に改め、同条第一号の三中「第五十二條の十三
第一項」を「第五十二條の二十九第一項」に改

め、同条第二号中「若しくは第五十二條の十五
第一項」を「第五十二條の七、第五十二條の十
一若しくは第五十二條の三十一第一項」に改
め、同条第三号中「若しくは第五十二條の十六
第一項」を「第五十二條の八第一項、第五十二
條の十二第一項若しくは第五十二條の三十二第
一項」に改め、同条第七号中「第五十二條の十八
第一項」を「第五十二條の三十四條第一項」に改
め、同条第八号中「第五十二條の第二項」を
「第五十二條の十七條第一項」に改める。

第六十五條中「各号の」を「各号のいずれか」
に改め、「若しくは支配人」の下に、「銀行株式
大量所有者(銀行株式大量所有者が銀行株式大
量所有者でなくなつた場合における当該銀行株
式大量所有者であつた者を含む、銀行株式大量
所有者が法人第三條の二第一項第一号に掲げ
る法人でない団体を含む。第十四号を除き、以
下の条において同じ。であるときは、その取
締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務
を執行する社員又は清算人)、銀行主要株主(銀
行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合に
おける当該銀行主要株主であつた者を含む、銀
行主要株主が法人であるときは、その取締役、
監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行
する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要
株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の
所有者でなくなつた場合における当該特定主要
株主であつた者を含む、特定主要株主が法人で
あるときは、その取締役、監査役、代表者、管
理人、支配人、業務を執行する社員又は清算
人)」を加え、同条第一号中「又は第八條」を「
第八條第二項又は第四十七條の二」に改め、同
条第二号中「第五十二條の四第一項」を「第五
十二條の十九第一項」に改め、同条第三号中「第
五十二條の五第一項」を「第五十二條の二十一第
一項」に改め、同条第四号中「第十六條」を「第八
第一項、第十六條」に、「第五十三條第一項若し
くは第三項」を「第五十三條第一項から第三項ま
で」に改め、同条第五号中「第五十二條の七第一

項」を「第五十二條の二十三第一項」に、「第五
十二條の八第一項」を「第五十二條の二十四第
一項」に改め、同条第七号中「第五十二條の八第
一項」を「第五十二條の二十四第一項」に改め、同
条第八号中「第五十二條の八第三項」を「第五
十二條の二十四第三項」に改め、同条第十号中「若
しくは第五十二條の十七條第一項」を「第五
十二條の十四第一項若しくは第五十二條の十三
第一項」に、「若しくは第五十二條の十七第
一項若しくは第三項」を「第五十二條の十三、第
五十二條の十四、第五十二條の十五第一項若し
くは第五十二條の三十三第一項若しくは第三
項」に改め、同条第十二号を削り、同条第十三
号中「第四十八條第二項」を「第四十八條」に改
め、同条を同条第十二号とし、同条の次に次の
一号を加える。

十三 第五十二條の二第一項、第五十二條の
三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二
條の四第一項若しくは第二項、第五十二
條の五、第五十二條の六、第五十二條の九
第三項若しくは第五十二條の十七第二項若
しくは第四項の規定による提出若しくは届
出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出を
したとき。

第六十五條第十四号を次のように改める。
十四 第五十二條の九第一項の規定による内
閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号
に掲げる取引若しくは行為により銀行の主
要株主基準値以上の数の株式の所有者にな
つたとき又は銀行の主要株主基準値以上の
数の株式の所有者である会社その他の法人
を設立したとき。

第六十五條第十六号中「第八條」を「第八條第
二項」に、「第五十二條の七第三項」を「第四十七
條の二、第五十二條の九第一項若しくは第二項
ただし書、第五十二條の二十三第三項」に、「第
五十二條の十九第一項」を「第五十二條の三十五
第一項」に改め、同条を同条第十八号とし、同
条第十五号中「第五十二條の七第三項」を「第五

（銀行法第二條第九項（定義等）に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。）以上の数の株式の所有者にならうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第十六條の二の四第一項に規定する持株会社にならうとする会社、同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする長期信用銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者にならうとする者による長期信用銀行の株式の取得（担保権の行使その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該株式の所有者にならうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有し

ている会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。当該措置によることなく長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

5 第十三条の二第三項の規定は、前各項の場合において長期信用銀行主要株主長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて、第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは第二項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。及び特定主要株主が所有する株式について準用する。第十六条の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という。)による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らし、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の財産及び収支の状況に照らし、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らし、長期信用銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らし、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)に照らし、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、長期信用銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第十六条の四第一項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同項第八号中「第五十二條の八第一項」を「第五十二條の二十四第一項」に改め、同条第三項中「第五十二條の十九第一項」を「第五十二條の三十五第一項」に改める。

第十七条中「第一条から第四条まで(目的、定義等、営業の免許)」を「第一条から第三条まで(目的、定義等)、第四条(営業の免許)」に、「第五十二條の二、第五十二條の三第三項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二條の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)」を「第五十二條の二(銀行等の株式所有に係る届出書の提出)、第五十二條の九、第五十二條の十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二條の十七、第五十

二条の十八第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二條の二十三(銀行持株会社の子会社の範囲等)」に改め、「長期信用銀行について」の下に「銀行株式大量所有者に係るものにあつては長期信用銀行株式大量所有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者について」を加える。

第二十條第一項中「又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第二項)を、長期信用銀行主要株主(第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二の四第一項)に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第十六条の二第二項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)については、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とするについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

第二十三條の二中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同条第二号中「第十六条の二第三項」を「第十六条の二の四第三項」に改め、同条第三号中「第七條」を「第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第十七條」に、「第五十

「第十章の二株主」

第一節 通則(第二百)

第二節 保険主要株

第一款 通則(第二)

第二款 監督(第二)

第三款 雜則(第二)

第三節 保險持株會

第一款 通則(第二)

第二款 業務及び

第三款 經理(第二)

第四款 監督(第二)

第五款 雜則(第二)

第四節 雜則(第二百)

第二條第十一項から第十五項までを次のように改める。

11 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条及び第二編第十章の二において同じ。）の総数又は出資の総額をいい、「株式等」とは、株式（議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条、第二編第十章の二及び第三百三十三条において同じ。）又は持分をいう。

12 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

13 この法律において「主要株主基準値」とは、発行済株式の総数の百分の二十（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の株式の所有者である場合にあっては、百分の十五）をいう。

14 この法律において「保険主要株主」とは、保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者（他人仮設人を含む。）の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ。であつて、第二百七十一條の十第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

15 第十二項又は前項の場合において、会社又は株式の所有者が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社若しくは当該株式の所有者に指図を行うこ

とができるものに限る。）その他内閣府令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社又は当該株式の所有者が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

第二條第十六項中「であつて、第二百七十一條の三第一項を（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九條第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、第二百七十一條の十八第一項に改め、第一編中同條の次に次の一条を加える。

第二條の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の保険会社の株式の所有者とみなして、第二編第十章の二第一節及び第二節並びに第十一章、第四編並びに第五編の規定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）当該法人でない団体の名義をもつて所有される保険会社の株式の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。）のうちに保険会社を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等（保険会社の株式の所有者である会社等に限る。前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。）が会社等集団（当

該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の保険会社の株式の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団所有株式数」という。）が当該保険会社の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の所有者である会社等がない会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 保険会社の株式の所有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の所有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等がそれぞれ所有する一の保険会社の株式の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該保険会社の株式の所有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が所有する当該保険会社の株式の数を加算した数。以下この号において「合算株式数」という。）が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算株式数

六 保険会社の株式の所有者（前各号に掲

る者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その所有する当該保険会社の株式の数（当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同所有者（保険会社の株式の所有者が、当該保険会社の株式の他の所有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該保険会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の所有者（当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合において、当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社である場合において、当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。）をいう。）の所有する当該保険会社の株式の数（当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（以下この号において「共同所有株式数」という。）が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 共同所有株式数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

2 前条第十五項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所有者が所有する株式又は議決権について準用する。

第二編第一章中第八條の次に次の一条を加える。

第一類第五号 財務金融委員會議録第十八号

(取締役の適格性)

第八條の二 保險会社の常務に從事する取締役は、保險会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

第八十六條第五項を次のように改める。

5 相互会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項(第九十二條の七各号又は第九十二條の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 組織変更後の株式会社の資本の額

二 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するときは、一株の金額

三 社員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額

四 社員に対する株式の割当てに関する事項

五 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に關し内閣府令で定める事項

六 組織変更後における保険契約者の権利に關する事項

七 組織変更剰余金額に関する事項

八 組織変更をする時期その他内閣府令で定める事項

第九 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとす。ロに掲げる業務を営む会社にあっては、その会社が銀行専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該

保險会社の銀行子会社等が合算して、当該保險会社又はその子会社(銀行子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務を営む会社(銀行専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該保險会社の証券子会社等が合算して、当該保險会社又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該保險会社の銀行子会社等が合算して、当該保險会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第六十六條第一項第十号を削り、同項第十一号中「次条第七項第二号」を「次条第七項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同条第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同条第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第十二号」を「前項第十一号」に改め、同条第四項中「から第十号まで又は第十二号」を「から第九号まで又は第十一号」に改め、「主として当該保險会社の行う業務のために」を削り、「第七項」を「以下この項及び第七項」に、「を営んでいる会社」を「又は保險業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む

会社)にあっては、主として当該保險会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。」に改め、同条第七項中「保險会社の子会社」を削る。

第七十七條第一項中「に掲げる会社、同項第九号に掲げる会社(特定従属会社を除く。並びに同項第十号及び第十二号)を、第九号及び第十一号」に改め、同条第七項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第二條第十四項」を「第二條第十五項」に改める。

第七十二條の二を削る。

第七十七條第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 その発行済株式の総数の百分の五を超え数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

第七十七條の次に次の一項を加える。

2 第二條第十五項の規定は、前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた保險会社の株式について準用する。

第二百四十一條第二項第二号及び第二百六十八條第六項中「第二百七十一條の三第二項」を「第二百七十一條の十八第一項」に改める。

第二百七十一條の六第二項第一号中「第二百七十一條の二」を削る。

「第十章の二 保險持株会社」を「第十章の二 株主」に改める。

第十章の二第一節から第五節までの節名を削る。

第二百七十一條の十八中「第二百七十一條の三第一項」を「第二百七十一條の十八第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十章の二中第二百七十一條の三十三とする。

第二百七十一條の十第一項の認可について

次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項ただし書の認可について第二号又は第三号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣府令で定める承認があつたときを除く。)

二 当該認可に係る保險主要株主が保險会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき。

三 当該認可に係る保險主要株主が当該認可に係る保險会社を子会社とすることについて第二百七十一條の十八第一項又は第三項ただし書の認可を受けたとき。

第二百七十一條の十七第一号中「第二百七十一條の三第一項」を「第二百七十一條の十八第一項」に改め、同条第三号中「第二百七十一條の六第一項各号」を「第二百七十一條の二十二第一項各号」に、「第二百七十一條の十五第一項」を「第二百七十一條の三十一第一項」に改め、同条第四号中「第二百七十一條の十五第二項」を「第二百七十一條の三十一第二項」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 その発行済株式の総数の百分の五を超え数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

第二百七十一條の十七を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保險主要株主(保險主要株主であつた者を含む)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣府令で届け出なければならない。

一 第二百七十一條の十第一項の認可に係る保險主要株主になつたとき又は当該認可に係る保險主要株主として設立されたとき。

二 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者となつたとき。

三 保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

四 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき(前号及び次号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立、株式移転、合併、当該合併により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第二百七十一条の十七に次の一項を加える。

3 第二条第十五項の規定は、第一項第六号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた保険主要株主又は保険持株会社の株式について準用する。

第二百七十一条の十七を第二百七十一条の三十二とし、同条の前に次の節名を付する。

第四節 雑則

第二百七十一条の十六を削る。

第二百七十一条の十五第四項中「第二百七十一条の四第一項」を「第二百七十一条の十九第一項」に改め、同条を第二百七十一条の三十一とし、同条の前に次の款名を付する。

第五款 雑則

第二百七十一条の十四第一項及び第二項中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同項第三

号中「第二百七十一条の三第三項ただし書」を「第二百七十一条の十八第三項ただし書」に改め、同項第四号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第二百七十一条の三十とする。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がお保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第二百七十一条の十第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

第二百七十一条の十三を第二百七十一条の二十九とし、第二百七十一条の十二を第二百七十一条の二十八とし、第二百七十一条の十一を第二百七十一条の二十七とし、同条の前に次の款名を付する。

第四款 監督

第二百七十一条の十を第二百七十一条の二十六とし、第二百七十一条の九を第二百七十一条の二十五とする。

第二百七十一条の八第一項中「この節及び次節」を「この款及び次款」に改め、同条を第二百七十一条の二十四とする。

第二百七十一条の七を第二百七十一条の二十三とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 経理

第二百七十一条の六第六項中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改め、同条を第二百七十一条の二十二とする。

第二百七十一条の五を第二百七十一条の二十一とする。

第二百七十一条の四第二項第三号中「第二百七十一条の六第三項各号」を「第二百七十一条の二十二第三項各号」に改め、同条を第二百七十一条の十九とし、同条の次に次の一条及び款名を加える。
(保険主要株主に係る規定の準用)

第二百七十一条の二十 第二百七十一条の十七の規定は、保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

第二款 業務及び子会社

第二百七十一条の三第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になつた会社若しくは保険会社を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社である会社に対し、保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることが出来る。

第二百七十一条の三を第二百七十一条の十八とし、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第三節 保険持株会社に係る特例

第一款 通則

第十章の二に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節 通則

(保険会社等の株式所有に係る届出書の提出)
第二百七十一条の三 一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第二百七十一条の十において「国等」という。)を除く。以下この章及び第三百三十三条において「保険株式大量所有者」という。は、内閣府令で定めるところにより、保険株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。)以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣

府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「保険株式所有届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である保険会社又は保険持株会社の株式の数を、当該保険会社又は当該保険持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。)に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の保険会社又は保険持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項
二 商号、名称又は氏名及び住所
三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名
四 事業を行つてゐるときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類
2 第二条第十五項の規定は、前項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(保険株式所有届出書に関する変更報告書の提出)
第二百七十一条の四 保険株式大量所有者は、一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合(株式所有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。)には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書(以下この条及び次条において「変更報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただ

し、株式所有割合が百分の一以上減少したところによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 株式所有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 保険株式所有届出書又は変更報告書(以下この節において「提出書類」という。)を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣府令に提出しなければならない。

4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣府令に提出しなければならない。

5 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(保険株式所有届出書等に関する特例)

第二百七十一条の五 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣府令に届け出た者が所有する株式で当該株式の発行者である保険会社又は保険持株会社の事業活動を支配することを所有の目的とし、ないもの(株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」と

いう。)に係る保険株式所有届出書は、第二百七十一条の第三項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となった基準日における当該株式の所有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣府令に提出しなければならない。

2 特例対象株式に係る変更報告書(当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣府令に提出しなければならない。

一 前項の保険株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該保険株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該保険株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところ

により内閣府令に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

第二百七十一条の六 内閣府令は、第二百七十一条の第三項、第二百七十一条の第四項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に對し、訂正報告書の提出を命ずることができ、この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続の規定)による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二百七十一条の七 内閣府令は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に對し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(保険株式大量所有者による報告又は資料の提出)

第二百七十一条の八 内閣府令は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した保険株式大量所有者に對し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険株式大量所有者に対する立入検査)

第二百七十一条の九 内閣府令は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した保険株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入り、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該保険株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

第二節 保険主要株主に係る特例

第一款 通則

(保険主要株主に係る認可等)

第二百七十一条の十 次に掲げる取引若しくは行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になろうとする者又は保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第二百七十一条の十八第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び保険会社を子会社としようとする保険持株会社を除く。)は、あらかじめ、内閣府令の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になろうとする者による保険会社の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第三条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になった者(国等並びに保険持株会社及び第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第三百三十三条において「特定主要株主」という。は、当該事由の生じた日の属する当該保険会社の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になった者若しくは保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよ

う、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第二百七十一条の十一 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という。)による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らし、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の財産及び収支の状況に照らし、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らし、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

る事項に照らし、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

口 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)に照らし、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第二款 監督

(保険主要株主に対する報告又は資料の提出)

第二百七十一条の十二 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険主要株主に対する立入検査)

第二百七十一条の十三 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険

主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険主要株主の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該保険主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

(保険主要株主に対する措置命令)

第二百七十一条の十四 内閣総理大臣は、保険主要株主が第二百七十一条の十一各号に掲げる基準に当該保険主要株主に係る第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可に第三百十条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。)に適合しなくなったときは、当該保険主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(保険主要株主に対する改善計画の提出の要求等)

第二百七十一条の十五 内閣総理大臣は、保険主要株主(保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況(保険主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該保険主要株主の子会社その他の当該保険主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。)に照らし、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該保険主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、保険主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該保険主要株主がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者である保険会社に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(保険主要株主に係る認可の取消し等)

第二百七十一条の十六 内閣総理大臣は、保険主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該保険主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該保険主要株主の第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である保険主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 保険主要株主は、前項の規定により第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雑則

(外国保険主要株主に対する法律の適用関係)
第二百七十一条の十七 保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて外国人又は外国法人であるもの(以下この条において「外国保険主要株主」という。)に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国保険主要株主に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百七十三条第八号中「第二百七十一条の十八」を「第二百七十一条の三十三」に、「第二百七十条の三第一項又は」を「第二百七十一条の

十第一項若しくは第二項ただし書又は第二百七十一条の十八第一項若しくは」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第二百七十一条の十四第三項」を「第二百七十一条の三十四項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二百七十一条の十四第一項」を「第二百七十一条の三十一第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二百七十一条の十四第一項」を「第二百七十一条の三十一第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。
五 第二百七十一条の十六第一項の規定により第二項ただし書の認可を取り消したとき。
第三百七条第三項中「平成五年法律第八十八号」を削る。

第三百十一条第一項中「第二百七十一条の十二」を「第二百七十一条の九、第二百七十一条の十三、第二百七十一条の二十八」に改める。
第三百十一条の二第二項第一号中「第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第二百七十一条の三十四第一項若しくは第四項」に改める。

第三百十一条の三第一項第二号中「第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の十五第一項」を「第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書、第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の三十一第一項」に改め、同項第三号中「第二百七十一条の十三又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十四第四項、第二百七十一条の十六第一項、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六、第二百七十一条の十八第五項、第二百七十一条の二十九又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し
第三百十一条の三第二項第一号中「第二百七十一条(同条第七号)」を「第二百七十一条(同条第八号)」に改める。

第三百十一条の四第二項中「総代理店をいう」の下に、「保険主要株主を加える」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第二号中「第二百七十一条の三第三項」を「第二百七十一条の十八第三項」に改め、同条第三号中「第二百七十一条の十四第二項」を「第二百七十一条の十八第五項の規定による命令に違反して保険会社を子会社とする持株会社であったとき又は第二百七十一条の三十三第二項」に改める。

第三百十六条第二号中「第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」を「第二百七十一条の三十四第一項若しくは第四項」に改める。
第三百十七条第一号中「第二百七十一条の八」を「第二百七十一条の二十四」に改め、同条第一号の二中「第二百七十一条の九第一項」を「第二百七十一条の二十五第一項」に改め、同条第二号中「又は第二百七十一条の十一第一項」を「第二百七十一条の八、第二百七十一条の十二又は第二百七十一条の二十七第一項」に改め、同条第三号中「若しくは第二百七十一条の十二第一項」を「第二百七十一条の九第一項、第二百七十一条の十三第三項若しくは第二百七十一条の二十八第一項」に改め、同条第七号中「第二百七十一条の十四第一項」を「第二百七十一条の三十四第一項」に改め、同条第八号中「第二百七十一条の三第一項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改める。

第二百七十三条第一項中「機構の役員」の下に「保険株式大量所有者(保険株式大量所有者が保険株式大量所有者でなくなった場合における当該保険株式大量所有者であった者を含み、保険株式大量所有者が法人(第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同じ。)であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、保険主要株主(保険主要株主が保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要株主であった者を含み、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなった場合における当該特定主要株主であった者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)」を加え、同項第二十六号中「第二百七十一条の五第一項」を「第二百七十一条の二十一第一項」に改め、同項第三十四号中「第二百七十一条の七」を「第二百七十一条の十七」に改め、同項第三十七号中「第二百七十一条の十七」を「第二百七十一条の三十二第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十五号中「第二百七十一条の十三」を「第二百七十一条の十四、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項又は第二百七十一条の二十九」に改め、同項第五十三号中「第二百七十一条の三第二項又は」を「第二百七十一条の三第一項、第二百七十一条の四第一項、第三項若しくは第四項、第二百七十一条の五第一項、第二項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第三項又は第二百七十一条の十八第二項若しくは」に、「届出を」提出若しくは届出に改め、同項第五十五号を同項第五十八号とし、同項第五十四号中「第二百七十一条の六第一項」を「第二百七十一条の二十二第一項」に改め、同号を同項第五

る。

第五十三條に次の一号を加える。

五 第十二條第三項ただし書の規定による承

諾

第五十五條第一項中「こえる」を「超える」に改め、同條第二項中「総会の議決によつて」を削り、同條第三項中「五分の一」の下に「(その総数が二千五百を超える金庫にあつては、五百)」を加え、同條第五項ただし書を次のように改める。

ただし、総代(補欠の総代を除く。)の選任については、議決することができない。

第五十五條に次の一項を加える。

6 総代会において第五十三條第二号(解散又は合併)又は第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、會員に議決の内容を通知しなければならない。

第五十五條の次に次の一條を加える。

(総会と総代会の關係)

第五十五條の二 前條第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を會議の目的として、第四十七條第二項又は第四十八條(會員による總會の招集)の規定により總會を招集することができる。この場合において、同項の規定による書面の提出又は同條後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内にしなければならない。

2 前項の總會において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第五十八條第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 金融先物取引等

第五十八條第二項第十八号中「第十一号」の下に「及び第十六号の二」を加え、同條第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融先物取引等 金融先物取引法

(昭和六十三年法律第七十七号)第二條第九項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。

第五十八條第六項第四号中「昭和六十三年法律第七十七号」を削る。

第五十八條の二 第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 金融先物取引等

第五十八條の二 第一項第十六号中「第九号」の下に「及び第十四号の二」を加える。

第五十八條の三 第一項第一号を次のように改める。

一次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 労働金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)

ロ 第五十八條第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八條の三 第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同條第三項中「第一項第二号又は第四号」を「第一項第三号」に改める。

第五十八條の四 第一項中「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第五十八條の五 第一項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を

営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第五十八條の五 第一項第五号を削り、同項第六号中「次條第二項第二号」を「次條第二項」に、「基準株式数等」を「同條第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同條第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同條第三項中「から第五号まで又は第七号」を「から第四号まで又は第六号」に改め、「主として当該労働金庫連合会の行う業務のために」を削り、「第六項」を「以下この項及び第六項」に、「を営んでいる会社」を「又は第五十八條

第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)」に改め、同條第六項中「労働金庫連合会の一の子会社の営む業務」を削る。

第五十八條の六 第一項中「から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社(特定従属会社を除く。）」並びに同項第五号及び第七号」を「から第四号まで及び第六号」に改め、同條第二項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第六十三條第二項中「五分の一」を「三分の一」に、「三分の一」を「二分の一」に改める。

第九十一條第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は第六号」を「若しくは第五号」に改める。

第九十四條第一項中「(営業の免許)」の下に「第八條第三項(営業所の設置等)」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「従事する者」の下に「その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者」を加える。

第九條の八 第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 金融先物取引等

第九條の八 第二項第十七号中「第十号」の下に「及び第十五号の二」を加え、同條第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融先物取引等

金融先物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号)第二條第九項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。

第九條の八 第六項第四号中「(昭和六十三年法

律第七十七号)を削る。

第五十一条第二項中「変更」の下に「(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第七条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号及び第十号を削る。

第四条の二第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 信用協同組合の行う事業に従属する業務として内閣府令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)

ロ 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第四条の二第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第二号又は第四号」を「第一項第三号」に改める。

第四条の三第一項中「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第四条の四第一項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券

第一類第五号 財務金融委員会議録第十八号

平成十三年六月二十六日

専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第四条の四第一項第五号を削り、同項第六号中「次条第二項第二号」を「次条第二項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第五号口及び第六号口中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同条第三項中「から第五号まで又は第七号」を「から第四号まで又は第六号」に改め、「主として当該信用協同組合連合会の行う事業のため

にを削り、「第六項」を「以下この項及び第六項」に、「を営んでいる会社」を「又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)」に、「中小企業等協同組合法」を「同法」に改め、同条第六項中「信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務」を削る。

第四条の五第一項中「から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社(特定従属会社を除く。)」並びに同項第五号及び第七号を「から第四号まで及び第六号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第五条の四第七項中「提出し、その」を「提出して、附屬明細書にあつてはその内容を報告し、事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその」に改める。

第六条第一項中「第十二条の二」を「第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二」に改める。

第十二条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「又は第七号から第十号まで」を「第七号又は第八号」に改め、同項第十五号中「から第十号まで」を削る。

第八条 商工組合中央金庫法の一部改正

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第三十九条ノ三を削る。

一部を次のように改正する。

第十条第二項中「移転ノ登録」の下に「其ノ他内閣府令、財務省令ヲ以テ定ムル登録」を加え、同条第三項中「移転ノ登録」の下に「其ノ他内閣府令、財務省令ヲ以テ定ムル登録」を加える。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「業務」の下に「政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」を加える。

第五条後段を削り、同条に次の一項を加える。

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廢止セントスルトキハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十条第五号中「第五条」を「第五条第一項又は第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条中「及び信託業務を兼営する銀行」を削り、同条に次の一項を加える。

4 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第十二条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「及び信託業務を兼営する銀行」を削り、「特定信託会社等」を「特定信託会社」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特定信託会社等」を「特定信託会社」に改め、同条第五項中「特定信託会社等」を「特定信託会社」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同項若しくは同条第二項」に改め、同条に次の一

項を加える。

6 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(証券取引法の一部改正)

第十三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

第五十六條第一項第六号中、第五号又は第六号を「又は第五号」に改める。

第六十二條第三項中、第五十三條第一項の認可を削る。

第六十五條の二第四項中「から第四号まで及び第六号を」から第五号まで」に改め、同条第五項中「及び第五号」を削る。

(外国証券業者に關する法律の一部改正)

第十四條 外国証券業者に關する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九條第六号を削り、同條第七号を同條第六号とする。

第二十四條第一項第六号中「第六号又は第七号」を「又は第六号」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中銀行法第十七條の二を削る改正規定及び第四十七條第二項の改正規定(、第十三條中保險業法第二百二條の二を削る改正規定及び第二百七十七條の六第二項第一号の改正規定、第四條中第五十五條の三を削る改正規定、第八

條、第九條、第十三條並びに第十四條の規定並びに次條、附則第九條及び第十三條から第十六條までの規定、公布の日から起算して一月を経過した日

二 第十條から第十二條までの規定並びに附則第十條から第十二條まで及び第十七條の規定、平成十三年十月一日

(外国銀行支店に係る營業の免許に關する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)

第四十七條第一項の規定により旧銀行法第四條第一項の内閣總理大臣の免許(以下この條において「旧免許」という。)を受けている外国銀行のうち、その受けている旧免許の数が一であるものについては、この法律の施行の際に第一條の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)(第四十七條第一項の規定により新銀行法第四條第一項の内閣總理大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新銀行法第四十七條第一項の規定により新銀行法第四條第一項の内閣總理大臣の免許を受けたものとみなされる外国銀行以外の外国銀行は、この法律の施行前においても、当該外国銀行が受けている旧免許に係る外国銀行支店のうち一の外国銀行支店を新銀行法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店として定め、内閣府令で定めるところにより内閣總理大臣に届け出ることが出来る。

3 この法律の施行前に前項の規定による届出をした外国銀行であつて、この法律の施行の際現に旧免許を受けているものは、施行日において新銀行法第四十七條第一項の規定により新銀行法第四條第一項の内閣總理大臣の免許を受けたものとみなす。

(銀行の株主に關する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第三節の規定を除く。)(の適用については、当

該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二條の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第十六條の二第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の銀行を子会社としている銀行は、当該他の銀行の株式の所有につき、施行日に新銀行法第五十二條の九第二項ただし書の認可を受けたものとみなす。

(長期信用銀行の株主に關する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に存する長期信用銀行の株式の所有者に対する第二條の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。)(第十六條の二から第十六條の二の三までの規定及び新長期信用銀行法第十七條において長期信用銀行株式大量所有者又は長期信用銀行主要株主について準用される新銀行法の規定の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新長期信用銀行法第十六條の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該長期信用銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の長期信用銀行法第十三條の二第六項又は第七項ただし書の認可を受けて他の長期信用銀行を子会社としている長期信用銀行は、当該他の長期信用銀行の株式の所有につき、施行日に新長期信用銀行法第十六條の二の二第一項の認可を受けたものとみなす。

(保險会社の株主に關する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に存する保險会社の株式の所有者に対する第三條の規定による改正後の保險業法(以下「新保險業法」という。)(第十章の二の規定(第三節の規定を除く。)(の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新保險業法第二百七十一條の十第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該保險会社の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第三條の規定による改正前の保險業法第六條第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の保險会社を子会社としている保險会社は、当該他の保險会社の株式の所有につき、施行日に新保險業法第二百七十一條の十第一項の認可を受けたものとみなす。

(信用金庫等の決算関係書類に關する経過措置)

第六條 第四條の規定による改正後の信用金庫法第三十七條第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(労働金庫等の決算関係書類に關する経過措置)

第七條 第五條の規定による改正後の労働金庫法第三十九條第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(信用協同組合等の決算関係書類に關する経過措置)

第八條 第七條の規定による改正後の協同組合による金融事業に關する法律第五條の四第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(登録社債等及び登録國債の信託の登録に關する経過措置)

第九條 信託会社が第九條の規定の施行の際現に信託財産として所有する同條の規定による改正後の信託業法(以下この條において「新信託業法」という。)(第十條第二項に規定する登録社債等(次に掲げる要件のいずれをも満たすものに限る。)(については、附則第一條第一号に定める日において当該信託会社が当該登録社債等につき信託の登録を受けたものとみなして、信託法(大正十一年法律第六十二号)第三條第一項の規

定を適用する。この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該信託財産を処分したときは、受益者は、同法第三十一条ただし書の規定にかかわらず、処分の相手方及び転得者においてその処分が信託の本旨に反することを知らなかったとき又は重大な過失によつてこれを知らなかったときに限り同条の規定による取消しをすることができ。

一 当該登録債権につき、附則第一条第一号に定める日以前に、当該信託会社が、内閣府令、財務省令で定める登録を、新信託業法第十條第二項に規定する内閣府令、財務省令の定めるところと同一の方法により信託財産である旨を明示して行つていたこと。

二 当該登録債権等につき、前号の登録をした時から附則第一条第一号に定める日の前日までの間に他の登録(債権等登録法昭和十七年法律第十一号)第五条の担保権の登録その他の内閣府令、財務省令で定める登録を除く)がなされてないこと。

三 第九条の規定の施行の際、内閣府令、財務省令で定めるところにより当該登録債権等が信託財産であることが明示されていること。信託会社が第九条の規定の施行の際現に信託財産として所有する新信託業法第十條第三項に規定する登録国債(次に掲げる要件のいずれをも満たすものに限り)については、附則第一条第一号に定める日において当該信託会社が当該登録国債につき信託の登録を受けたものとみなして、信託法第三条第一項の規定を適用する。

この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該信託財産を処分したときは、受益者は、同法第三十一条ただし書の規定にかかわらず、処分の相手方及び転得者においてその処分が信託の本旨に反することを知らなかったとき又は重大な過失によつてこれを知らなかったときに限り同条の規定による取消しをすることができ。

一 当該登録国債につき、附則第一条第一号に

定める日以前に、当該信託会社が、内閣府令、財務省令で定める登録を、新信託業法第十條第三項に規定する内閣府令、財務省令の定めるところと同一の方法により信託財産である旨を明示して行つていたこと。

二 当該登録国債につき、前号の登録をした時から附則第一条第一号に定める日の前日までの間に他の登録(国債に関する法律明治三十九年法律第三十四号)第三条の質権の登録その他の内閣府令、財務省令で定める登録を除く)がなされてないこと。

三 第九条の規定の施行の際、内閣府令、財務省令で定めるところにより当該登録国債が信託財産であることが明示されていること。

3 前二項の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む同項に規定する金融機関について準用する。

(金融機関が営む信託業務に関する経過措置) 第十條 第十條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて同項の金融機関が営む信託業務に対する第十條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の適用については、同法第一条第一項中「業務(政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)とあるのは「業務」と読み替へるものとする。

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置) 第十一條 信託業務を兼営する銀行で第十一條の規定の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいるものについては、同条の規定による改正後の宅地建物取引業法第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(不動産特定共同事業法の一部改正に伴う経過措置) 第十二條 信託業務を兼営する銀行で第十二條の規定の施行の際現に不動産特定共同事業を営んでいるものについては、同条の規定による改正後の不動産特定共同事業法第四十六條の規定に

かわからず、なお従前の例による。

(権限の委任) 第十三條 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができ。

(処分等の効力) 第十四條 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置) 第十五條 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第十六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に係る経過措置を含む)は、政令で定める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正) 第十七條 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第一号ホ及びヘ中「信託会社等」を「信託会社(信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。)」に改める。

(登録免許税法の一部改正) 第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(二)中「外国銀行支店の免許等」を「(外国銀行の免許等)」に、「営業所の数」を「免許件数」に、「一箇所」を「一件」に改め、同号(三)イ中「銀行の」を「銀行の外国における」に改め、同号(三)ロ中「銀行の」を「銀行の外国における」に、「又は」を「又は外国における」に改め、同号(十一)を同号(十二)とし、同号(十)を同号(十一)とし、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)を同号(八)とし、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)の次に次のように加える。

(四) 銀行法第四十七條の二(従たる外国銀行支店の設置等の規定による次に掲げる認可)イ 銀行法第四十七條第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可ロ 銀行法第四十七條第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)

(四) 銀行法第四十七條の二(従たる外国銀行支店の設置等の規定による次に掲げる認可)	
イ 銀行法第四十七條第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可	支店の数 一箇所につき十五万円
ロ 銀行法第四十七條第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)	営業所の数 一箇所につき九万円

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第五十条第一項」の下に、「労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十五条第一項を加える。

第五条第三項中「(昭和二十八年法律第二百二十七号)」を削る。

第十条第三項第二号中「五分の四」を「三分の二」に改める。

第二十三条第一項中「労働金庫法第五十三条」の下に「(同法第五十五条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 労働金庫法第五十五条第六項(合併等の決議に係る通知)及び第五十五条の二(総会と総代会の関係)の規定は、労働金庫の転換について準用する。

(預金保険法の一部改正)

第二十条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改め、同項第二号中「第十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項第四号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改める。

第六十一条第八項中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に、「第十六条の二第二項」を「第十六条の二の四第一項」に改める。

(持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十一条 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十二条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

第十二条第二項中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同条第五項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第三項」に改める。

(検討)

第二十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新銀行法、新長期信用銀行法及び新保険業法の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主、新長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主及び新保険業法第二条第十四項に規定する保険主要株主に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近における銀行業、保険業その他の金融業等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、銀行等の的確、公正かつ健全な経営を確保しつつ、我が国金融の活性化を図るための環境を整備する必要性にかんがみ、銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、銀行の営業所に関する規定その他の規定について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年七月九日印刷

平成十三年七月十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D